

生徒指導のてびき

－改訂版－

- 第1章 生徒指導の理念
- 第2章 生徒指導上の諸課題への対応①
- 第3章 家庭、地域、関係機関等との連携・協働
- 第4章 生徒指導上の諸課題への対応②
- 第5章 生徒指導に関する危機管理

令和7年3月
広島県教育委員会

改訂に当たって

本冊子は、平成13年3月に、当時の時代背景を踏まえ、校長を中心とした校内の生徒指導体制の確立と、生徒指導上の諸課題への対応及び関係機関等との連携の在り方について、基本的な考え方や指導上の留意点をまとめ、全県に配布しました。その後、平成22年3月に改訂し、校内での生徒指導に係る研修や各学校の生徒指導上の諸課題の解決に向けて、生徒指導を推進するための指導書として広く活用されてきました。

子供たちを取り巻く環境は刻一刻と変化し、これからの学校教育に求められる役割や機能が多様化する一方で、各学校が生徒指導体制をより一層充実させ、家庭や地域社会、関係機関等との連携・協働を図り、児童生徒の健全育成を広い視野から考える開かれた生徒指導を推進することが、これまで以上に重要となります。

こうした状況を踏まえ、改めて生徒指導の基本的な考え方と、これからの時代に求められる取組や対応等の在り方について整理し、広島県の生徒指導を一層充実させていくことを目的に、本冊子の見直しを行いました。

特に、令和4年12月に改訂された「生徒指導提要（文部科学省）」を踏まえ、「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性を伸ばし、自己実現を支える生徒指導」として、様々な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦することや、多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感できるための指導・支援の考え方について整理しました。

これまで各学校が組織として取り組んできたことを礎に、これからの実践を積み重ね、磨きながら、生徒指導体制がより一層充実するために必要な事項等について示しています。

本冊子には、社会がどのように変化し、予測困難であったとしても、これからの時代を担う子供たちが、「人」や「学び」、「夢や目標」との出会いを通して「生きる力」を育みながら、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標達成のために、他者の主体性を尊重しながら自らの行動を決断し、実行する力を身に付け、「未来への歩みにつなげることができるように」との願いを込めました。

児童生徒一人一人の現在及び将来における自己実現を図るプロセスを支え、導いていくことのできる生徒指導の理念が、これまで以上に広く共有されるとともに、これからも学校が児童生徒一人一人にとって、真に安全で安心できる場所となるために、「生徒指導のてびき（令和7年3月改訂版）」が各学校において積極的に活用され、生徒指導の一層の充実が進められることを切に願っています。

令和7年3月

第1章 生徒指導の理念

I	生徒指導の意義	・・・	1
II	生徒指導の構造と分類	・・・	4
III	生徒指導体制の確立	・・・	6
IV	教育相談体制の確立	・・・	9
V	魅力ある学校		
	学級づくりの推進	・・・	13
VI	生徒指導と教育課程	・・・	20
VII	児童生徒の権利の理解	・・・	30

第2章 生徒指導上の諸課題への対応①

I	いじめ事案への対応	・・・	33
II	暴力行為事案への対応	・・・	44
III	少年非行事案への対応	・・・	50
IV	性に関する事案への対応	・・・	62
V	インターネット・スマートフォン等 に係る事案への対応	・・・	69
VI	命に関わる事案への対応	・・・	78
VII	児童虐待への対応	・・・	86

第3章 家庭、地域、関係機関等との

連携・協働

I	家庭との連携・協働	・・・	97
II	地域との連携・協働	・・・	99
III	関係機関等との 連携・協働	・・・	101

第4章 生徒指導上の諸課題への対応②

I	生徒指導規程（校則等）	・・・	117
II	特別な指導	・・・	121
III	出席停止	・・・	127
IV	懲戒	・・・	142
V	高等学校における中途退学	・・・	151
VI	アルバイト就労	・・・	160
VII	デートDV	・・・	165

第5章 生徒指導に関する危機管理

I	危機管理の基本的な考え方と 体制の確立	・・・	167
II	（参考）各種対応に係る フローチャート		
	・暴力行為	・・・	181
	・教室における盗難	・・・	182
	・金銭強要	・・・	183
	・自殺予告	・・・	184
	・家出等	・・・	185
	・薬物乱用等	・・・	186

質問一覧

項目	質問		ページ
第1章Ⅰ	Q 1	「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた教育活動を行う上でのポイントは、どのようなことですか。	3
第1章Ⅲ	Q 2	生徒指導の年間指導計画を作成する上でのポイントは、どのようなことですか。	8
第1章Ⅳ	Q 3	校外の教育相談窓口には、どのようなものがありますか。	12
第1章Ⅴ	Q 4	長期欠席児童生徒の考え方について、教えてください。	18
第2章Ⅰ	Q 5	いじめの未然防止に向けた取組について、どのようなことを行ったらよいですか。	42
	Q 6	いじめの早期発見には、どのような取組を行えばよいですか。	42
	Q 7	認知したいじめへの対応は、どのようにしたらよいですか。	43
第2章Ⅱ	Q 8	どのようなことに注意すれば、暴力行為の兆候がつかめますか。	48
	Q 9	暴力行為の兆候をつかんだとき、どのような指導・支援をしたらよいですか。	49
	Q 10	繰り返し暴力行為を行ったり、教職員に暴力をふるう場合はどのようにしたらよいですか。	49
第2章Ⅲ	Q 11	喫煙をしているのを見つけたとき、どのような対応・指導を行えばよいですか。	54
	Q 12	喫煙をした児童生徒と同じ場所で話をしていたなどの児童生徒には、どのように対応・指導したらよいですか。	54
	Q 13	薬物乱用があった場合、どのように対応したらよいですか。	56
	Q 14	校内で盗難があった場合、どのように対応したらよいですか。	58
	Q 15	校内で盗難が起きたとき、警察に指紋をとってもらってもよいですか。	59
	Q 16	窃盗・万引きをした児童生徒に対して、どのように指導したらよいですか。	59
	Q 17	暴走行為や暴走族などへの加入の疑いがある場合に対して、どのように対応したらよいですか。	60
第2章Ⅴ	Q 18	携帯電話やスマートフォンを利用することで生起する生徒指導上の課題には、どのような事案がありますか。	77
	Q 19	SNS上に誹謗・中傷の書き込みがあったという相談を受けました。どのように対応すればよいですか。	77
第2章Ⅵ	Q 20	「誰にも言わないで」と訴える児童生徒には、どのように対応したらよいですか。	84
	Q 21	児童生徒のSOSに気づく校内体制は、どのように整えたらよいですか。	84
	Q 22	自殺予防教育は、何から始めたらよいですか。	85

項目	質問	ページ
第2章Ⅶ	Q23 児童虐待には、どのようなものがありますか。	91
	Q24 虐待は、児童生徒の心身の成長や人格形成にどのように影響しますか。	92
	Q25 虐待の疑いがある児童がいますが、保護者はしつけであると主張しています。しつけと虐待の違いは何ですか。	93
	Q26 家庭への立入調査は、どのように行われるのですか。	93
	Q27 要保護児童対策地域協議会とは、どのようなものですか。	93
	Q28 一時保護されているときの学校の出席の取り扱いは、どうなりますか。	94
	Q29 ヤングケアラーの疑いのある児童生徒に対して、どのように対応すればよいですか。	96
	Q30 ヤングケアラーについては、虐待と同様に学校は発見しやすい立場にあります。ヤングケアラーに対する学校の役割とは何ですか。	96
第3章Ⅲ	Q31 家庭裁判所での少年事件の扱いは、どのようになっていますか。	106
	Q32 少年法は、どのような法律ですか。	107
	Q33 家庭裁判所等における少年保護の流れは、どのようになっていますか。	108
	Q34 少年鑑別所（法務少年支援センター）は、どのような機関ですか。	108
	Q35 児童自立支援施設とは、どのような施設ですか。	110
	Q36 少年院は、どのような機関ですか。	111
	Q37 こども家庭センター（児童相談所）は、どのような機関ですか。	111
	Q38 こども家庭センター（児童相談所）との連携・協働は、どのようにしたらよいですか。	112
	Q39 こども家庭センター（児童相談所）における相談援助活動の流れは、どのようになっていますか。	113
	Q40 保護観察とは、どのようなことをするのですか。	113
	Q41 学校は、青少年育成団体と、どのような連携をしたらよいですか。	116
	Q42 広島県高等学校校外指導連盟とは、どのようなものですか。	116
第4章Ⅰ	Q43 生徒指導規程に基づいた指導を行うにあたり、職員で共通認識をもつには、どのようにしたらよいですか。	120
	Q44 生徒指導規程の見直しについては、どのように考えればよいですか。	120
	Q45 高等学校の生徒指導規程について、中学生や新入生にどのように説明したらよいですか。	120

項目	質問		ページ
第4章Ⅱ	Q46	高等学校において、家庭における反省指導（家庭反省）が長引いて欠課時間数が増えることについて、どのように考えればよいですか。	123
	Q47	高等学校において、家庭反省が形式的なものとなり、指導の成果が上がっていない場合、どのように工夫すればよいですか。	123
	Q48	指導を実施するに際して、家庭の積極的な協力を得るには、どのようなことを大切にすればよいですか。	124
	Q49	小・中・義務教育学校において、授業中に課題となる言動が生じた場合、対象となる児童生徒を他の場所で指導することはできますか。	124
	Q50	小・中・義務教育学校において、別室での指導中に課題となる言動が生じた場合に、対象となる児童生徒に対し、別室で継続して指導することはできますか。	125
	Q51	小・中・義務教育学校において、児童生徒が、校内でタバコを吸っている場면을発見しました。別室で特別な指導をすることはできますか。	125
	Q52	小・中・義務教育学校において、課題となる言動が生じた場合に、対象となる児童生徒の保護者と連携し、家庭に帰して指導をすることができますか。	125
	Q53	学校反省指導中に保護者や当該児童生徒から「授業に出させてほしい」と言われたらどのようにすればよいですか。	126
	Q54	事実確認を行った後、判明した事実を記録するには、どのようにすればよいですか。	126
	Q55	生徒が逮捕され警察に勾留されているため、当該生徒から事実確認ができません。指導方針はどのように決定すればよいですか。	126
第4章Ⅲ	Q56	学校は、出席停止の期間中の児童生徒に対して、どのような指導をすればよいですか。	131
	Q57	学校外での生徒間暴力で、出席停止を言い渡すことができますか。	131
第4章Ⅳ	Q58	公立小・中・義務教育学校の児童生徒に、懲戒処分を行うことはできますか。	148
	Q59	懲戒処分を行うに当たって、「指導を尽くした上で、なお懲戒処分以外に対応の方法がない」の「指導を尽くす」とはどのようなことですか。	148
	Q60	懲戒退学を行う場合の前提となる「改善の見込みがない」とは、どのような状況ですか。	148
	Q61	警察に逮捕されたことをもって、懲戒停学や懲戒退学を行うことはできますか。	149
	Q62	喫煙同席での懲戒停学や懲戒退学を行うことはできますか。	149
第4章Ⅶ	Q63	殴ったり、蹴ったりしなくてもDVになりますか。	166
	Q64	DVにはどのような行為がありますか。	166
	Q65	デートDVへの指導は、どのようにすればよいですか。	166

第 1 章

生徒指導の理念

I 生徒指導の意義

【ポイント】

- ・ 生徒指導の目的は、個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、全ての児童生徒が自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることである。
- ・ 生徒指導を進めるに当たっては、教職員一人一人が児童生徒と信頼関係を構築し、広く深い児童生徒理解のもと、「学校が児童生徒にとって安全で安心できる場所」となるために、「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた教育活動の充実を図り、学習指導と生徒指導の一体化を推進することにより、すべての児童生徒が自己実現を図ることができるようにすることが大切である。

生徒指導の目的は、「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、全ての児童生徒が自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えること」です。

生徒指導は学習指導と並んで重要な意義を有するものであり、教育活動の全体を通じて行うことが必要です。

生徒指導を進めるに当たっては、教職員一人一人が児童生徒との望ましい人間関係に立った児童生徒理解を深めるとともに、共通理解のもとで、全ての教職員が生徒指導に取り組んでいくことが重要です。

また、深刻化、多様化、低年齢化する生徒指導上の諸課題の解決に向けて、チーム学校としての組織的な生徒指導体制の確立とともに、家庭や地域及び関係機関との連携づくりを進めることが重要です。

これからの児童生徒は、高度情報化社会での知識の刷新やICT活用能力の習得、多様な他者との共生と協働等、予測困難な変化や急速に進行する多様化に対応していくことが求められ、各学校では、児童生徒が安全・安心な学校風土の中で望ましい生き方を身に付け、全ての児童生徒が自己実現を図ることができるようにするため、生徒指導の一層の充実を図る必要があります。

今後の生徒指導の推進に向けて、児童生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送るためには、学校が、児童生徒にとって安全で、安心できる場所であることが前提となります。また、児童生徒一人一人が、安心して学べる環境を構築するために、生徒指導が担う役割や、生徒指導のはたらきを機能させるための考え方を、教職員で共有し、ともにベクトルの向きを揃えて取組を推進することが大切です。

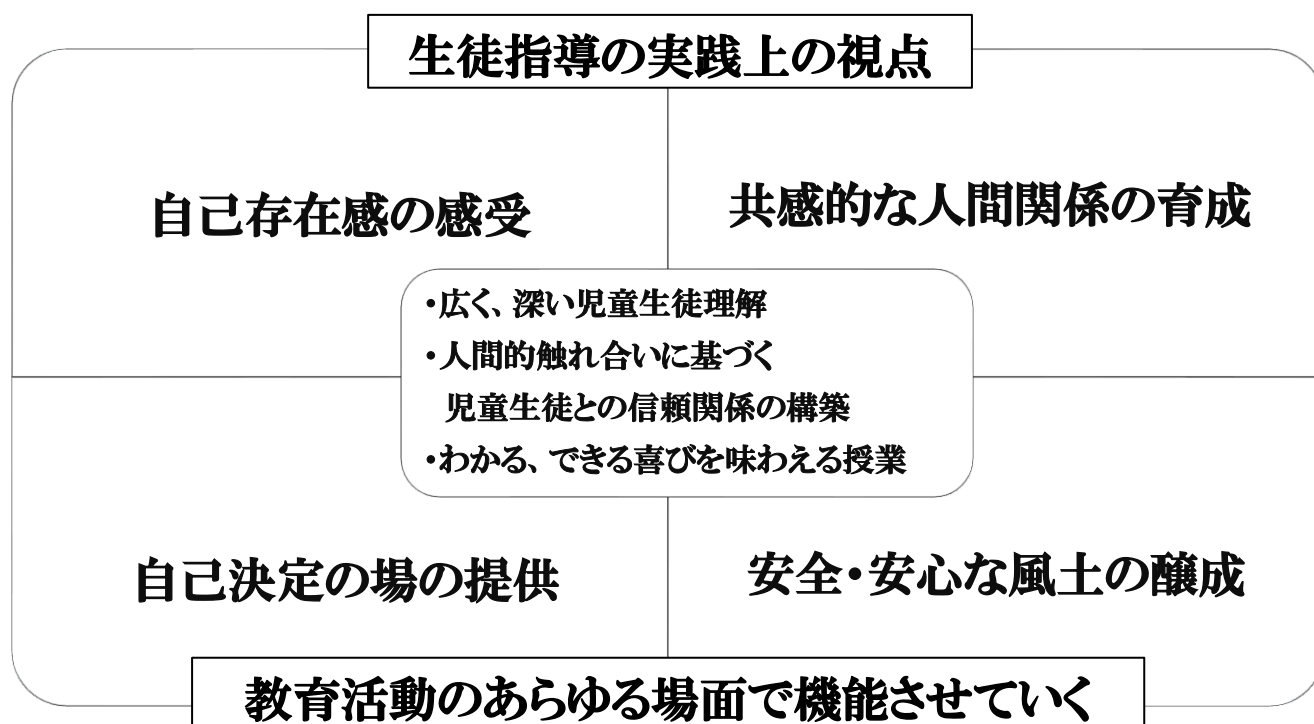
全ての児童生徒の発達を支持するといった生徒指導の考え方は、「学校教育目標を達成するために重要な機能」の一つであると考えられます。

学校が児童生徒にとって安全で安心して学べる場所であること、その土台の上に、児童生徒一人一人が、望ましい生き方を身に付け、自分自身の生き方、在り方を見つめ、深い自己理解に基づいて、自己指導能力を獲得することが求められます。

また、「学校が児童生徒にとって安全で安心できる場所」となるために、「自分自身が大切にされている」「学校・教室が心の居場所になっている」など、児童生徒が実感することができるためには、学校生活の中で、多くの時間を過ごす「授業」が生徒指導の最大の場面と捉え、学習指導と生徒指導の一体化を推進し、「魅力ある学校・学級づくり」や「充実感や成就感が味わえる授業」に向けた工夫改善を行い、素地を醸成していくことが重要です。

本県では、これまでも、教育課程の特定の領域における指導だけではなく、様々な領域で、各校が「生徒指導の三機能」の考え方を踏まえた実践を重ねてきました。

改めて、これまで積み重ねてきた「生徒指導の三機能」の考え方と実践を基盤として、「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全安心な風土の醸成」といった、「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた、豊かな集団生活が営まれる教育環境を形成していくことが求められます。



その中心となる「児童生徒理解」においては、児童生徒を多面的・総合的に、正しく見取り、その情報を基に指導・支援につなげていくことが重要です。児童生徒理解の広がりや深まりを生む働きかけには、児童生徒と教職員との日頃の人間的な触れ合いと、児童生徒と共に歩む教員の姿勢、授業等における児童生徒の充実感、成就感を生み出す指導、厳しくも温かい指導といった教師の態度が基盤となります。

Q & A

【Q 1】

「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた教育活動を行う上でのポイントは、どのようなことですか。

【A 1】

「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた教育活動を行う上でのポイントは、下記のことが考えられます。

① 自己存在感の感受

- ・児童生徒の自己肯定感や自己有用感を育むための工夫を行うことが大切です。また、児童生徒一人一人の学習の状況等に基づく「指導の個別化」や「どの児童生徒も分かる授業」の充実を図るとともに、児童生徒の興味・関心等に応じた「学習の個性化」、「どの児童生徒にとっても面白い授業」の実現を図ることが重要です。

② 共感的な人間関係の育成

- ・児童生徒が互いに認め合い・励まし合い・支え合える学習集団づくりを進めることが大切です。そのために、児童生徒が得意なところを発表し合う機会を提供する授業づくりや、なぜそう思ったのかという児童生徒の考えについてお互いに関心を抱き合う授業づくりを行うことが重要です。

③ 自己決定の場の提供

- ・教員が児童生徒の学びのファシリテーター（進行役）となり、児童生徒に意見発表の場を提供するとともに、児童生徒間の対話や議論の機会を設定するなどの取組を進めることが大切です。

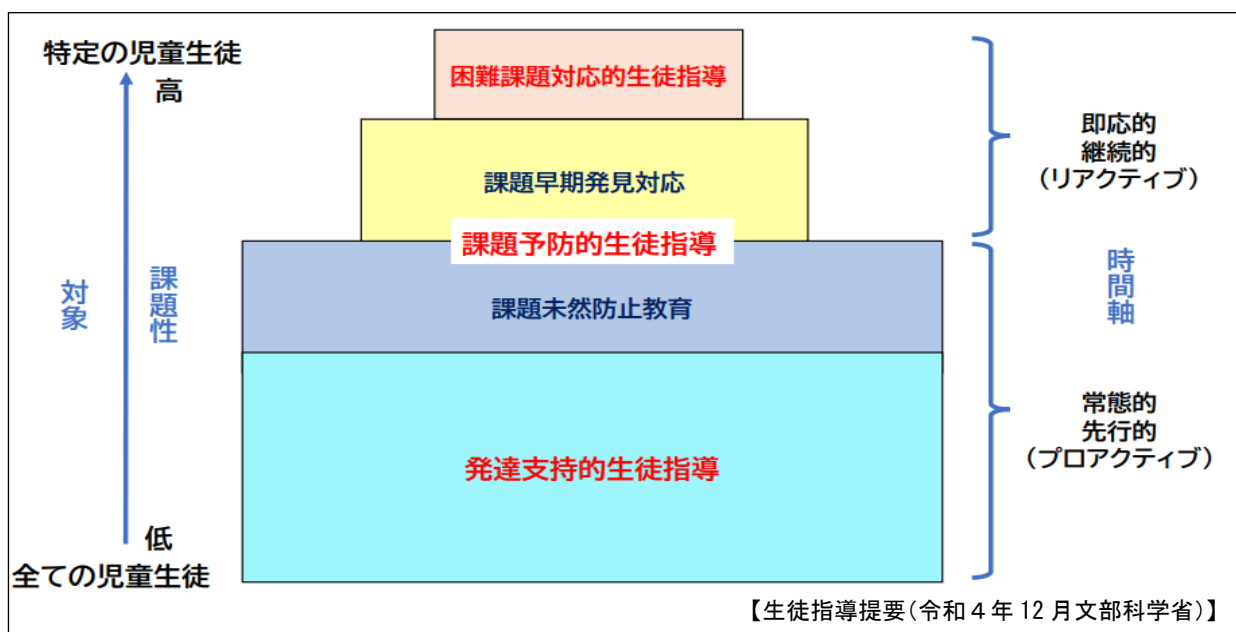
④ 安全・安心な風土の醸成

- ・教職員と児童生徒の信頼関係を築くとともに、児童生徒の多様な考えや意見が尊重される児童生徒間の信頼関係の構築を図ることによって、一人一人の児童生徒が安全で安心して学ぶことのできる学級・ホームルーム集団づくりを進めることが重要です。その際、児童生徒が互いに褒め合い、認め合うことを大切にすることや、教育活動における一人一人の児童生徒の「分からない」や「失敗」を教職員や児童生徒間で尊重し、支え合い励まし合える集団づくりを進めることが大切です。

Ⅱ 生徒指導の構造と分類

【ポイント】

- ・ 発達支持的生徒指導は、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の活動において進められる生徒指導の基盤であり、日常的な教育活動を通じて児童生徒の発達を支えるものである。
- ・ 課題予防的生徒指導は、課題の未然防止を目指したプログラムの実施であり、いじめ防止や自殺予防などが含まれる。
- ・ 課題早期発見対応は、課題となる言動の予兆を見つけ出し、早期に対応することである。
- ・ 困難課題対応の生徒指導は、特定の児童生徒に対して校内外の関係機関と連携・協働して対応していくものである。



【生徒指導提要(令和4年12月文部科学省)】

1 発達支持的生徒指導

発達支持的生徒指導は、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。発達支持的生徒指導では、日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけが大切になります。

2 課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）

課題予防的生徒指導は、課題未然防止教育と課題早期発見対応から構成されます。課題未然防止教育は、全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施です。

3 課題予防的生徒指導（課題早期発見対応）

課題早期発見対応では、課題の予兆行動が見られたり、課題が生起するリスクが高まったりするなど、気になる一部の児童生徒を対象に、深刻な課題に発展しないように、初期の段階で諸課題を発見し、対応します。

4 困難課題対応的生徒指導

いじめ、不登校、少年非行、児童虐待など特別な指導・援助を必要とする特定の児童生徒を対象に、校内の教職員（教員、SC、SSW等）だけでなく、校外の教育委員会等（小中高等学校又は特別支援学校を設置する国公立大学法人、学校法人、大学を設置する地方公共団体の長及び学校設置会社を含む。）、警察、病院、児童相談所、NPO等の関係機関との連携・協働による課題対応を行うのが、困難課題対応的生徒指導です。 ※（SC：スクールカウンセラー SSW：スクールソーシャルワーカー）

上記のような、重層的支援構造に基づいた生徒指導を行う際、課題に対して速やかに対応することや、困難な課題に対して組織的に粘り強く取り組むことなど、課題となる言動が生起してからどう対応するかだけではなく、どうすれば起きないようにするのかという点に注力することが大切です。

このように、発達支持的生徒指導や課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）の在り方を改善していくことが、生徒指導上の諸課題の未然防止や再発防止につながり、課題早期発見対応や困難課題対応的生徒指導を広い視点から捉え直すことが、発達支持的生徒指導につながるという円環的な関係にあると言えます。その意味からも、これからの生徒指導においては、特に常態的・先行的（プロアクティブ）な生徒指導の創意工夫が一層必要になります。

Ⅲ 生徒指導体制の確立

【ポイント】

- ・ 生徒指導体制の確立に向けて、全ての教職員による共通理解・共通実践のもと、生徒指導の方針・基準の明確化・具体化を図るとともに、PDCAサイクルに基づく運営及び生徒指導の年間指導計画の整備等を通して、不断の見直しと適切な評価・改善を行うことが大切である。
- ・ 発達を支える生徒指導の実現に向けて、年間指導計画において、発達支持的生徒指導及び課題未然防止教育に関する学校の生徒指導の目標や基本方針などを明確に位置付けるとともに、生徒指導の目的を踏まえることが重要である。

生徒指導体制とは、学校として生徒指導の方針・基準を定め、年間の生徒指導計画に組み込むとともに、事例研究などの校内研修を通じて教職員間で共有し、一人一人の児童生徒に対して、一貫性のある生徒指導を行うことのできる校内体制です。

生徒指導体制の確立に向けて重要な点は、以下のとおりです。

1 生徒指導体制の確立

(1) 生徒指導の方針・基準の明確化・具体化

学校の教育目標を達成するための取組について、生徒指導の方針・基準に一貫性を持たせ、明確化、具体化するための取組が大切です。その際、学校や児童生徒の実態に基づいて目標設定を行うとともに、児童生徒や保護者、地域の人々の声にできる限り耳を傾けて合意形成を図ることが重要です。

(2) 全ての教職員による共通理解・共通実践

学校の教育目標として「児童生徒がどのような力や態度を身に付けることができるように働きかけるのか」という点についての共通理解を図ること、そして、共通理解された目標の下で、全ての教職員が、児童生徒に対して、粘り強い組織的な指導・援助を行っていくことが重要です。

(3) PDCAサイクルに基づく運営

生徒指導体制の下で進められている取組が、児童生徒にとって効果的なものとなっているかどうかを、定期的に点検し、振り返りに基づいて取組を更新し続けることが重要です。生徒指導の方針や教職員による共通理解等について、児童生徒や保護者、教職員の声を踏まえて、不断の見直しと適切な評価・改善を行うことが大切です。

取組の点検のために実施する児童生徒へのアンケートの内容の例としては、学校に対する所属意識や学校への安全・安心感、教職員や学校に係る関係性、児童生徒間の人間関係、いじめの被害や加害の経験等、生徒指導上の諸課題の状況が挙げられます。

2 生徒指導のための教職員の研修

生徒指導体制を充実させるためには、全ての教職員が、課題意識や生徒指導の方針・基準を共有し、生徒指導を着実かつ的確に遂行するための研修を実施することが重要です。

(1) 校内における研修

校内における研修には、全教職員が参加して組織的・計画的に行われる研修と、校務分掌に基づいて特定の教職員によって行われる研修があるため、教職員のそれぞれが果たすべき役割や可能性などについて理解し、適切な組合せを考える必要があります。全教職員が参加して行う校内研修は、教育理念や教育方法、生徒指導の方針・基準などについての共通理解を図り、日常的な指導のための共通基盤を形成することが大切です。

(2) 校外における研修

生徒指導に関する校外の研修は、主として教育委員会等によって主催されるため、学校の状況や児童生徒の実態に応じて、各種研修を通して学んだことを校内に還元することが重要です。

(3) 生徒指導に関する研修の方向性

生徒指導を効果的に進めるには、課題の構造や本質を冷静に探究・吟味し、必要があれば、意見や取組での対立にも考慮し、バランスのとれた具体的な解決策を見いだそうとする姿勢が不可欠です。

課題の本質を理解しようとする姿勢を失い、課題の原因を児童生徒本人や家庭のみにあると決めつけることなく、児童生徒の行動をみるときの自分自身の視座（視点や認識の枠組み）に気付くことが重要です。また、あらゆる段階の研修において、「学び続ける教員」として、自己を理解し、自らの実践や体験を批判的に問い直す姿勢を持ち続けるようにすることや、研修の方向性として、組織学習の視点に立つことも重要です。

3 生徒指導の年間指導計画

児童生徒に係る様々な生徒指導上の諸課題等を未然に防止し、発達を支える生徒指導を実現していくためには、年間指導計画の整備と改善が重要です。意図的、計画的、体系的な指導につながる年間指導計画を作成・実行するには、以下のような視点に立つ必要があります。

- (1) 発達支持的生徒指導及び課題未然防止教育に関する学校の生徒指導の目標や基本方針などを、年間指導計画の中に明確に位置付けること。

- (2) 児童生徒が、将来、社会の中で自己実現を果たすことができる資質・態度や自己指導能力を身に付けるように働きかけるという、生徒指導の目的を踏まえること。
- (3) 計画性を重視した効果的な支援を積み上げていくこと。

以上の視点に立って取組を進める上で、計画が実効的な機能を果たすためには、児童生徒を支え、指導・援助する「時期」と「内容」を明確に記す必要があります。また、年間指導計画の作成を通して、教育課程との関わりを具体的に明らかにしていくことも求められます。このため、計画を作成する段階から全教職員が参画し、全校体制で生徒指導に当たっていく意識を高めることが大切です。

年間指導計画の中に、生徒指導に関する教職員研修の機会を組み入れて、常に全教職員が組織的に取り組むことの重要性を意識することも重要です。

4 Q & A

【Q 2】

生徒指導の年間指導計画を作成する上でのポイントは、どのようなことですか。

【A 2】

生徒指導の年間指導計画を作成する際、計画が実効的な役割を果たすために、指導・援助する時期や内容を明確に記すとともに、教育課程との関わりについて具体的に明らかにすることが大切です。

また、年間指導計画を作成する段階から全教職員が参画し、全校体制で生徒指導に当たるなど、全ての教職員による共通理解・共通実践に向けて、生徒指導のベクトルを揃えることが重要です。

IV 教育相談体制の確立

【ポイント】

- ・教育相談は、生徒指導の一環として位置付けられ、重要な役割を担うものであるため、生徒指導と教育相談を一体化させ、全教職員が一致して取組を進めることが重要である。
- ・教育相談体制の確立のためには、教育相談を推進する担当者（教育相談コーディネーター）を中心として、計画立案、児童生徒への相談実施、研修の実施、SCやSSW、関係機関との連携を通じて、組織的に取り組み、一人一人に合った児童生徒への最適な指導・援助を講じていくことが大切である。

教育相談の目的は、児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけることであり、生徒指導の一環として行われるものです。コミュニケーションを通して気づきを促し、悩みや課題を抱えた児童生徒を支援する働きかけであり、性質上特定の教員が行ったり、特定の時間や場所で行ったりするものではなく、学校の教育活動全体で行われるものです。

1 教育相談の組織化

複合的・重層的な課題を抱えた児童生徒への対応については、担任一人で行うことは困難です。他の教職員、多職種の専門家、関係機関がチームを組み、アセスメントに基づいて役割分担をすることで、指導・援助の幅が飛躍的に広がります。また、学校だけではカバーできない部分を補ったり、よりよい解決の方向性を見出したりするためには、多職種の専門家との連携が必須です。異なる専門性に基づく発想が合わさることで新たな支援策が見出され、児童生徒一人一人への最適な指導・援助が行える包括的な支援体制をつくることができます。

2 教育相談の計画、運営

教育相談を推進する担当者（教育相談コーディネーター）としては、次のような役割が考えられます。

(1) 教育相談を進めるための計画の立案

相談室の管理運営、面接週間の設定、児童生徒理解のための資料提供、校内における教育相談にかかる研修会の実施等について計画を立てます。

また、SCやSSWの配置校については、日常の記録、SCやSSWとの連携の在り方などについても計画に盛り込みます。

(2) 児童生徒を対象とする教育相談の実施

児童生徒が安心して相談できる場所を確保し、悩みや不安をもつ児童生徒の相談に当たります。

(3) 教育相談に係る研修の実施

教育相談研修においては、実際の事例を取り上げて討議をしたり、演習やロールプレイを取り入れたりすることが有効です。また、悩みや不安をもつ児童生徒の指導や児童生徒理解の進め方などについて教職員の理解を深め、指導力の向上を図るとともに、教職員が児童生徒の指導に対して共通理解を持って当たれるようにします。

(4) S C 及び S S W との連携

S C は、カウンセリング等を通じて、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決を支援する心理の専門家であるのに対し、S S W は、法律や制度を活用して、児童生徒と取り巻く環境に働きかけて、家庭、学校、地域の橋渡しなどにより児童生徒の悩みや抱えている課題の解決に向けて、支援する福祉の専門家です。

児童生徒に係る情報を共有し、両者が役割分担しながら協働することで、児童生徒の課題へより適切な支援を行うことができるため、役割を明確にした上で連携を図っていくことが必要です。

(5) 関係機関との連携

学校だけでは解決できないケースについては、それぞれの専門機関と連携します。また、校内の教育相談体制の確立や研修会の実施などについて、日常的に専門機関と連携することが大切です。日常的な連携を実現するには、年度当初に顔合わせをしたり、校内で担当者や窓口を決めたりしておくことなどが考えられます。

【S C の活用事例】

(事例①)

学校や学級に行きづらさを感じている児童及びその保護者に対して、学校が S C によるカウンセリングを勧め、具体的な困り感を引き出し、アセスメントを行った。アセスメントに基づいてチーム支援計画を作成し、全教職員が意識統一を図ったことで、当該児童への支援が一貫してできた。

この結果、保護者と教職員も、課題の明確化と共通の目標をもつことができ、さらに定期的なカウンセリングを実施することで、児童の状況を適宜把握し、支援の評価と修正を図り、状況の改善がみられた。

（事例②）

高校３年生の５月から急に欠席が続くなど、心配な状況が続いたため、当該生徒に対してＳＣが面談を行っていく過程で、課題の発見につながった。ＳＣを含めた関係職員で会議をもち、情報の共有と方針について検討を行い、対応方針が決まった上で、全教職員に周知し、組織的に取り組んだ。

ＳＣのアセスメントを活かして、当該生徒の話聞く窓口を学校で明確にして対応した。相談に当たる教職員は当該生徒に対して自信を持てるように承認する言葉を継続してかけた。当該生徒は徐々に自信を持てるようになり、登校する日を決めて自分のペースで登校することができるようになった。

継続した支援を通して、当該生徒は登校する頻度が増え、進学先を決めることができ、卒業に至った。

【ＳＳＷの活用事例】

（事例①）

ＳＳＷが当該児童と面談し、家庭での生活について聞き取る中で、当該児童が食事作りを強いられる、保護者から長時間叱責され続けるなど、家に居場所がないと訴えた。

校長、教頭、学級担任、ＳＳＷでケース会議を開催し、当該児童及び家庭への支援の方針を検討した。学級担任による当該児童の様子を見守りを実施するとともに、学級担任及びＳＳＷが、随時当該児童と面談を実施しながら支援を行った。

また、一人一台端末を活用しながら学級担任等と当該児童の連絡体制を整えたことや、学級担任が当該児童母親と面談を行うとともに、ＳＳＷが継続して家庭訪問を実施し、家庭及び当該児童の状況把握を行った。

この結果、当該児童に対する母親の関わりに好ましい変化が見られたとともに、当該児童は睡眠がとれるようになり、食事の量が増え、生活の状況も好転した。

（事例②）

当該生徒は外国籍であり、日本語が苦手な家族のために通訳として病院等に付き添うことが多く、学校を欠席がちであった。ＳＳＷが、本人と家族に対して、民間の医療翻訳ボランティア派遣事業について説明を行い、翻訳ボランティア対応の病院を紹介した。また、地域の社会福祉協議会や教育委員会と連携し、翻訳機の貸し出しや翻訳ボランティアの活用状況、依頼方法について情報提供した。

ＳＳＷと学校の継続した取組の結果、当該生徒が家族の付き添いのために欠席や早退をすることはなくなった。

3 Q & A

【Q 3】

校外の教育相談窓口には、どのようなものがありますか。

【A 3】

校外の教育相談窓口について、下記の窓口があります。

① 24 時間子供 SOS ダイアル

- ・ 全国統一ダイアル TEL 0120 (0) 78310

② いじめダイアル 24

- ・ 広島県立教育センター TEL 082 (420) 1313
月曜～金曜（祝日および年末年始を除く）／ 9 時～16 時

③ 心のふれあい相談室（不登校及びいじめに係る相談）

- ・ 広島県立教育センター TEL 082 (428) 7110
月曜～金曜（祝日および年末年始を除く）／ 9 時～16 時

④ こころの相談室（学校や家庭、友達などに関する相談）

- ・ 広島県福山庁舎第 1 庁舎内 TEL 084(925)3040
火曜・水曜（祝日および年末年始を除く）／10 時～17 時

⑤ L G B T 電話相談（自分の性別などの悩みについて）

- ・ エソール広島 TEL 082(207)3130
毎週土曜（祝日および年末年始を除く）／10 時～16 時

⑥ 特別支援教育・教育相談部

- ・ 広島県立教育センター TEL 082 (428) 1188
月曜～金曜（祝日および年末年始を除く）／ 9 時～16 時
※広島市立の学校については、広島市教育委員会に相談してください。

⑦ こころのライン相談@広島県

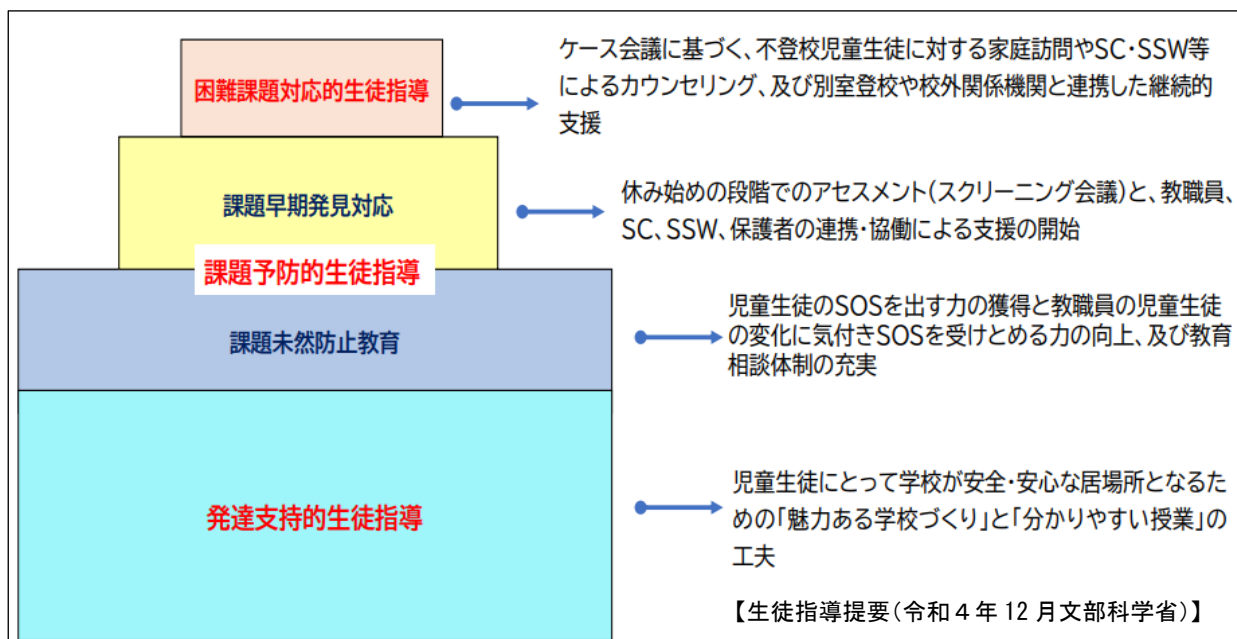


第1章 生徒指導の理念

V 魅力ある学校・学級づくりの推進

【ポイント】

- ・児童生徒が悩みを相談しやすい学校環境の整備など、教育相談体制の充実が大切である。
- ・早期発見対応の充実に向けて、教職員の受信力向上と情報共有が必要で、保健室・相談室との連携や保護者との関係づくりも重要である。
- ・長期欠席児童生徒への支援には、多面的・多角的なアセスメントが重要である。



1 教育機会確保法

不登校児童生徒数の増加や不登校の背景要因の多様化・複雑化等の状況に対応するため、平成28年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(以下「確保法」という。)が交付されました。また、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するため、平成29年には「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」が策定されました。

確保法では、不登校の要因や背景として、本人・家庭・学校に係る様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、その背後には社会における「学びの場」としての学校の相対的な位置付けの低下、学校に対する保護者・児童生徒自身の意識の変化等、社会全体の変化が少なからず影響していることが指摘されています。

そのため、学校や教育関係者が一層充実した支援や家庭への働きかけや、学校への支援体制の整備、関係機関との連携協力等のネットワークによる支援の充実を図るとともに、「不登校児童生徒に問題がある」という決めつけを払拭し、教職員・保護者・地域の人々等が不登校児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容の姿勢を持つことで、当該児童生徒の自己肯定感を高めることが重要です。

2 魅力ある学校・学級づくりにつながる発達支持的生徒指導

(1) 魅力ある学校づくり・学級づくり

全ての児童生徒にとって、「自分という存在が大事にされている」「心の居場所になっている」「学校が自分にとって大切な意味のある場になっている」と実感できる学級・ホームルームづくりを目指すことが求められます。学級・ホームルーム担任は、日々の授業や特別活動を通し、全ての児童生徒にとって個々の学びを保障する分かりやすい授業を工夫し、学級・ホームルームが安心して楽しく過ごせる雰囲気になるような居場所づくり・集団づくりを進めることが求められます。また、校長のリーダーシップの下、いじめや暴力行為などを許さない学校運営や学級づくりを行うことは、様々な課題の芽を摘み、全ての児童生徒にとって安全・安心な学校を実現する一歩となります。

(2) 学習状況等に応じた指導と配慮

授業において、児童生徒一人一人の学習状況等を把握した上での「指導の個別化」や児童生徒の興味・関心に応じた「学習の個性化」を目指して、個別最適な学びを実現できるような指導の工夫をすることが大切です。「どの児童生徒も分かる授業」、「どの児童生徒にとっても面白い授業」を心がけることで、全ての児童生徒が、学業への意欲を高めたり、学級・ホームルームでの自己存在感を感受したりすることが可能になります。そのためには、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるように、指導方法や指導体制を工夫・改善し、個に応じた学習指導の充実を図ることが求められます。

- ・ 個別指導やグループ別指導
- ・ 学習内容の習熟の程度に応じた指導
- ・ 児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習
- ・ 補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導

3 魅力ある学校・学級づくりに向けた課題未然防止教育

(1) SOSを出すことの大切さ

児童生徒が、悩みが生じたときに気軽に相談できる体制をつくることは、児童生徒の安心感につながります。また、誰でも悩むことはあるということへの理解を促し、悩みを人に話す・聴いてもらう（言語化する）ことの重要性を伝えるための取組を行うことも有効です。その際、児童生徒が自らの精神的な状況について理解し、安心して周囲の大人や友人にSOSを出す方法を身に付けるための教育の推進を図ることが大切です。また、養護教諭やSC、SSWを活用した心身の健康の保持増進に関する教育や、保護者を対象とした親子関係等について学ぶ学習会などを併せて実施していくことが重要です。

(2) 教職員の相談力向上のための取組

児童生徒が発するＳＯＳを受けとめるためには、教職員が、児童生徒の状況を多面的に把握するための研修等を行うことが重要です。また、児童生徒の健康状況や気持ちの変化等を可視化するためのツールの開発も進められつつあります。そうしたツールを有効に活用するためにも、学級・ホームルーム担任と教育相談コーディネーター、養護教諭、ＳＣやＳＳＷなどが連携して、多角的・多面的な児童生徒理解を可能にする教育相談体制を築くことが重要です。その際、教員やＳＣ、ＳＳＷ等が児童生徒の不安や悩み等を把握し、背景要因の明確化や支援方針の具体化に向けて話し合うことが大切です。

4 魅力ある学校・学級づくりに向けた課題早期発見対応

(1) 教職員の受信力の向上と情報共有

児童生徒の不安や悩み等の早期発見に向けて、児童生徒理解を深めることが大切です。特に、児童生徒と日常的に関わる教職員が、子供達の「ちょっとした変化」「小さな成長」に気付くことが重要となります。そのためにも、日頃から児童生徒の言葉・行動・表情に気を配ると同時に、友人関係や教職員との関係や、学業成績まで、幅広い事項について児童生徒の変化や成長に対するアンテナを高くしておく必要があります。また、家庭や地域等との情報共有が、児童生徒が抱える課題の早期発見につながることも考えられます。

早期対応に向けて、気になる児童生徒について、速やかに複数の教員等で情報を共有し、検討・分析するスクリーニング会議を実施することが求められます。

(2) 保護者との日頃からの関係づくり

教職員と保護者との信頼関係に基づく情報共有が不可欠です。一方で、児童生徒の状況等に対する不安や焦りを感じている保護者への支援を行うなど、保護者を心理的に安定させることが、児童生徒への有効な支援につながることも考えられます。

5 魅力ある学校・学級づくりに向けた困難課題対応的生徒指導

(1) ケース会議による具体的な対応の決定

休みが続く児童生徒個々の状況や支援ニーズについては、日頃の状況をよく把握している学級・ホームルーム担任や養護教諭、生徒指導担当教諭や教育相談コーディネーター等とともに、ＳＣ、ＳＳＷ等とも連携の上、ケース会議において、児童生徒や学級への的確なアセスメントを行い、支援の目標や方向性、具体的な対応策などを検討するなどして、実効的なチーム支援の体制を構築することが求められます。その際も、ＢＰＳモデルに基づき、「生物学的要因（発達特性、病気等）」、「心理学的要因（認知、感情、信念、ストレス、パーソナリティ等）」及び「社会的要因（家庭や学校の環境や人間関係等）」に注目した多面的なアセスメントを行うことが大切です。

また、児童生徒理解に終わるのでなく、次の一步となる具体的な支援方法（校内での支援体制で支えるのか、学校外の関係機関の力を借りるのか、その場合は、具体的にどの機関と連携するのか等）まで検討することが肝要です。

(2) 校内における支援

教室に居場所感が持てない児童生徒への支援について、別室による支援等が考えられます。その際、別室で安心して過ごせるよう、教職員の配置や学習機会の整備など、組織的に運営することが求められます。具体的な取組としては、本人の状況に合わせたプリントや課題の準備、教職員やボランティア等による学習支援、ＳＣ、ＳＳＷによる個別面談などが挙げられます。

別室による支援に当たっては、本人の気持ちに合わせて、別室から徐々に教室に向かうことができるようにするための工夫、教室での自然な迎え入れや学級・ホームルーム担任等による働きかけが必要なケースも考えられます。

(3) 家庭訪問の実施

児童生徒に欠席が続いたときには、教職員自身が家庭訪問を行うことも必要になります。家庭訪問の目的の一つは、教職員が児童生徒を「気にかけている」というメッセージを伝えるとともに、安心させることにあります。

一方で、家庭訪問が抵抗や不安をもたらす場合もあることに留意するとともに、本人と直接会えない場合に、保護者と話をしたり、持参したプリント類を置いてきたりすることも考えられます。なお、家庭訪問を行う際には、常にその意図・目的、方法及び成果を検証し、適切な家庭訪問を行うことが大切です。必要に応じて、関係機関等が連携したアウトリーチ支援や保護者サポートも視野に入れた家庭教育支援を活用することも考えられます。

ただし、家庭訪問や電話連絡を繰り返しても児童生徒の安否が確認できない場合などには、直ちに市町村又は児童相談所への通告を行うほか、警察等に情報提供を行うなど、適切な対処が必要となるケースもあります。

(4) 校外の関係機関等との連携

児童生徒の背景要因を適切にアセスメントし、教育センター相談室、教育支援センター、フリースクール、児童相談所、クリニックなど、その児童生徒に合った関係機関につなぐ支援が必要になる場合もあります。教職員や多職種の専門家、関係機関がチームを組み、役割分担をすることで、指導・援助の幅や可能性が広がります。同様に、学校だけでは対応しきれない部分をカバーしたり、よりよい支援の方向性を見いだしたりするためには、多職種の専門家や関係機関との連携が不可欠です。

(5) 校種を越えた移行期における支援の大切さ

幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、そして高等学校という校種間の移行にあたり、児童生徒理解・支援シート等を活用するなど、校種を越えた切れ目のない支援の実現が求められます。しかし一方で、「次の学校に入学したら、新しい環境で自分を変えてみたい」というように、次の環境への移行期を自らのリセットの機会と考える児童生徒も考えられるため、移行期においては、情報の引継ぎを重視し、柔軟な見守りの姿勢をとることも必要です。

(6) ICTを活用した支援

近年、特に大きく進んだのが、ICTを活用した通信教育やオンライン教材です。GIGAスクール構想の進展により、今後、自宅や校内の別室と教室をオンラインでつなぎ、授業や学級の様子を視聴できるようにするなど、学びの一形態としてオンラインによる教育機会が増えていくことも予想されます。1人1台端末を活用し、健康状況や気持ちの変化を確認するなど、ICTを適切に活用した客観的な児童生徒の状況把握を組織的に進めることも重要です。

【Q 4】

長期欠席児童生徒の考え方について、教えてください。

【A 4】

文部科学省、令和6年3月29日付け照会「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の調査票等の送付について」では、長期欠席児童生徒について、次のように整理されています。

【長期欠席児童生徒について】

- ・「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、年度内に30日以上欠席した（連続したものであるか否かを問わない）児童生徒である。
- ・「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても欠席日数として含める。
- ・長期欠席者の理由については、「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「その他」の4つである。なお、それぞれの定義は次のとおりである。

① 「病気」による長期欠席児童生徒について

本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者である。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）

② 「経済的理由」による長期欠席児童生徒について

家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者である。

③ 「不登校」による長期欠席児童生徒について

- ・何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）である。
- ・不登校の具体例として、友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）、遊ぶためや非行グループに入っていることなどのために登校しない、無気力でなんとなく登校しない、迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない、登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由に登校しない（できない）、などが挙げられる。

④ 「その他」による長期欠席児童生徒について

「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者である。

(例)

- ・ 保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している児童生徒
- ・ 外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している児童生徒
- ・ 連絡先が不明なまま長期欠席している児童生徒
- ・ 感染症の回避（ただし、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないとされた児童生徒を除く。）

Ⅵ 生徒指導と教育課程

【ポイント】

- ・ 児童生徒の発達を支えるためには、学級・ホームルーム経営や生徒指導、キャリア教育、個別指導の充実が重要である。特に、児童生徒理解を基盤とした学習指導と生徒指導の一体化、道徳教育の実践、総合的な学習の時間の活用、特別活動の推進を通じて、児童生徒の自己実現や自己指導能力の獲得を目指すことが大切である。
- ・ 自己指導能力の獲得に向けて、教職員と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の人間関係づくりを進めるとともに、生徒指導の実践上の視点を踏まえた教育活動の充実を図ることが重要である。

1 児童生徒の発達を支える

(1) 学習指導要領「総則」と生徒指導

学習指導要領において、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標に向けて、「子供一人一人の発達をどのように支援するか」という児童生徒の発達を支える視点に立つことが重要です。具体的には、「総則」に示された以下の点です。

ア 学級・ホームルーム経営の充実

教員と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級・ホームルーム経営の充実を図ること。

また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと個々の児童生徒が抱える課題へ個別に対応した指導や援助を行うカウンセリングの双方により、児童生徒の発達を支援すること。

イ 生徒指導の充実

児童生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図ることができるよう、児童生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

ウ キャリア教育の充実

児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることができるよう、特別活動を要として各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。

エ 個に応じた指導の充実

教員が個々の児童生徒の特性等を十分理解した上で、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。

(2) 学習指導と生徒指導

学習指導において、児童生徒理解の深化を図った上で、安全・安心な学校・学級の風土を創り出す、児童生徒一人一人が自己存在感を感じられるようにする、教職員と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の人間関係づくりを進める、児童生徒の自己選択や自己決定を促すといった生徒指導の実践上の視点を生かすことが重要です。

また、「社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える」という生徒指導の意義を再確認し、全ての児童生徒を対象にした課題未然防止教育や一人一人のキャリア形成等を踏まえた発達支持的生徒指導の視点が重要になります。

(3) 学級・ホームルーム経営と生徒指導

学級・ホームルームは、児童生徒にとって、学習や生活など学校生活の基盤となるものです。学級・ホームルーム担任は、学校の教育目標や児童生徒の実態を踏まえて作成した学級・ホームルーム経営の目標・方針に即して学級・ホームルーム経営を展開します。その際、児童生徒が自主的・実践的によりよい生活や人間関係を形成するための特別活動は、児童生徒が主体となって集団の質を高めたり、より深い人間関係を形成したりすることにつながります。

学級・ホームルーム経営は、年度当初の出会いから始まる生活づくりを通して、集団を、共に認め・励まし合い・支え合う集団にすることを目指します。児童生徒の居場所をつくり、支え合う集団、生徒指導の実践集団を育てるためには、児童生徒の発達を支えるという視点が重要です。児童生徒それぞれが直面する課題を解決することによって、自己実現し、自己指導能力を育むことにつながります。つまり、学級・ホームルーム経営で行う生徒指導で大切なことは、発達支持的生徒指導と課題未然防止教育を実践することです。その際、学級や学校生活等をよりよいものにするために皆で話し合ったり、友達のよいところに気付いたりするなど、自発的・自治的な活動を通して学級・ホームルーム経営の充実を図ることで、お互いを尊重し合う風土が醸成され、児童生徒の自己有用感や自己肯定感の獲得につながります。

学級・ホームルーム経営について、特に4月の出会いの時期の体験は、年間を通した生活集団・学習集団・生徒指導の実践集団となるため、役割を担ったり協力し合って活動したりするなかで自己存在感を実感できるようにし、自己肯定感を獲得するように働きかけることが重要です。また、児童生徒が発達課題を通して自己実現するためには、安全・安心な居場所づくりに向けて、児童生徒自身による規範意識を醸成することも大切です。学級・ホームルームにおいて、児童生徒が自ら考え、選択し、決定し、発表し、実践する体験としての学びの循環を通じて、児童生徒が主体的・自律的な選択・決定をしていく基盤となる自己指導能力を身に付けることができます。

2 教科の指導と生徒指導

教科には、目標や内容が設定されており、学校教育全体の目標を踏まえたものになっているため、各教科の目標の中には生徒指導の目的と重なり合うものがあります。教科指導においては、学習状況を踏まえた個に応じた指導に取り組むとともに、児童生徒間の交流を図るなど、集団指導における工夫を凝らし、可能な範囲で生徒指導を意識した授業を行うことが大切です。

(1) 児童生徒理解を基盤とした教科の指導

教科の指導に児童生徒理解を通じて得た情報を活かすには、下記のように、情報収集の方法を工夫する必要があります。収集した情報をもとに、児童生徒に対する配慮事項や指導目標及び支援目標の設定、具体的な指導方法や支援方法を明確にし、学年会や生徒指導部会、ケース会議等を通して関連する教職員が情報を共有してチームとして取り組むことが大切です。

ア 授業観察からの主観的情報の収集

授業者の主観的な情報をメモや記録票等で収集します。その際、学級・ホームルームの学習の雰囲気や気になる児童生徒の言動等の気付きを担当教員だけでなく、他の教職員に授業観察をしてもらいながら収集します。

イ 課題・テスト・各種調査・生活日誌等からの客観的情報の収集

授業での課題や小テスト、中間・期末試験、生活実態調査、いじめアンケート、進路希望調査、生活日誌（生活記録ノート）等の客観的な情報を収集します。

(ア) 出欠・遅刻・早退、保健室の利用など、客観的な情報を収集します。特に、生徒指導上の諸課題や、心身の健康、家庭生活や人間関係等の状態と関連します。

(イ) 児童生徒一人一台のＩＣＴ端末等を活用し、児童生徒一人一人の客観的な情報を抽出し、整理します。

(2) 教科の指導と生徒指導の一体化

生徒指導の実践上の視点を生かした授業づくりを進めることにより、学習指導の充実を図ることができるとともに、児童生徒一人一人が生徒指導の三機能を働かせながら学ぶことにより、自己指導能力の育成を図り、生徒指導の目的である児童生徒の自己実現を支えることができます。

ア 自己存在感の感受を促進する授業づくり

授業において、児童生徒が「自分も一人の人間として大切にされている」と感じ、自分を肯定的に捉える自己肯定感や、認められたという自己有用感を育む工夫を行うことが重要です。そのために、児童生徒一人一人の学習の状況や

興味・関心等に基づく「指導の個別化」や「学習の個別化」、「どの児童生徒も分かる授業」に向けた取組が大切です。

- (ア) 教員自身が児童生徒一人一人を大切にし、児童生徒の名前の呼び方、目を見て話すことや聞くこと、授業において発言しにくい児童生徒への配慮、児童生徒一人一人の学習のつまずきに応じた適切な指導及び支援などを行う。
- (イ) 児童生徒自身が必要とされている実感をもつことができるよう、児童生徒に対して互いの発言を最後まで聴くことや発言への受容的な反応（うなずき、返事、関連した考え等）を大切にした指導・支援などを行う。
- (ウ) 全ての児童生徒が学習に参加している実感をもつことができるよう、児童生徒の既習事項や興味・関心等を把握し、様々な視点から解決できる課題設定や「できたこと」以外に思考や学習の過程を認めるための工夫、学習内容や活動に応じたグループ、座席の工夫などを行う。
- (エ) 学習において児童生徒が協力して活動できる場面を工夫し、互いの考えや方法、取組の良さに気付かせることや、活躍する場面を意図的に設定し、児童生徒の取組について教員及び児童生徒間で肯定的な評価を行う。

イ 共感的な人間関係を育成する授業づくり

授業において、児童生徒がお互いに認め合い・励まし合い・支え合える学習集団づくりを促進していくことが大切です。

- (ア) 教職員は、学級（ホームルーム）の雰囲気や人間関係づくりに努め、児童生徒自らが学び考える力を育成するよう指導する。
- (イ) 児童生徒が共通の行動をとおして、お互いが協力しあう集団づくりを進め、児童生徒が主体的に学級（ホームルーム）の目標を設定し、達成に向けた取組を立案・実行し、お互いに協力して目標を達成していくことの成就感を体験させる。
- (ウ) 学校行事をはじめとした特別活動や授業の場面等において、児童生徒が主体的に自ら課題を発見し、解決するといった主体的な学びを推進する取組やお互いの良さや頑張りを認め合い、伝える活動などを通して、児童生徒が自己実現を図る中で自己有用感を実感できるようにするとともに、児童生徒間の「絆づくり・居場所づくり」を行う。
- (エ) 道徳科を中心とした多様な教育活動の場において、他人の間違いやできないことを笑わないだけでなく、間違った背景を理解したりできないことを進んで支援しようとしたりする態度など、人権意識を高めるよう指導する。

ウ 自己決定の場を提供する授業づくり

児童生徒が、授業の場面等で自らの意見を述べたり、調べ学習等において自己の仮説を検証しレポートにまとめたりすることを通して、自ら考え、選択し、決定する力を育成することが大切です。

(ア) 学習指導の様々な場面において、意見発表や対話、議論の機会の場を設けたり、児童生徒が協力して調べ学習をする、実験する、発表するなど、協働学習を行う取組を積極的に進めたりしながら指導する。その際、指導者は児童生徒の学びを促進するファシリテーターとしての役割を果たすように努める。

(イ) 自己決定の場の提供に当たっては、児童生徒の発達段階はもとより、授業観察からの主観的情報や児童生徒への課題・テスト・各種調査等、児童生徒の発達特性や心身の健康等の客観的情報をもとにした支援等、個及び集団の両面からの児童生徒理解を踏まえながら、学習活動の中に計画的、定期的に提供することが大切である。

(ウ) 児童生徒が自身の学び方やまとめ方等を振り返り、児童生徒間で交流する機会を設定し、他者の成果からの学びを取り入れ、今後の学習課題や方法について改めて選択・決定できる場を提供する。

エ 安全・安心な「居場所づくり」に向けて

授業において、児童生徒の個性が尊重され、安全かつ安心して学習できるようにすることが不可欠です。その際、全ての児童生徒が安心して学ぶことのできる学習環境づくりが大切です。

(ア) 授業における学習目標等の工夫や学習の見通しをもたせるための支援、児童生徒の多様な考えや意見が尊重される働きかけを行う。

(イ) 児童生徒が学習上及び生活上の悩みや不安について安心して相談することができるようにするために、困ったことをどのようにして相談したら良いかだけでなく、困っている人を見つけたときにどのように対処すればよいか等についての指導・支援を行う。

(ウ) 児童生徒の興味や適性、家庭の環境等の児童生徒理解を深めるとともに、学習上の不適応の原因を分析し、個別の指導方針を決め、教科の学習内容を理解するための補習を行ったり、児童生徒同士の協同学習を進めたり、得意の分野を伸ばす指導をしたりするなど、個別と集団の両面からの指導・支援を行う。

(3) 道徳科を要とした道徳教育と生徒指導

ア 道徳科の授業と生徒指導

道徳科の特質は、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要として、道徳的諸価値についての理解をもとに、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して道徳性を養うことにあります。

道徳科の特質を踏まえ、授業においては、生徒指導上の様々な課題に児童生徒が主体的に対処できる実効性ある力の基盤となる道徳性を身に付ける必要があるため、道徳科の授業と生徒指導には、以下のような相互補完関係があります。

(7) 道徳科の授業の充実に資する生徒指導

a 学習態度の育成

教員が児童生徒理解を深め、児童生徒との信頼的な人間関係を築くとともに、児童生徒が自主的に判断・行動し、積極的に自己を活かすことができることを目指して、発達支持的生徒指導の充実を図ることが大切です。

b 資料の活用

質問紙調査の結果等を道徳科の授業の導入やまとめ等で活用したり、生徒指導上の諸課題を題材とした教材を用いたりすることにより、児童生徒の道徳的価値についての理解を深めることができます。

c 学級内の人間関係や環境の整備、望ましい道徳科授業の雰囲気醸成

児童生徒の人間関係を深めるとともに、一人一人の悩みや問題を解決したり、グループ編成等を弾力化したりするなどの指導により、道徳科の授業を充実させることができます。

(イ) 生徒指導の充実に資する道徳科の授業

a 生徒指導を進める望ましい雰囲気醸成

道徳科の授業で児童生徒の悩みや心の揺れ、葛藤などを課題として取り上げ、自己の生き方を深く考え、人間としての生き方についての自覚を深め、児童生徒の道徳的実践につながる力を育てることは、生徒指導上の悩みを持つ児童生徒への指導効果を上げることにつながります。

b 道徳科の授業展開の中で生徒指導の機会を提供

道徳科の授業の学習の過程において、教員と児童生徒及び児童生徒相互のコミュニケーションを通じた人間的な触れ合いの機会を重視することにより、児童生徒相互の理解及び児童生徒と教員との相互理解を通して、お互いの人間関係・信頼関係を築くことにつながります。

(4) 総合的な学習（探究）の時間における生徒指導

総合的な学習（探究）の時間では、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成が目指されているため、生徒指導の定義にある「社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える」ことと重なります。また、探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに互いのよさを生かし、積極的に社会に参画しようとする態度を養うこと（小・中学校）、探究に主体的・協働的に取り組むとともに互いのよさを生かしながら新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養うこと（高校）も、生徒指導の定義と重なるため、生徒指導の充実を図る上で、総合的な学習（探究）の時間を充実させることも大切になります。

ア 総合的な学習（探究）の時間と生徒指導

探究的な学習において、「課題設定」→「情報収集」→「整理・分析」→「まとめ・表現」を発展的に繰り返す学習活動を通じて、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、目標達成に向けて、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力である「自己指導能力」を育むことが目指されます。なお、高等学校においては、探究が高度化し、自律的に行われるようにするとともに、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、自ら課題を発見し解決していくための資質・能力を育成することが大切です。

その際、児童生徒が主体性を発揮している場面では、児童生徒が自ら変容していく姿を見守り、学習活動が停滞したり迷ったりしている場面では、場に応じた指導をするように働きかけることが重要です。このような発達支持的生徒指導を通して、児童生徒が、自分は「何をしたいのか」、「何をすべきか」等、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、目標の達成のために取り組むことにより、生徒指導の目指す「自己指導能力の獲得」に資することができます。

イ 総合的な学習（探究）の時間で協働的に取り組むことと生徒指導

総合的な学習（探究）の時間の目標における、「主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画（高等学校は、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現）しようとする態度を養う。」については、生徒指導の目的と重なるものが多くあります。そのため、教員は、児童生徒が多様な情報を活用し、自分と異なる視点からも考え、協力して交流しながら学ぶことができるよう、支持的に働きかけるとともに、協働的に学ぶことを通じて個人の学習の質を高め、同時に集団の学習の質を高めることができるよう、生徒指導の実践上の視点を踏まえ、発達段階に応じた指導や援助を行うことが大切です。

(5) 特別活動における生徒指導

特別活動において育成を目指す資質・能力の視点は、人間関係形成、社会参画、自己実現の三点です。特に、集団活動を基盤とする特別活動は、児童生徒一人一人の「個性の発見」「よさや可能性の伸長」「社会的資質・能力の発達」など、生徒指導の目的を実現するために、教育活動において中心的な役割を果たしています。

特別活動の指導は、児童生徒の自主性や自発性を尊重し、児童生徒自身が主体となって積極的に学習活動を展開していくには、教員の深い児童生徒理解、教員と児童生徒との信頼関係を前提とした生徒指導の充実が不可欠です。さらに、児童生徒が自由な意見交換を行い、全員が等しく合意形成に関わり、役割を分担して協力しながら活動することを通じて、所属感や連帯感、互いの心理的な結びつき等が自然と培われるように働きかけることが大切です。

ア 特別活動と生徒指導

(7) 所属する集団を、児童生徒自身によって円滑に運営すること

特別活動においては、児童生徒の自発的、自治的な活動だけでなく、教員主導の集団活動があります。また、学級・ホームルーム単位で行われる活動もあれば、学級や学年の枠を超えた集団で行われる活動もあります。いずれの場合においても、教員の適切な指導が行われる集団の中で「なすことによって学ぶ」ことと、「経験と成就感を児童生徒に還元し、次の活動への意欲付けにつなげる」ことを大切にすることが重要です。

そのため、可能な限り児童生徒の自主性を尊重し、創意を生かし、目標達成の喜びを味わえるようにすることが大切です。その際、発達段階に応じて、児童生徒自身が成就感や自信の獲得につながるような間接的な援助を行うことが重要です。

(イ) 集団生活において、よりよい人間関係を築き、児童生徒が個性や自己の能力を活かすとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶこと

同年齢集団活動や異年齢による集団活動など、多様な集団活動において協力し合う過程で互いの理解が深まり、尊重し合う温かい人間関係を築くとともに、児童生徒がそれぞれ個性を生かしながら協働し、互いの人格を尊重し合って生きる大切さを学び、社会的自立に向けて人間的成長を図っていくことができます。

(ウ) 集団としての連帯意識を高め、集団や社会の形成者としての望ましい態度や行動の在り方を学ぶこと

全ての児童生徒がよりよく成長できるようにするためには、毎日の生活の基盤となる学級・ホームルームが安全・安心なものであることが不可欠です。

そのために、特別活動では、多様な集団活動の中で、児童生徒それぞれが役割を受け持ち、自己存在感を高め、自己の思いを実現する場や機会を十分確保するとともに、集団との関係で自己の在り方を自覚することができるように指導し、集団や社会の形成者としての連帯感や責任感を養うことが大切です。

イ 特別活動の各活動・学校行事の目標と生徒指導

特別活動の目標は、学級・ホームルーム活動、児童会活動・生徒会活動、クラブ活動（小学校のみ）、学校行事の四つの内容を総括する全体目標として、「集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す」とあります。このように、特別活動の目標は、生徒指導の目指す自己指導能力や自己実現につながる力の獲得と重なる部分が多いため、生徒指導の充実を図る上で特別活動の充実を図ることが大切です。

児童生徒は、特別活動における実践活動や体験活動を通して、集団活動のよさや自己の社会における役割、自己の在り方や生き方との関連で集団活動の価値を理解します。また、多様な集団活動を通して、自己指導能力や集団・社会の形成者として主体的に参画する力、様々な場面で自己のよさや可能性を発揮し、自己実現を図る力を主体的に身に付けることができるため、特別活動は各教科等の時間以上に生徒指導の機能が作用していると捉えることができます。

ウ 学級・ホームルーム活動と生徒指導

児童生徒は、学級・ホームルーム活動における自発的、自治的な活動や学校行事等に取り組むことを通して、集団への所属感や生活上の規範意識を高めるとともに、学級・ホームルームを安心して学ぶことのできる環境へと創り上げていきます。

児童生徒は、学級・ホームルーム活動を通して、個々の生活や学習上の課題を解決することや、学ぶ意義についての理解を深め、教科等の学習にも主体的に取り組むことができます。すなわち、学級・ホームルームは学校生活の基盤であるとともに、グループ学習等の協働的な学習の基盤づくりに貢献する重要な役割を担っています。

学級・ホームルーム活動の内容は、「学級・ホームルームや学校における生活づくりへの参画」、「日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」、「一人一人のキャリア形成と自己実現」の三点です。その際、児童生徒が自らの課題を見だし、改善しようとするなどの自己指導能力の獲得を目指し、児童生徒一人一人の人格形成を図ることをねらいとしており、活動内容は生徒指導を行う中核的な場と言えるため、児童生徒の発達の段階や地域や学校、児童生徒の実態に応じて、指導内容の系統性を踏まえながら年間指導計画を設定し、意図的・計画的に指導することが大切です。

さらに、児童生徒が学級・ホームルームや学校生活上の諸課題を自ら積極的に見だし、自主的に解決できるようにするために、一人一人の思いや願いを活かし、話し合いを繰り返す過程で、多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要なことを理解し、実践的な態度を身に付けるようにすることが重要です。これは、いじめの背景としての学級・ホームルーム内の人間関係に起因する問題に関連した課題予防的生徒指導の視点としても重要です。

エ 児童会・生徒会活動、クラブ活動と生徒指導

児童会・生徒会活動やクラブ活動は、異年齢集団活動を通して、望ましい人間関係を学ぶこと、より大きな集団の一員として役割を分担し合って協力し合う態度を学ぶこと、自発的、自治的な実践活動を通して、自主的な態度の在り方を学ぶことができます。

また、児童生徒の権利を保障する視点や、生徒指導の目的・目標からも、児童生徒が自ら学校生活の充実・向上に向けて話し合い、協力して実践する児童会・生徒会活動は、児童生徒の自治的能力や主権者としての意識を高める上で極めて重要な活動です。

いずれも、基盤となるのは学級・ホームルーム活動となるため、児童生徒が生活上の諸課題について積極的に話し合うなどの自発的、自治的な活動を助長するための指導や支援を適切に行うことが重要です。

VII 児童生徒の権利の理解

【ポイント】

- ・生徒指導を進める際には、児童の権利に関する条約やこども基本法等、生徒指導の関連法規に対する理解を深め、教職員が児童生徒の権利を踏まえた対応をすることが必要である。

学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教職員が指導するためには、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要です。また、児童生徒を取り巻く環境の変化や児童生徒の抱える課題等が多様化する状況を踏まえ、生徒指導に関連する法規が新たに成立・改正されており、教職員は、児童生徒の権利を踏まえた生徒指導を実践する必要があります。

1 法の理解に基づく生徒指導

生徒指導の取組の留意点として、教職員が生徒指導に関連する法規に対する理解を深め、それに基づく指導を行う必要があります。その中でも、児童生徒の権利についての理解が重要です。

(1) 児童の権利に関する条約

児童生徒の人権の尊重という場合に、留意すべきは、平成元年11月20日に第44回国連総会において採択された児童の権利に関する条約です。日本は、平成2年にこの条約に署名し、平成6年に批准し、効力が生じています。

この場合の児童とは、18歳未満の全ての者を指します。本条約の発効を契機として、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが求められています。生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の「四つの原則」を理解しておくことが不可欠です。

「四つの原則」とは、

第一に、児童生徒に対するいかなる差別もしないこと

第二に、児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること

第三に、児童生徒の命や生存、発達が保障されること

第四に、児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていることを指します。

(関連する条文の概要)

① 差別の禁止

児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。(第2条)

② 児童の最善の利益

児童に関する全ての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。(第3条)

③ 生命・生存・発達に対する権利

生命に対する児童の固有の権利を認めるものとし、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。(第6条)

④ 意見を表明する権利

児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される。(第12条)

(2) こども基本法

令和4年6月に公布された「こども基本法」では、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進すること」が目的として示されています(第1条)。併せて、以下のような本法基本理念の趣旨等について、「児童の権利に関する条約」とともに理解しておくことが求められます。

(基本理念の主な記載)

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。(第3条第1号)
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。(第3条第2号)
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。(第3条第3号)
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。(第3条第4号)

いじめや暴力行為は、児童生徒の人権を侵害するばかりでなく、進路や心身に重大な影響を及ぼします。教職員は、いじめの深刻化や自殺の防止を目指す上で、児童生徒の命を守るという当たり前の姿勢を貫くことが大切です。

また、安全・安心な学校づくりは、生徒指導の基本中の基本であり、同条約等の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々等にとって必須だと言えます。

第 2 章

生徒指導上の諸課題への対応①

第2章 生徒指導上の諸課題への対応①

I いじめ事案への対応

【ポイント】

- ・「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものである」との認識に立ち、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中心に学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応の徹底、いじめ解消に向けた組織的な対応の一層の充実を図ることが大切である。
- ・いじめを未然に防ぐために、体験的な学びの場の設定や児童生徒の「絆づくり」及び「居場所づくり」の推進を図るなど、児童生徒がいじめに向かわない態度・能力を身に付けるための働きかけや、いじめを生じさせない環境づくりを行うことが重要である。
- ・全ての教職員が、適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識をもち、児童生徒理解を深めていじめの兆候を早期に察知し、学校いじめ対策組織が中心となって組織的にいじめに係る情報共有及び未然防止、早期発見及び早期対応、解消に向けた取組の充実を図り、いじめを重大化させないための取組を推進することが大切である。

1 いじめ防止対策推進法等

(1) 法の成立までの経緯

平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立し、同年9月から施行されました。法の成立は、いじめ防止に社会総がかりで取り組む決意を示すと同時に、いじめが児童生徒の自浄作用や学校の教育的指導に頼るだけでは解決が難しいほどに深刻化し、制御のために法的介入が行われることになったものと捉えることができます。その意味において、法制化は、学校におけるいじめ対応に大きな転換を迫るものであることを受け止める必要があります。

「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものである」との認識に立ち、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応の徹底、いじめ解消に向けた組織的な対応の一層の充実を図ることが大切です。

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法では、『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。』と定義されています。

いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを踏まえて、各学校において、いじめ防止のための基本方針の策定と見直し、実効性のある組織の構築、未然防止・早期発見・事案対応における適切な対応を行う必要があります。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの対応に当たっては、学校いじめ対策組織を起点として、教職員全員の共通理解を図り、いじめの未然防止、早期発見、事実確認、事案への対処等を的確に進めるために、管理職のリーダーシップのもと、生徒指導主事などを中心として協働的な指導・相談体制を構築することが大切です。

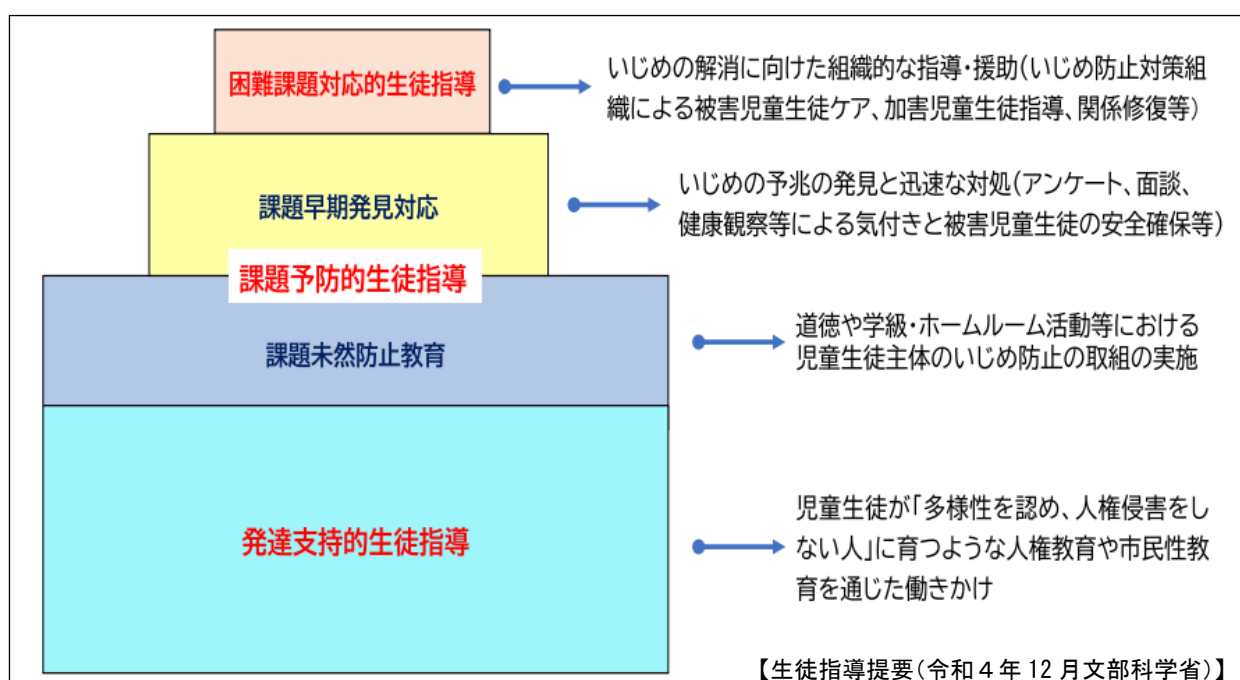
3 いじめに関する生徒指導の重層的支援構造

(1) 生徒指導の重層的支援構造

いじめ防止対策推進法第8条において、学校及び学校の教職員はいじめの未然防止及び早期発見、いじめへの適切かつ迅速な対処を行うことが示されています。

具体的には、全ての児童生徒を対象にした発達支持的生徒指導として、人権教育等を通じて「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つように働きかけることや、課題未然防止教育として、道徳科や学級・ホームルーム活動等において法やいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに、「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組を行います。

また、課題早期発見対応として、日々の健康観察やアンケート調査を行う等、いじめの兆候を見逃さず、早期発見に努めるとともに、いじめの予兆を把握した場合には、被害（被害の疑いのある）児童生徒の安全確保を最優先した対応が大切です。同時に、学校いじめ対策組織へ状況を報告し、継続的な指導・援助が必要な場合は、困難課題対応的生徒指導として、丁寧な事実確認とアセスメントに基づきながら、いじめの解消に向けた適切な対応を組織的に進めることが重要です。



(2) いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

いじめ防止につながる発達支持的生徒指導を行うためには、児童生徒が人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付けるような働きかけを日常の教育活動を通して実施することが重要です。その際、下記の点に留意する必要があります。

ア 児童生徒がお互いの違いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるように働きかけるなど、「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指すこと

イ 児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにすること

ウ 主体的に取り組む共同の体験を通して、他者から認められ、他者の役に立っていると実感する場を設定するなどを通して、「自己信頼感」を育むこと

エ 児童生徒が「困っている、助けてほしい」と言えるように適切な援助希求を促すことや受け止めることのできる体制づくりを学校が行うこと

(3) いじめの未然防止教育

いじめの未然防止教育については、「児童生徒がいじめに向かわない態度・能力を身に付けるための働きかけ」と「いじめを生じさせない環境づくり」が大切です。

そのために、学校で道徳科や学級・ホームルーム活動などの時間に、実際の事例などの検討やいじめ場面のロールプレイ等を通して、児童生徒の体験的な学びの機会を設定することが重要です。その際、心理ストレスや被害者となることへの回避感情など、いじめる心理から未然防止教育の取組を考え、丁寧な内面理解に基づく働きかけを行うことが大切です。

また、児童生徒がいじめをはやし立てる・面白がる「観衆」や周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」になることなく、いじめを抑止する「仲裁者」やいじめを見逃さない「相談者」へと転換するための取組を道徳科や学級・ホームルーム活動など、様々な場面において行う必要があります。

加えて、いじめが人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為になるという認識等、発達段階に応じて、法や学校のいじめ防止基本方針についての理解を深めるとともに、司法機関や法律の専門家から法律の意味や役割について学ぶ機会を持つなど、いじめを法律的な視点から考えることも重要です。

(4) いじめの早期発見対応

いじめに気付くためには、児童生徒の表面的な言動だけでなく、背後の感情に思いを馳せる必要があります。そのためには、教職員が組織体制の中でいじめの兆候を察知しようとする姿勢とともに、アンケート調査において、いじめられている児童生徒が安心して記入できる配慮や具体的ないじめの態様ごとの項目を設けたりするなど、精度を高める工夫が必要です。

また、アンケート実施後の教職員間の情報共有及び対応の在り方や児童生徒への教育相談を具体化するとともに、家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げることで、学校の「気付き」と家庭・地域の「気付き」を重ね合わせることで、学校だけでは見逃されがちないじめの早期発見が可能になります。いじめへの対応については、下記の点に留意しながら対応することが大切です。

ア 被害者保護を最優先し、二次的な課題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、いじめられている児童生徒の心情を理解し、心のケアを行うこと

イ 被害者のニーズを確認し、安全な居場所の確保や加害児童生徒及び学級等への指導に関する具体的な支援策を提示し、本人や保護者の意向を踏まえながら対応すること

ウ いじめの加害者への指導について、事前及び対応の過程で被害児童生徒及び保護者の同意を得つつ、指導の結果を丁寧に伝えるなどの配慮を講じるとともに、いじめの行為は絶対に許されないという毅然とした態度と加害者の成長支援という視点に立ち、加害者が罪悪感を抱き、被害者との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して働きかけること

エ いじめの解消に向けて、何を持って「解消」とするかについての共通理解を図るとともに、解消の二条件（①いじめに係る行為が止んでいること②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと）について、本人や保護者への面談などを通じて、継続的に確認すること。また、いじめが解消している状態に至った後も、卒業するまでは日常的に注意深く見守り続けること

(5) 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導

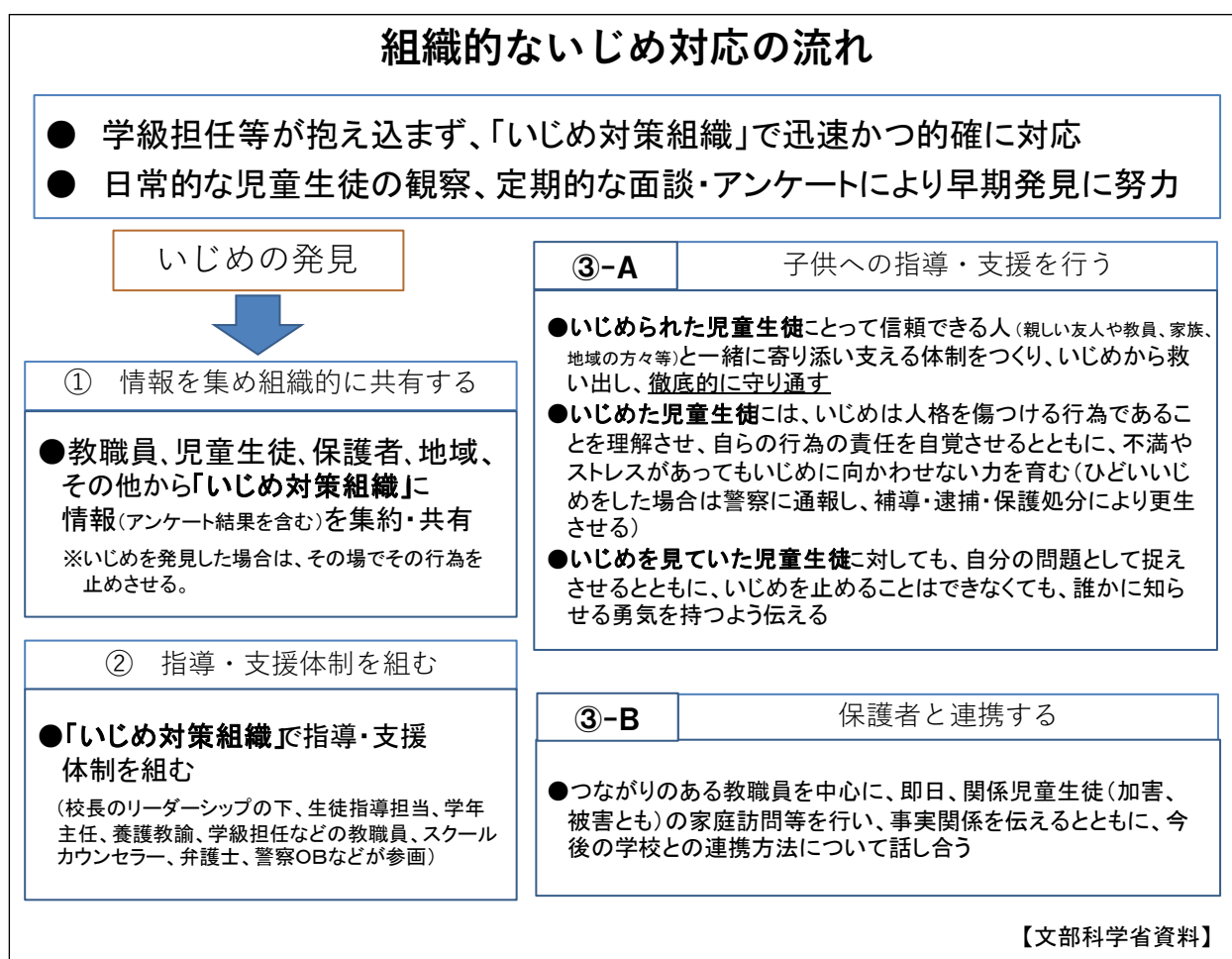
いじめを重大事態化させないためには、適切な対応を怠れば、どのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討しておくことが求められます。

いじめの問題が複雑化し、対応が難しいケースについては、できるだけ早い段階から、ＳＣやＳＳＷ等を交えたケース会議で丁寧なアセスメント（いじめの背景にある人間関係、被害児童生徒の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害

児童生徒の抱える課題等）を行うとともに、アセスメントに基づいた「被害児童生徒への援助方針及び加害児童生徒への指導方針」、「周囲の児童生徒への働きかけの方針について」のプランニングを行います。

その後、被害児童生徒及び保護者へ確認された事実や指導・援助方針等を説明し、同意の上、指導・援助プランを実施し、モニタリング（3か月を目途に、丁寧な見守り、被害児童生徒及び保護者への経過報告や心理的状态の把握等）を行います。その際、問題に応じて警察へ相談するなど、学校外の関係機関等との密接な連携を図るとともに、関係する児童生徒の保護者に対するきめ細かな連絡と相談を行い、信頼関係を築くことが大切です。なお、教育委員会等への報告や情報の整理と管理、ケース会議等の記録の作成と保管を行っておくことも不可欠です。

4 組織的ないじめ対応の流れ（参考）



5 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」について

平成 29 年 3 月に、学校の設置者及び学校におけるいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的方針（平成 25 年、文部科学大臣決定。以下「基本方針」という。）等に則った適切な調査の実施に資するため、いじめの重大事態の調査に関する重大事態ガイドライン（以下「重大事態ガイドライン」という。）が策定されました。

しかしながら、重大事態の発生件数は全国的に増加傾向にあり、依然として法や基本方針、重大事態ガイドライン等に沿った対応ができていなかったために、児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生している状況等を踏まえて、令和 6 年 8 月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂されました。

(1) いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要

ア 重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えを記載したこと

- ・全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応を取るよう必要な取組を記載したこと。

イ 学校等のいじめにおける基本的姿勢を追記したこと

- ・重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要であることを明記したこと。

ウ 児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応を追記したこと

- ・児童生徒・保護者からの申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施することを記載したこと。

エ 第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示したこと

- ・自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理して詳細に記載したこと。

オ （加害児童生徒を含む）児童生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に記載したこと

- ・調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう事前説明の手順、説明事項を詳細に記載したこと。

カ 重大事態調査で調査すべき調査事項を明確化したこと

- ・標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示すとともに、調査に当たっての留意事項（聞き取り等の実施方法、児童生徒へのフォロー等）を記載したこと。
- ・調査報告書作成に係る共通事項（事実経過や再発防止策等）を明記したこと。

(2) いじめ重大事態に対する平時からの備え

ア 基本的な考え方

重大事態を防ぐとともに、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員が、法、基本方針、ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解することが必要です。

特に、各学校において、学校いじめ基本方針の効果的な運用により、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応の徹底を図るとともに、いじめを重大化させない取組が重要です。そのためには、年度始めの職員会議や教員研修等の実施により、法や基本方針等について理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか共通認識を図ることが大切です。

また、法 22 条に基づき、全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織は、学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うための中核となる常設の組織であり、いじめの疑いがある場合の調査等を行うとともに、重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うものです。実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応することが大切です。

イ 留意点

- ・重大事態調査において、学校における児童生徒への支援及び指導の記録等が重要な調査資料となるため、学校いじめ対策組織において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った記録等を作成し、保存しておくことが必要です。その際、正確な記録となるために、推測や感想を交えず、「確認できた事項と確認できなかった事項」を明確化させるとともに、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等が明記されている記録にすることが大切です。なお、日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づき、適切に管理することも重要です。
- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校として警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行うことが重要です。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	☐
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	☐
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	☐
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	☐
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	☐
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	☐
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	☐
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	☐
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	☐
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	☐
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	☐
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	☐

【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト（令和6年8月文部科学省）】

●学校の設置者における平時からの備え

チェックポイント	チェック
設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。	☐
重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。	☐
保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。	☐
学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。	☐
各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整えている。	☐
重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。	☐
重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。	☐
職能団体等との連携について	
重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。	☐
職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。	☐
【公立学校の場合】 職能団体等との連携について、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。	☐
【国公立大学附属学校及び私立学校の場合】 単独で職能団体等と連携して調査委員候補者の名簿を作成することが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求め、職能団体等を通じた委員候補者の推薦手順や重大事態調査に係る知見を求めることができる関係性を構築している。	☐

【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト（令和6年8月文部科学省）】

6 Q & A

【Q 5】

いじめの未然防止に向けた取組について、どのようなことを行ったらよいですか。

【A 5】

いじめの未然防止に向けた取組について、児童生徒がいじめに向かわない態度・能力を身に付けるための働きかけといじめを生じさせない環境づくりが大切です。例えば、学校で道徳科や学級・ホームルーム活動などの時間に、実際の事例などの検討やいじめ場面のロールプレイ等を通して、児童生徒の体験的な学びの機会を設定することが考えられます。その際、心理的ストレスや集団内の異質な者への嫌悪感情、被害者となることへの回避感情など、いじめの心理から未然防止教育の取組を考え、丁寧な内面理解に基づく働きかけを行うことが大切です。

また、児童生徒がいじめをはやし立てる・面白がる「観衆」や周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」になることなく、いじめを抑止する「仲裁者」やいじめを見逃さない「相談者」へと転換するための取組を、道徳科や学級・ホームルーム活動など、様々な場面において行うことが大切です。

【Q 6】

いじめの早期発見には、どのような取組を行えばよいですか。

【A 6】

いじめに気付くには、表面的な言動だけでなく、背後にある児童生徒の感情を把握するなど、児童生徒理解を深めることが大切です。

また、いじめ発見の主なルートとしては、アンケート調査や本人からの訴え、当該保護者の訴え、担任による発見が挙げられるため、児童生徒の様子の変化等に教職員が気付くだけでなく、アンケート調査や本人の訴え等、いじめを安心して訴えることができるように工夫することが大切です。

例えば、アンケート調査の方法を、いじめを受けている児童生徒が他の児童生徒に見られている心配をせずに記入できるようにしたり、具体的ないじめの態様ごとの項目を設けて体験の有無を尋ねるようにしたりすることが考えられます。

【Q 7】

認知したいじめへの対応は、どのようにしたらよいですか。

【A 7】

次の4つの項目について、組織的に取組を進めましょう。

- 1 被害者保護を最優先し、二次的な課題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、いじめられている児童生徒の心情を理解し、傷ついた心のケアを行うことが不可欠です。また、重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、学校は、いじめが児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めるなど、いじめ問題への対応における警察との連携の徹底を図ることが重要です。
- 2 被害者のニーズを確認するとともに、安全な居場所の確保やいじめる児童生徒や学級・ホームルーム全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者と共通理解を図ったり、支援案を選択してもらったりすることが大切です。
- 3 いじめの加害者への指導及び加害者と被害者との関係修復を図ります。その際、加害者に対して、いじめの行為が絶対に認められないという毅然とした態度を取りながらも、加害者の成長支援という視点に立ち、いじめる児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めるように心がけることが大切です。
- 4 いじめの解消にあたり、何を持って「解消」とするかについての共通理解を図ることが求められます。解消の二条件である「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」について、本人や保護者へ継続的に確認する必要があります。また、卒業するまでは日常的に注意深く見守りを続けていくことが大切です。

Ⅱ 暴力行為事案への対応

【ポイント】

- ・暴力行為の指導に当たっては、深い児童生徒理解に基づいて、児童生徒の自己指導能力を育て自らの行為を反省し、以降同様な行為を繰り返さないような視点に立った働きかけを行うことが求められるため、学校全体で育てたい児童生徒像や指導の考え方を共有し、関係機関との適切な連携の下、全校的な指導体制を構築することが必要である。

1 暴力行為の定義

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、暴力行為を、「自校の児童生徒が故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」と定義しています。また、暴力の対象により「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四つの形態に分類されます。

2 学校の組織体制と計画

- (1) 児童生徒の起こす暴力行為の背景には、その児童生徒を取り巻く家庭、学校、社会環境などの様々な要因があります。そのため、むやみに指導を行うのではなく、深い児童生徒理解に基づいて、児童生徒の自己指導能力を育て、自らの行為を反省し、以後同様な行為を繰り返さないような視点に立った働きかけを行うことが求められるため、学校全体で育てたい児童生徒像や指導の考え方を共有し、関係機関との適切な連携の下、全校的な指導体制を構築することが必要です。
- (2) 暴力行為があった場合、付近にいる教員はすぐに現場に駆け付け複数で対応し、暴力行為発生後の対策メンバーは、校長、副校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、当該児童の担任、養護教諭、SC、SSW等で、その日のうちに会議を開くなど、全教職員が共通理解できるよう、年度当初に対応の基本を準備することやそれをマニュアル化したものを作成することが必要です。
- (3) 対処すべき問題行動が発生した場合に、事案の重大性や性質を検討し、既存の生徒指導部で足りるか、あるいは、より拡大したプロジェクトチームを作るかという検討を経るなどして、対応のための組織や教職員個々の役割を決めておくことが必要です。
- (4) 校内の生徒指導の方針や基準を定め、年間指導計画に基づき、研修や日々の打合せで教職員が指導方法や考え方を共有することで維持される教職員の指導に対する体制（校内連携型支援チーム）を整備することも求められます。

3 暴力行為に関する生徒指導の重層的支援構造

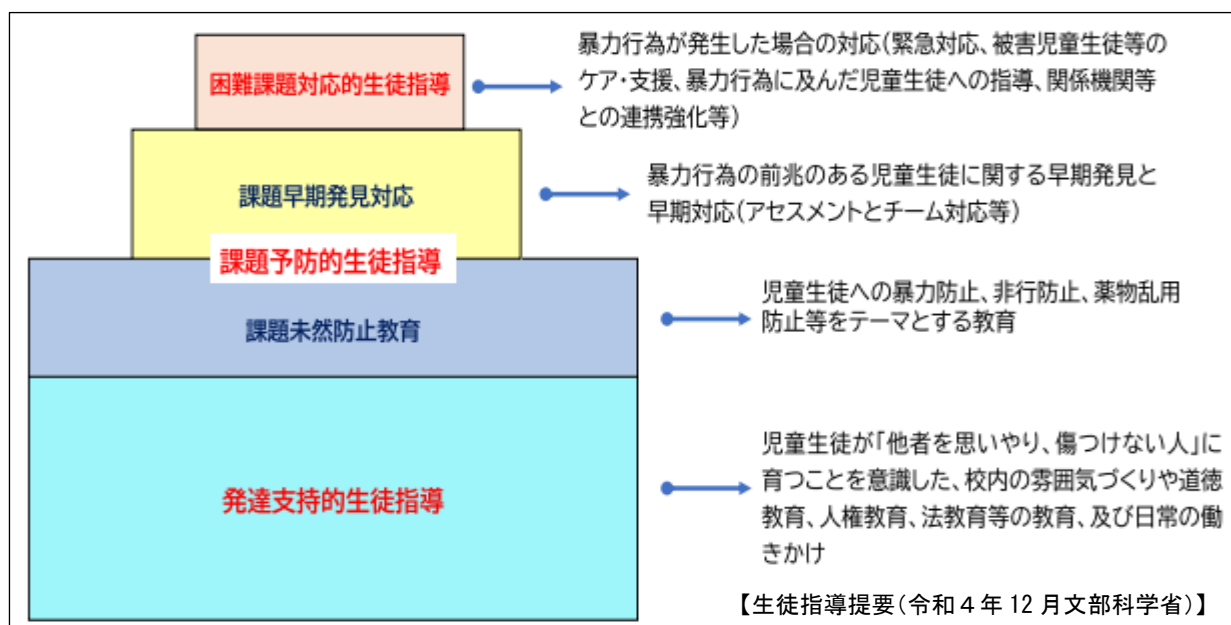
(1) 生徒指導の重層的支援構造

暴力行為に関する生徒指導の重層的支援構造は、発達支持的生徒指導においては、児童生徒が「他者を思いやり、傷つけない人」に育つことを意識した、校内の雰囲気づくりや働きかけなどを日常の教育活動を通じて行います。

課題未然防止教育においては、暴力防止などをテーマとする教育を行います。

課題早期発見対応においては、暴力行為の前兆行動とも言える粗暴な発言や振る舞い、まだ暴力を伴わないいじめなどについて、早期に発見し対応します。

困難課題対応的生徒指導においては、暴力行為が発生した場合に、緊急対応、暴力行為の被害を受けた児童生徒や教職員のケアと回復支援、暴力行為に及んだ児童生徒への指導などについて、関係機関・団体や関係者との連携を強化し対応します。



(2) 暴力行為の防止につながる発達支持的生徒指導

暴力行為の防止につながる発達支持的生徒指導を行うためには、暴力行為は、暴力を受けた人の人権を著しく侵害する行為であり、決して許されるものではないという共通認識の下で、児童生徒への対応に当たることが重要です。その際、下記の点に留意する必要があります。

ア 教職員が体罰をしないことはもとより、児童生徒の暴力行為については、警察等の関係機関と連携した対応を行っていくことなど、学校の方針を明確に示すことで、暴力行為を許容しない雰囲気づくりが大切です。並行して、豊かなコミュニケーションを通じてお互いを理解し、尊重し合える温かな学校の雰囲気づくりに努めていくことが必要です。

イ 暴力の背景には、人の痛みを想像できない、自己中心的な考え方が強いこと、自分の気持ちをうまく表現できずに衝動的な行動をとってしまうことなどの課題が考えられるため、道徳教育、人権教育、法教育、情報モラル教育などや、コミュニケーション力の向上につながる日々の挨拶、声かけ、対話などを通して、特にコミュニケーションの力を育み、暴力行為をしない人に育つことを意識した働きかけを行うことが必要です。

(3) 暴力行為の未然防止教育

暴力行為の未然防止教育については、暴力行為は安全な生活を脅かす反社会的な行為であり、「暴力で問題は解決しないこと」、「被害者に与える身体の痛みとともに、恐怖感、屈辱感、絶望感、無力感など様々な感情を抱かせ身体・心理的影響は計り知れないものがあること」、「暴力を受けたことが心の傷となり生涯にわたって苦しめることになるかもしれないこと」を指導することが大切です。

そのために、暴力行為の未然防止をねらいとする教育としては、道徳科や特別活動などの時間と関連を図り、教職員が、暴力や非行をテーマとした授業を行う、あるいは、警察署・少年サポートセンターの職員、法務省の機関である法務局・検察庁・少年鑑別所（法務少年支援センター）・少年院・保護観察所の職員、弁護士、民間ボランティアである保護司・人権擁護委員などを外部講師外部の講師を招いて、暴力防止、非行防止などに関する講話を行うことなどが考えられます。

また、暴力行為を軽く考えて、「こんなことになるとは思わなかった。」と後悔することのないよう、児童生徒には、自分の行動がどのような結果につながるのかを、機会を捉え様々な場面で伝えておく必要があります。

(4) 暴力行為の前兆行動の早期発見・早期対応

暴力行為の前兆行動とは、粗暴な言葉、相手を殴るような素振りや壊れない程度に物を蹴るといった振る舞い、まだ暴力を伴わないいじめといったものが考えられます。このような児童生徒の前兆行動を早期に発見し対応することが、暴力防止において重要です。

また、児童生徒の行動や学校、学級・ホームルーム全体の雰囲気を注意深く観察することに加えて、早期発見・早期対応のために必要なのは、アセスメントの充実です。アセスメントにおいては、児童生徒について、発達面はもちろん、学習面、進路面、健康面、心理面、社会面（交友面）、家庭面などを多面的に見ていきます。下記のように様々な側面からアセスメントを試みることが考えられます。

ア 学習面の遅れや進路の悩みが本人のストレスや自棄的な感情につながっていないか

イ 飲酒や薬物乱用などの問題が見られないか

ウ 自己中心的な偏った考え方に陥っていないか

エ 学校や地域における交友関係のトラブルやいじめなどの問題がないか

オ 家庭における大きなストレスや被虐待の問題がないか

カ 発達障害等の障害を背景とした二次的な問題が起こっていないか

しかし、学校だけではアセスメントや対応に限界があるため、例えば、発達障害等の障害を背景とする二次的な問題や精神疾患・薬物依存の症状としての粗暴な言動が疑われる場合には「医療機関等」との連携が、家庭に虐待や貧困の問題が疑われる場合には「児童相談所」や「地方公共団体の福祉部門」との連携が、地域の不良交友が懸念される場合には「警察」との連携が考えられます。非行傾向のある児童生徒については、「少年サポートセンター」や「少年鑑別所（法務少年支援センター）」などが保護者や学校からの相談を受け付けています。

学校外の専門的な知見を積極的に取り入れることによって、多面的で的確なアセスメントを行ったり、豊富な選択肢の中から最適な対応をとったりすることも必要です。

(5) 暴力行為が発生した場合の対応

暴力行為が発生した場合、暴力行為の被害を受けた児童生徒等の安全確保を最優先にし、手当を行う際、状況によっては、救急や警察にすぐに通報しなければなりません。

緊急を要しない場合でも、暴力行為が認められた場合には、早急に管理職の指示を仰ぎ、並行して保健室での手当、暴力行為に及んだ児童生徒・被害を受けた児童生徒等・目撃した児童生徒等からの聴き取り、関係する保護者への連絡、暴力行為の現場の保全と記録、警察への相談についての検討などを行わなければなりません。

聴き取りを通して丁寧な事実確認を行うことは、その後の被害を受けた児童生徒等のケア、暴力行為に及んだ児童生徒への指導、他の生徒への配慮、保護者への対応などが適切に行うことにつながるため必要不可欠です。

また、暴力行為はいじめに該当する場合も多いので、いじめ事案として対応することも必要です。

4 Q & A

【Q 8】

どんなことに注意すれば、暴力行為の兆候がつかめますか。

【A 8】

暴力行為の前兆行動としては、粗暴な言葉、相手を殴るような素振りや壊れない程度に物を蹴るといった振る舞い、じゃれあい、暴力を伴わないいじめといったものが考えられます。

次のようなことに注意して暴力行為の兆候をつかみます。その際、児童生徒の行動や学校、学級・ホームルーム全体の雰囲気を用意深く観察することに加えて、児童生徒の発達面、学習面、進路面、健康面、心理面、社会面（交友面）、家庭面などを多角的・多面的にアセスメントをすることが重要です。

① 通学、朝の学級（ショートホームルーム）活動

- ・連絡のない欠席、遅刻、早退があり、理由を言わなかったり、つくろったりする。
- ・表情に元気がなく、浮かぬ顔でいる。
- ・友人を避けて通学する。極端に早く学校に来たり、極端に遅く帰ったりする。通学路を変える。

② 授業中

- ・ぼんやりしたり、どことなく落ち着かず、集中力がなく、うつむいている時間が多くなる。
- ・授業を無断で抜け出す。
- ・授業が始まってから一人遅れて教室に入ってくる。
- ・無口になり、学習意欲や成績が下がる。

③ 休憩時間・昼休憩

- ・人の近づく気配を敏感に感じ取り、何かにおびえている。
- ・誰かに呼び出され、浮かぬ顔をして教室を出て行く。
- ・教職員に何か相談したい様子で、職員室の前をうろうろしていたり、何度も保健室に行ったりしている。
- ・衣服に汚れや破れが見られたり、擦り傷や打撲の痕がある。
- ・トイレ、校庭の隅などに集団でかたまっている。
- ・交友関係が急に変わった。

④ 家庭

- ・イライラして急に反抗的になったり、急に口数が少なくなったりして、元気がなくなる。
- ・怪我等を隠すため、家族の前で着替えをしなくなる。
- ・衣服に汚れや破れが見られたり、擦り傷や打撲の痕がある。
- ・学校を無断で早退したり、帰宅時間が変わる。
- ・夜間に電話やメールが頻繁にあったり、外出が多くなる。

【Q9】

暴力行為の兆候をつかんだとき、どのような指導・支援をしたらよいですか。

【A9】

次のような指導を行います。

- ① 特定の児童生徒が被害を受けている兆候がある場合は、迅速に、面接、家庭訪問などを行い、状況を把握し指導します。学校をあげて被害児童生徒を守ることを最優先します。
- ② 被害児童生徒が特定できない場合は、全校児童生徒に対して、個人面接をしたり、アンケートを行うなど事実の把握に努めます。また、保護者などに、気になることの情報提供を依頼します。
- ③ プロジェクトチームをつくり、指導方針を協議し職員会議などをとおして教職員が共通認識をもつよう取り組んでいきます。また、保護者、警察など関係機関と連携して情報収集を行い、取り組んでいきます。
- ④ 児童（生徒）会活動や学級（ホームルーム）活動をとおして、児童生徒が暴力行為を自分自身の問題としてとらえ、暴力のない学校にしていこう指導します。

【Q10】

繰り返し暴力行為を行ったり、教職員に暴力をふるう場合はどのようにしたらよいですか。

【A10】

暴力行為が続き、教職員の制止をきかなかったり、教職員に暴力をふるう場合は、プロジェクトチームをつくり、組織的に対応します。また、PTA集会などを行って現状や取組の方針を説明して、状況の理解を求めるとともに、保護者に学校に来てもらい、校内を見回ってもらったり授業を見てもらうなどの協力を求めます。

入院、治療が必要であったり、学校だけの指導では解決が困難であると考えられたりする場合は、迅速に、警察など関係機関と協力して取り組みます。状況によっては、保護者と連携し被害届を出します。

【181 ページのフローチャートへ】

Ⅲ 少年非行事案への対応

【ポイント】

- ・ 非行に対する対応は、学校内での指導だけでなく、児童生徒や保護者の私生活にも関わるため、非行の定義と手続を正確に理解し、事実を適切に把握して記録することが重要である。
- ・ 非行に対応するためには、内容等に応じて様々な関係機関が関与する必要がある。
- ・ 学校は、児童生徒理解を深め、保護者との協働を前提にして、非行に対する適切な指導や支援を提供し、生徒指導を行うことが大切である。また、非行の未然防止に向けて、全ての児童生徒を対象に、非行に誘われた際などの対応の仕方を伝えるなど、規範意識の醸成を図り、非行の未然防止教育に焦点を当てて行うことが重要である。

1 基本的な考え方

- (1) 学校における非行への対応は、児童生徒本人に対する直接的指導と保護者への助言が中心となりますが、非行の内容に応じて様々な対応が必要になります。
- (2) 愛情の欲求不満を募らせた児童生徒に対して、厳しく罰するだけでは、かえって課題となる言動を繰り返す悪循環に陥らせてしまいます。そのため、児童生徒に寄り添い、しっかり耳を傾け、その背景にある課題を把握した上で、児童生徒が納得するように論じながら指導することが大切です。
- (3) 指導を効果的に行うためには、児童生徒と教職員の関係性が重要です。自分を理解してくれていると児童生徒が感じることで、徐々に信頼関係を築くことができるようになり、やがて指導も効果を持つようになります。

2 留意点

- (1) 非行が意味するものは多様ですが、校内の指導にとどまらず、児童生徒やその保護者の私生活も関係機関の介入の対象となります。
- (2) 非行の定義と手続を正確に理解し、適切な事実の把握と記録を前提に対応することが求められます。
- (3) 非行に対しては、市町村と児童相談所、児童福祉施設、警察や少年補導センター、家庭裁判所、少年鑑別所、少年院、保護観察所など、様々な関係機関が持つ権限を理解し、効果的な連携を活用した取組が求められます。
- (4) 学校としては、児童生徒理解と保護者との協働を前提に、生徒指導を行います。

3 少年法の非行

- (1) 少年非行に関して基本になるのが、「少年法」、「児童福祉法」、「少年警察活動規則」等です。
- (2) 「少年法」は、少年の健全な育成を期し、非行少年に対して性格の矯正と環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的にしています。
- (3) 少年法第3条は、非行のある少年を以下の三つに分けており、それぞれについて異なる取扱いを定めています。
 - ア 14歳以上で犯罪を行った少年(犯罪少年)
 - イ 14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年(触法少年)
 - ウ 保護者の正当な監督に服しないなどの事由が認められ、今後犯罪少年や触法少年になるおそれのある18歳未満の少年(ぐ犯少年)

4 少年非行への基本的対応

(1) 正確な事実の特定

- ア 事実の特定とは、いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように、行ったのか(5W1H)、といったことを確認するだけでなく、それらについて、本人や保護者が認めているのかを確認します。
- イ 児童生徒との面接は、まずは客観的事実の把握が目的であり、児童生徒自らの言葉で話してもらうことが重要です。
- ウ 聴き取りの対象が複数である場合、全員を同席させて聴取することは適切ではありません。事案発生時に全員が同じ場にいたとしても、見聞きしたことや、記憶した内容は異なる可能性があります。自分が記憶していない内容を他の児童生徒が話しているのを聞くことで、自分の記憶であるかのように記憶を書き換えてしまう可能性が生じます。また、同席する他者の意向を気にして、正確な事実を話しにくいこともあります。
- エ 聴取を受けた児童生徒は、自分が話した内容が他者や保護者に伝わるのではないかと心配することがあります。このような場合は、心配する気持ちを理解し、児童生徒本人にとって望ましい形となるように教職員同士が話し合うことを伝えるとともに、児童生徒の希望に沿うよう最大限の努力をすることが必要です。

(2) 本人や関係者の言い分の聴き取りと記録

本人や関係者の言い分をしっかりと聴き取る際には、その内容を、正確に時系列を追って記録しておくことが必要です。特に非行事実の有無や指導の内容に関しては、後日紛糾する可能性があるという視点を持ち、記録に基づく的確な指導を行います。

(3) 非行の背景を考えた指導

ア 何度指導しても効果が現れず、非行が繰り返される場合には、改めて非行の背景を考えることが必要です。どのような非行にも本人にとっては何かしらの意味があり、それを明らかにしないまま行った指導は、かえってマイナスになることに留意します。

イ 児童生徒の発達に課題がある場合や、保護者の監護力の背景に様々な困難のある場合などでは、本人の攻撃性や被害経験、対人関係等をよく観察して、指導を考えます。そのため、SCやSSWと協働したアセスメントの充実と、医療や福祉などの外部機関との連携が求められます。

ウ 被害者を念頭においた指導

非行の結果、被害者が出る場合もあります。この場合、加害者への指導を意識しすぎるあまり、被害者の思いや願いを見落とさないように注意します。なお、被害者が児童生徒（他校生である場合も含む）であれば、いじめに該当するという視点で対応することが不可欠です。

5 喫煙・飲酒の指導について

(1) 基本的な考え方

ア 未成年の喫煙・飲酒は法律で禁止されており、絶対に許されないことを児童生徒に指導します。また、事情を承知の上で親権者や監督すべき立場にある者が、未成年者の喫煙・飲酒を制止しなかったり、販売者が販売したりしたときは、処罰の対象となることが定められています。教職員は、喫煙・飲酒の防止について指導する責任があります。児童生徒に対しては、社会の一員として社会のルールを守る大切さを自覚させることが大切です。

イ 未成年にとって、飲酒は少量でも急激に酩酊させ人体への悪影響がある場合もあること、また、喫煙も生活習慣病にかかりやすくなるなど健康への悪影響があること、さらに、喫煙・飲酒は年齢が低いほど習慣化しやすく依存性が強くなることなどに気づかせる指導を徹底します。

ウ 特に、他の課題となる言動で補導された児童生徒の喫煙経験率が、補導されたことのない児童生徒に比べて大変高くなっており、喫煙と他の課題となる言動との間には高い相関関係があります。これらのことについて、保護者に説明し、喫煙防止のために協力を求めるなど、未然防止と早期の指導を徹底します。

エ 校内外における望ましい生活の在り方や社会のルールを守ることの大切さについて、日常的な指導を徹底します。また、児童生徒自身に、喫煙・飲酒をなくすためにはどうしたらよいかを考えさせたり話し合わせたりさせ、喫煙・飲酒を許さない集団をつくる意欲と行動力を育成することが大切です。

(2) 留意点

ア 喫煙・飲酒に対する指導を行うに当たっては、自らが社会の一員であるという自覚を深めさせ、法律の主旨と自己責任を理解させる必要があります。

イ 児童生徒や保護者に、喫煙・飲酒の身体に対する有害性について明確なデータを示しながら科学的に認識させ、さらに、20歳未満の喫煙や飲酒は「ゲートウェイドラッグ」と呼ばれており、他の薬物使用への入り口となりやすいことに触れ、問題意識を喚起することが大切です。

ウ 学級（ホームルーム）活動などで、ロールプレイングやディベートなどを行うことをとおして、喫煙・飲酒を勧められたときに、断固として断ることのできるスキルの育成や望ましい人間関係の育成を図ることが大切です。

エ 児童（生徒）会活動や学級（ホームルーム）活動などで、喫煙・飲酒の問題点について話し合わせ、児童生徒自身に自分たちで学校から喫煙・飲酒をなくす機運を高めるよう指導します。

オ 喫煙、飲酒防止教育は、学習指導要領に基づき、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科において取り組むことになっています。特別活動はもとより、道徳科、総合的な学習（探究）の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導が行うことが大切です。

カ 常習者に対しては、喫煙や飲酒の背景にある児童生徒の心理状態や人間関係、社会環境が影響していることをふまえて、家庭と連携するとともに、医療機関と連携することも考慮する必要があります。

キ 家庭や地域と協力して喫煙・飲酒を許さない環境や雰囲気をつくり、未然防止と早期発見・早期指導に努める必要があります。

ク 校外指導連盟、学校警察連絡協議会、少年補導補助員連絡協議会などと連携して校外指導を積極的に進めます。

ケ ニコチンを含まない電子タバコであっても、煙吸引の練習となり、たばこ使用につながることを児童生徒が使用する前に理解できるよう未然防止の観点から指導することが大切です。

6 Q & A

【Q11】

喫煙をしているのを見つけたとき、どのような対応・指導を行えばよいですか。

【A11】

喫煙の現場を見つけたとき、「喫煙は絶対に許さない」という毅然とした態度で、現認した事実を児童生徒に伝えけるとともに、所持しているタバコ（紙巻タバコ、加熱式タバコ、水タバコ、無煙タバコなど）、ライターを本人の意思で出させるよう指導するなど、その場で的確に指導することが大切です。その後、なぜ喫煙したのかななどを明らかにし、保護者と連携をとり、指導します。

電子タバコ（タバコ類似製品）も喫煙を連想させる製品であり、タバコの喫煙を助長させる恐れが考えられるため、同様に指導を行います。

また、教職員全員が校内研修などで喫煙現場を見つけたときの対応について確認しておき、全員が同じ姿勢で指導をしていくことが大切です。

【Q12】

喫煙をした児童生徒と同じ場所で話をしていたなどの児童生徒には、どのように対応・指導したらよいですか。

【A12】

次のような様々な状況があり、慎重に事実関係や人間関係を把握して指導することが必要です。

- ①たまたまそのときは喫煙を終えていただけで、少し前に喫煙をしていた。
- ②喫煙はしなくとも、仲間の喫煙を容認していた。
- ③喫煙用具を所持していた。
- ④無理やりその場に付き合わされていた。
- ⑤力関係で見張り役をさせられていたなど、背景にいじめがある。

それぞれの場合について事前に明確な指導方法を確認しておき、児童生徒や保護者に説明しておくことが必要です。

特に、無理やり付き合わされていたり、いじめがある場合には、望ましい人間関係がつかれるよう指導したり、いじめをなくす指導を行います。また、喫煙をする児童生徒と同じ場所にいることの問題点について、保護者に理解してもらうことが大切です。

【二十歳未満の者の喫煙の禁止に関する法律】

第一条 二十歳未満の者は煙草を喫することを得ず

第二条 前条に違反したる者あるときは行政の処分を以て喫煙の為に所持する煙草及器具を没収す

第三条 未成年者に対して親権を行ふ者情を知りて其の喫煙を制止せざるときは科料に処す

② 親権を行ふ者に代りて未成年者を監督する者亦前項に依りて処断す

第四条 煙草又は器具を販売する者は二十歳未満の者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要なる措置を講ずるものとする

第五条 二十歳未満の者に其の自用に供するものなることを知りて煙草又は器具を販売したる者は五十万円以下の罰金に処す

第六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が其の法人又は人の業務に関し前条の違反行為を為したるときは行為者を罰するの外其の法人又は人に対し同条の刑を科す

7 薬物乱用の指導について

(1) 基本的な考え方

ア 薬物乱用は、医薬品を医療の目的から外れて使用したり、医療が目的ではない薬物を不正に使用したりすることを言い、薬物の不正な使用については、年齢にかかわらず「覚醒剤取締法」、「麻薬及び向精神取締法」などの法律で禁止された行為です。

イ 薬物乱用は、心身が発達途上にある児童生徒にとって深刻な健康影響を及ぼすほか、家族や友人との関係の崩壊、自身の犯罪行為の拡大など深刻な心理社会的影響を及ぼします。特に大麻乱用を中心に若年層への薬物乱用の拡大が懸念されており、喫煙や飲酒も含め、自身や周囲の人間、ひいては社会秩序の崩壊へとつながり得る非行としてしっかりと受け止めて対応することが求められます。

(2) 留意点

ア 薬物乱用は、従来、青少年による有機溶剤（シンナー等）の乱用が大きな問題となっていました。検挙者は近年ほとんど見られていません。一方で大麻の20歳未満の者の検挙者数は平成25年以降増加が続いています。

イ 10代においては、一般用医療品の乱用が問題視されています。大麻の使用経験のある中学生は、使用経験のない中学生に比べ、学校で孤立していたり、家庭でのコミュニケーションが十分に取れていなかったりする可能性が指摘されています。児童生徒が、学校や家庭で孤立していないか、十分に注意しながら異変に気付くよう努めることが求められます。

8 Q & A

【Q13】

薬物乱用があった場合、どのように対応したらよいですか。

【A13】

- ① 校長の責任のもとに、薬物乱用から児童生徒を守るための方針や対策が適切に決定され、全教職員に周知徹底し、共通理解が図られていることが重要です。
- ② 具体的な指導方法や方針については、保護者にも十分に周知徹底され、協力が得られるようにする必要があります。また、児童生徒からの悩みや問題に対しては、積極的に受け止めることができる教育相談体制を確立することも重要です。さらに、薬物乱用などの問題が発生した場合には、迅速かつ適切に対応するための指導方針と体制が整備されていることも必要です。
- ③ これらの取組によって、児童生徒の安全と健康を守り、薬物乱用からのリスクを最小限に抑えることができます。

薬物を乱用した児童生徒には、家庭や警察など関係機関と密接に連携して取り組みます。また、プライバシーに配慮した上で専門家の助言を得ながら、薬物などの有害性について正しく理解させるとともに、それに至った心情や背景に迫りながら、粘り強く取り組みます。

【186 ページのフローチャートへ】

9 窃盗・万引き・金銭(品)強要・暴走族等の指導について

(1) 基本的な考え方

ア 窃盗・万引き等の盗みに対しては、家庭と協力して重大な犯罪行為であることを認識させるなどの予防的な指導が重要です。また、盗みを行った児童生徒に対しては、その背景を把握するとともに、再発防止の指導を行うことが必要です。特に、初期の指導が再発防止の観点から大変重要です。

イ 金銭(品)強要は、力関係の優位を利用して相手に脅威をあたえ、金銭(品)を強要する行為であり、絶対に許されない犯罪行為です。金品を強要されたりしやすいので、交友関係や生活態度等について十分な指導を行うとともに、万一被害を受けた場合は、自分だけで解決しようとせず、速やかに保護者や学校等に相談するよう指導します。また、学校だけの抱え込みになることのないよう、警察など関係機関とも積極的な連携を図ります。

ウ 暴走行為は、道路交通法に違反しているばかりでなく、騒音や走行方法などで他に大きな迷惑をかけ、自他の生命の安全を脅かす許すことのできない犯罪行為です。

暴走族等については、暴走行為や集団的暴行事件などの集団的な違法行為を犯すだけでなく、特殊詐欺をはじめとした各種の犯罪のきっかけになることもあります。さらに、SNSを通じて暴走行為への参加を募る実態も確認されており、これらの行為は共同危険行為で検挙されるケースもあります。

(2) 留意点

ア 窃盗・万引きは、初発型非行であるため、善悪の判断や自制心・公德心などの道徳意識を高め、窃盗は犯罪であることを自覚させるとともに、特に、家庭、地域及び関係機関等との連携を密にして、校外における課題となる言動を未然に防止する指導を行います。

イ 児童生徒が、悩みや不安などを気軽に相談できる教育相談体制の整備を行います。また、窃盗・万引きを繰り返す児童生徒は、不安等様々な要因を抱えている場合もあり、相談機関と連携して取り組む必要があります。

ウ 学校が保護者と協力して、金銭（品）強要は絶対に許さないという規範意識を持たせるよう指導し、日常的に、児童生徒の欠席、遅刻、早退、授業の状況、態度や服装の変化、友達との会話などの人間関係や小さな変化を見逃さない態勢をつくっておきます。

エ 金銭（品）強要が起こった場合は、個人面接やアンケートを行うなど、事実を明らかにして、毅然とした態度で取り組みます。また、インターネット上で金銭問題や詐欺に巻き込まれたり、被害の程度によっては、警察など関係機関と連携して取り組みます。

オ 暴走族等を結成させないよう、暴走行為の危険性等を十分理解させ、家庭及び関係機関とも十分に連携を行い、指導します。「暴走族等を結成しよう」と誘われる等の児童生徒や保護者からの相談に応えるために整備した電話相談体制を活用するよう周知します。

【Q14】

校内で盗難があった場合、どのように対応したらよいですか。

【A14】

次のような取組を行います。

- ① 事件発生時の児童生徒の動きや被害の実態を、迅速に把握します。
- ② 全校集会や学年集会などを開いて、このような犯罪行為は絶対に許されないこと、被害者の心情をおしはかること、正直に名乗り出ること、何か知っていることがあれば申し出ることなどを指導します。
- ③ 被害が児童生徒の場合、被害児童生徒の保護者には、早急に事実を報告し、学校の指導方針を説明して理解を得ます。被害の状況も踏まえ、警察への相談を勧めます。
- ④ 被害児童生徒・保護者の警察への相談後、被害児童生徒・保護者の了承を得て、警察と連携します。
- ⑤ 校内であったことについて、各学級（ホームルーム）活動で話し合い、どうしたら盗難がなくなるかを考えさせ実行させます。
- ⑥ 貴重品の管理や不要な物品は学校に持ってこないことや自分の持ち物には名前を書くことなどを指導します。
- ⑦ 教室の移動の際には施錠を行い、やむを得ず持ってきたお金はできるだけ担任や教科担任などに預けるなど、貴重品や金銭の管理について工夫します。
- ⑧ 校内体制を整え、組織的に校内巡回指導を行います。

【182 ページのフローチャートへ】

【Q15】

校内で盗難が起きたとき、警察に指紋をとってもらってもよいですか。

【A15】

盗難は、犯罪であることから、警察と連携することが基本です。被害者が児童生徒である場合は、保護者と連携することが必要です。

被害届については、盗難品が学校所有であれば校長、教職員所有であれば教職員本人、児童生徒所有であれば児童生徒又は保護者が出すことになります。

指紋採取を行うかどうかは、警察の判断であり、捜査の過程で必要が生じたときは、警察の捜査に協力します。

なお、校内での盗難について、捜査上必要があるときは指紋を採取する場合もあることを、あらかじめ教職員や児童生徒、保護者に周知しておくことが大切です。

【Q16】

窃盗・万引きをした児童生徒に対して、どのように指導したらよいですか。

【A16】

窃盗・万引きの動機には、「遊び感覚やスリルを求めるもの」、「衝動的なもの」、「仲間内での自分の位置を高めるためのもの」、「何でもよいからうっぷんを晴らしたりするもの」などが多く見られます。これらの児童生徒には、罪の意識が薄かったり、見つからなければ何をしてもいいと考えたりするなど規範意識が低い場合が多くあります。窃盗・万引きは犯罪行為であることを自覚させ、家庭と連携して毅然とした態度で指導し、自己責任をとらせるよう指導します。

また、中には仲間にやらされていたり、仲間はずれになることをおそれて窃盗・万引きを行ったりする児童生徒もいます。窃盗・万引きは、どんな理由があっても絶対許されない犯罪行為であることを自覚するよう指導するとともに、人間関係の問題やいじめや金銭（品）強要がある場合は、背景などを明らかにしながら集団へ取り組みます。

窃盗・万引きに対して、「お金を払いさえすればよい」という保護者に対しては、お金を払うことだけで、全てを解決しようとするのは間違っており、また、こうした解決方法をとることは、善悪を判断できず、社会に対して正しい責任をとれない人間にすることを、理解してもらうよう粘り強い指導を継続します。

※ 生徒指導資料N o. 26「万引きなど窃盗等の実態と対応について」

(平成 16 年 11 月広島県教育委員会)

【刑法】（窃盗）

第 2 3 5 条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

（令和 4 年改正、施行日：令和 7 年 6 月 1 日）

第 2 5 4 条 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、1 年以下の拘禁刑又は 10 万円以下の罰金若しくは科料に処する。

（令和 4 年改正、施行日：令和 7 年 6 月 1 日）

【Q17】

暴走行為や暴走族などへの加入の疑いがある場合に対して、どのように対応したらよいですか。

【A17】

暴走行為は、道路交通法違反だけでなく、他者に迷惑をかけ、安全を脅かす犯罪です。暴走族などの集団行動は、違法行為や特殊詐欺などの犯罪にも結びつくことがあります。児童生徒には暴走行為の危険性を理解させ、家庭や関係機関と協力して指導します。

また、電話相談窓口を周知することも重要です。これらの取組によって、暴走行為を未然に防ぎ、児童生徒の安全と社会の安全を確保することが重要です。

相談窓口

（ア）県教委暴走族相談電話（月～金、9:00～17:00 TEL：082-227-5034）

（イ）ヤングテレホン（24 時間 TEL：082-228-3993）

11 現代的な課題

(1) 闇バイト

闇バイトとは、単なるアルバイトではなく犯罪であり、その実態は、指示役が青少年を使い捨ての実行役として利用するものであり、これに関わることが取返しのつかない結果を招くことを児童生徒に伝えていくことが重要です。

(2) 闇バイトに応募し、犯罪行為に加担するまでのパターン

ア 自らSNSで「高額報酬」等を検索・応募

イ 犯行グループから連絡が入り、以降、匿名性の高いアプリでやりとり

ウ 犯行グループに言われるがまま自らの個人情報を送信

エ 犯罪行為への加担を拒否すれば、犯行グループが個人情報を基に脅迫
(警察庁 「犯罪実行者募集の実態～少年を『使い捨て』にする『闇バイト』の現実～」参照)

(3) 匿名・流動型犯罪グループ

匿名・流動型犯罪グループとは、令和5年7月に警察庁が、「SNSを通じて募集する闇バイトなど緩やかな結びつきで離合集散を繰り返す集団」と定義した組織犯罪の類型と言われます。略称は匿流（とくりゅう）。

(4) 匿名・流動型犯罪グループの特徴

ア 自分たちでグループ名を名乗っていない。匿名性の高いSNSで実行役を集めるため、指示役を特定しづらい。

イ 流動性が高い

- ・メンバーが入れ替わる。
- ・実行役を使い捨てる。

ウ 児童生徒をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための対策

- ・児童生徒本人からの前兆行動を把握し、SC・SSWや警察を含む関係機関等と連携し、アセスメントを行うこと。
- ・警察官等を外部講師として招き、地域の非行情勢や非行要因等について児童生徒に情報発信する「非行防止教育」等を実施することが有効であること。
- ・非行防止教育を行う際には、警察庁発行「犯罪実行者募集の実態～少年を『使い捨て』にする『闇バイト』の現実～」事例集も活用しつつ、所轄の警察署とも連携して、積極的に「闇バイト」の問題についても取り扱うこと。

Ⅳ 性に関する事案への対応

【ポイント】

- ・性に関する課題への対応では、関連する法律などの理解や人権に配慮した丁寧な関わり、児童生徒が多様性を認め、自分と他人を尊重することができ、安心して過ごせる環境や相談しやすい体制の整備、それらを支える「チーム学校」として組織づくりを進めることが必要である。
- ・学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性について正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導することが大切である。
- ・「生命（いのち）の安全教育」は、生命の尊さを学び、性暴力について正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手を尊重する態度などを発達段階に応じて身に付け、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないための教育と啓発を行うことである。

1 性犯罪・性暴力対策の強化の方針

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすため、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。

令和2年には、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が策定され、令和5年には「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」が決定されています。この方針を踏まえ、児童生徒が生命（いのち）を大切にし、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進することが求められています。

2 学校における性に関する指導

学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性について正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施し、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導することとされています。

【指導上の留意点（以下の点を踏まえ計画的に実施）】

- ・発達の段階を踏まえること
- ・学校全体で共通理解を図ること
- ・保護者の理解を得ること
- ・事前に、集団で一律に指導（集団指導）する内容と、個々の児童生徒の状況等に応じ個別に指導（個別指導）する内容を区別しておくこと

3 性に関する課題の早期発見・対応

(1) 早期発見と早期対応の基本

課題予防的生徒指導の観点から、教職員は、児童生徒の表情や態度などを通じて発する何らかのサインに気付けるよう努め、気付いた際は、事態を深刻化させないためにチーム支援に基づく迅速な対応を行うことが必要です。

(2) 養護教諭と他の教職員との連携

養護教諭は、本人からの訴えや健康相談、保健室での会話や様子の観察から、いじめや虐待などの問題や性的虐待、性被害などを発見することがあります。そのため、対応に当たっては、養護教諭と関係する教職員が情報の共有を図り、緊密な連携に基づく支援を行うことが重要です。

また、問題への対応に当たっては、情報を教職員間で共有する場を設け、生徒指導部や教育相談部、保健部などのそれぞれの組織が情報を共有し、役割を分担した上でチームとして取組を進めることが重要です。

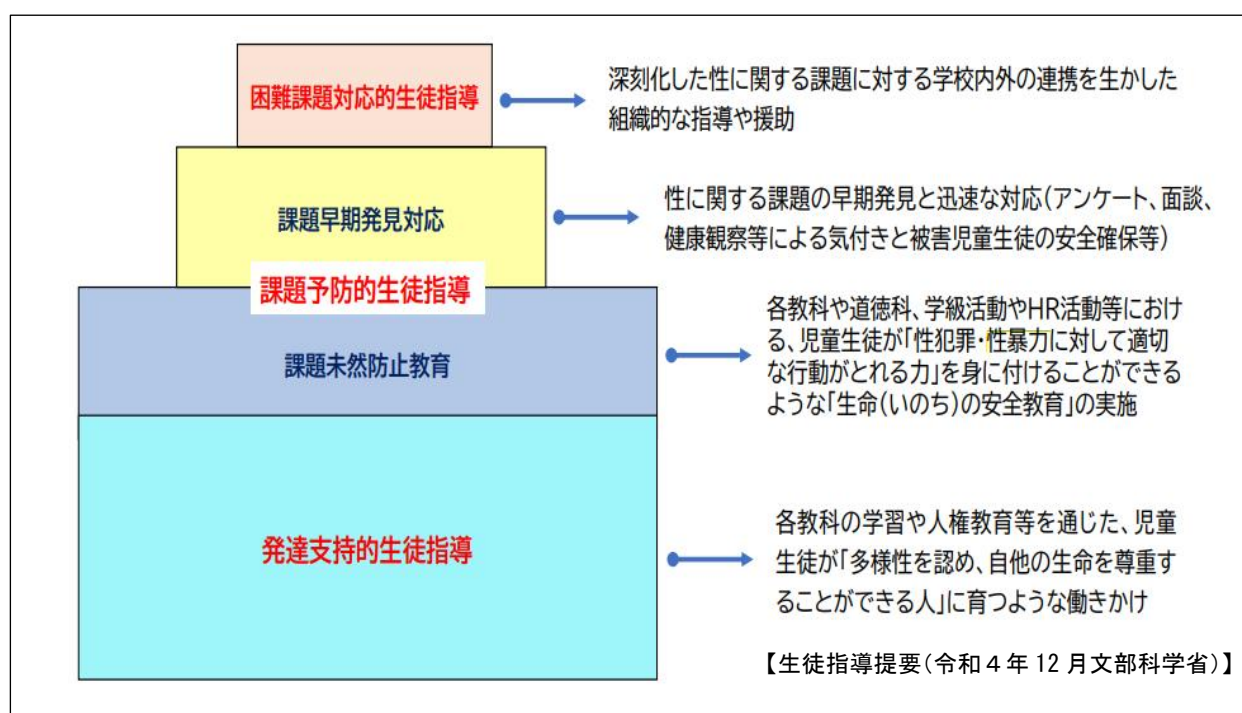
(3) 地域ぐるみの援助

学校、家庭、地域が一体となって、緊密な連携の下に児童生徒の健全な成長を支えるために、地域ぐるみの青少年育成活動が展開される必要があります。

4 性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造

性犯罪・性暴力には、性的虐待、デートDV、SNSを通じた被害、セクシャルハラスメントなどがあります。

DVとは、配偶者など親密な間柄の相手から振るわれる暴力のことで、特に、交際相手との間に起こる暴力のことを「デートDV」といいます。暴力には、身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力など、様々な種類があります。性的暴力としては、性行為を強要する、避妊に協力しない、裸の撮影を強要するなどの行為を挙げることができます。



性犯罪・性暴力に関する対応について、発達支持的生徒指導としては、各教科の学習や人権教育等を通して、「多様性を認め、自他の生命や人権を尊重することができる人」に育つように働きかけます。

課題未然防止教育としては、各教科や道徳科、学級・ホームルーム活動等において、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように「生命（いのち）の安全教育」を実施します。

課題早期発見対応としては、健康観察等から問題の予兆を見逃さず、気付いたら被害者の安全確保を第一に迅速な対応を行います。問題が深刻化している場合には、学校内外の連携に基づき「チーム学校」として、組織的な指導・援助を行うことになります。

(1) 「生命（いのち）の安全教育」による未然防止

性犯罪・性暴力を根絶していくためには、加害者にも、被害者にも、傍観者にならないための教育と啓発を行っていくとともに、児童生徒や社会に対して、次のメッセージを送り続けることの重要性が示されました。

- ・生命（いのち）の尊さや素晴らしさ
- ・自分を尊重し大事にすること（被害者にならない）
- ・相手を尊重し大事にすること（加害者にならない）
- ・一人一人が大事な存在であること（傍観者にならない）

このような「生命（いのち）の安全教育」を推進する基盤として、安全で安心な学校環境をつくることも不可欠です。

「生命（いのち）の安全教育」では、どのような被害が起きているのかを正しく理解した上で、自ら考え、相手の意思を尊重した行動がとれるような態度や姿勢を身に着けることができるよう、児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、教育課程内外の様々な活動を通じて展開されます。

なお、生命の安全教育指導の手引きの「生命の安全教育の推進に当たっての留意事項」を踏まえた対応が必要となります。

(2) 性的被害者への対応

被害に遭った児童生徒に対しては、誤った指導を行うことで二次的な課題が生じたり、トラウマの影響を見過ごしたり、無自覚に当該児童生徒を傷つけたりしてしまう危険性があるため、最大限に配慮することが求められます。また、学校が抱え込まずに、関係機関（警察、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、児童相談所等）と連携することが大切です。

【児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント】

- ① 被害開示を受けた場合、児童生徒が安心して話せる場所に移動します。
最初の段階では「誰に何をされたか」を聴き取り、「あなたは悪くない」「あなたに落ち度も責任もない」と繰り返し伝え、最後に「話してくれてありがとう」と伝えます。児童生徒が自発的に被害を話し始めたら、話を遮らず、丁寧に聴き取ることが求められ、児童生徒が話す以上のことを聴き出そうとせず、児童生徒の使った表現や言葉をそのまま記録に残すことが大切です。詳細については無理に聴きすぎず、「性的な被害を受けた」ことが聴ければ、警察等の関係機関に通告をすることになります。また、家族や、他の教職員、関係機関とどこまで情報を共有してよいのかということについて、本人から同意をとります。
- ② 聴き取りの際、「なぜ」「どうして」という圧力をかける言葉は避けます。
- ③ 被害開示を受けた教職員は、感情的な対応にならないよう留意します。
- ④ 他の教職員に同じ話を聴かれて被害体験を思い出させられることは、トラウマ体験を深めることにつながり、被害児童生徒の話の内容や記憶が変化してしまう可能性もあります。繰り返し同じ話を聞くことは避けるようにします。聴き取りの際は、児童生徒が信頼できる複数の教職員（ＳＣ、ＳＳＷ等を含む。）が対応するようにします。
- ⑤ 障害のある児童生徒等については、個々の障害の特性や状態等を踏まえた対応が求められます。

(3) 性的被害者の心身のケア

性的虐待や性的被害などに遭遇した児童生徒は、心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）を引き起こすことも多く、心身に及ぼす影響は深刻なものが多いため、慎重な対応が求められます。早期に専門家に相談し、その上で、養護教諭、学級・ホームルーム担任、学校医、ＳＣやＳＳＷなどが連携して援助していくとともに、関係機関や医療機関などと連携して対応に当たることが大切です。

また、被害児童生徒の様子を見守りつつ、保護者と定期的に連絡を取り、被害児童生徒の心身の回復に向けて必要なことや保護者が望んでいることを、教職員が理解することも大切です。

5 「性的マイノリティ」に関する対応

性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特別の支援が必要な場合があることから、個別の状況に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められています。生物学的な性と性別に関する自己意識（以下「性自認」という。）と「性的指向」は異なるものであり、対応に当たって混同しないことが必

要です。性的指向とは、恋愛対象が誰であることを示す概念とされています。

性自認、性的指向及び性同一性障害に関して、L G B Tと呼ばれることがあります。Lがレズビアン（Lesbian 女性同性愛者）、Gがゲイ（Gay 男性同性愛者）、Bがバイセクシャル（Bisexual 両性愛者）、Tがトランスジェンダー（Transgender 身体的性別と性自認が一致しない人）、それぞれ4つの性的なマイノリティの頭文字をとった総称で、性の多様性を表す言葉です。また、「性的マイノリティ」は、この4つのカテゴリーに限定されるものではなく、L G B Tのほかにも、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人々が存在します。なお、性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の英語の頭文字をとった「S O G I」という表現が使われることもあります。

(1) 「性的マイノリティ」に関する理解と学校における対応

性的マイノリティに関する大きな課題は、当事者が社会の中で偏見の目にさらされるなどの差別を受けてきたことです。性的指向などを理由とする差別的取扱いについては、現在では不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだに偏見や差別が起きているのが現状です。

文部科学省では、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、「いじめ防止対策推進法」に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」を平成29年に改定し、「性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」ことが追記されました。教職員の理解を深めることは言うまでもなく、生徒指導の観点からも、児童生徒に対して日常の教育活動を通じて人権意識の醸成を図ることが大切です。

(2) 「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する教育相談体制等の充実

学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となります。

性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒が安心して学校生活を送れるようにするために、教職員は児童生徒の思いを受け止めるに当たって次の点などに留意する点があります。

ア 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものです。

イ 「性的マイノリティ」とされる児童生徒には、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があることなどを踏まえつつ、学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが大切です。教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般について、心ない言動を慎むことはもちろん、見た目の裏に潜む可能性を想像できる人権感覚を身に付けていくことが求められます。

ウ 当該児童生徒の支援は、最初に相談（入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「支援チーム」をつくり、「支援委員会」（校内）や「ケース会議」（校外）等を適時開催しながら対応を進めるようにします。教職員間の情報共有に当たっては、児童生徒自身が可能な限り秘匿しておきたい場合があることなどに留意しつつ、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員間で情報共有し、チームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、取組を進めます。

エ 学校生活での各場面における支援の一例として、表に示すような取組が、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うに当たって参考になります。学校においては、「性的マイノリティ」とされる児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要です。

【性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例】

項 目	学校における支援の事例
服 装	・ 自認する性別の服装・衣服や、体操着の着用を認める。
髪 型	・ 標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
更衣室	・ 保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・ 職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・ 校内文書（通知表を含む。）を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・ 自認する性別として名簿上扱う。
授 業	・ 体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水 泳	・ 上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 ・ 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・ 自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・ 1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

オ 指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更などを行った者から卒業証明書などの発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応します。

(3) 「性的マイノリティ」に関する学校外における連携・協働

ア 保護者が、その子供の性同一性に関する悩みや不安などを受容している場合は、学校と保護者が緊密に連携しながら支援を進めることが必要です。保護者が受容していない場合にも、学校における児童生徒の悩みや不安を軽減するとともに、いじめや不登校等の未然防止を進めることを目的として、保護者と十分に話し合い、可能な支援を行っていくことが大切です。

イ 教職員の資質向上の取組としては、人権教育担当者や生徒指導担当者、養護教諭等を対象とした研修などが考えられます。また、学校の管理職についても研修などを通じ適切な理解を図るとともに、学校医やＳＣを講師とした研修などで、性の多様性に関する課題を取り上げることも重要です。

ウ 医療機関による診断や助言は、学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者などに対する説明材料にもなります。また、児童生徒が性に違和感を持つことを打ち明けた場合であっても、当該児童生徒が適切な知識を持っているとは限らず、そもそも性同一性障害なのか、その他の傾向があるのかも判然としていない場合もあることなどを踏まえ、学校が支援を行うに当たっては、医療機関との連携を図ることが重要です。医療機関との連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則ですが、当事者である児童生徒や保護者の同意が得られない場合でも、具体的な個人情報に関連しない範囲で一般的な助言を受けることはその後の有効な支援に結び付きます。

V インターネット・スマートフォン等に係る事案への対応

【ポイント】

- ・インターネット・スマートフォンに係る問題として、ネットいじめ、誹謗中傷、リベンジポルノ、長時間利用による生活への支障などが挙げられ学校や教職員がインターネット問題に対応するための理解が必要である。
- ・未然防止、早期発見、適切かつ迅速な対処が重要であり、保護者や地域との連携が必要である。
- ・インターネット問題への対応には、法的な対応が必要な指導、学校における指導、家庭への支援などが含まれ、関係機関との連携が必要である。

1 基本的な考え方（関連法規・基本方針等）

- (1) 平成 20 年に成立した「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにし、青少年の権利の擁護に資することを目的としています。本法において、保護者には、子供のインターネットの利用を適切に管理することなどが求められています。また、18 歳未満の青少年が携帯電話を利用する場合は、保護者と携帯電話インターネット接続事業者は、フィルタリング利用を条件としなければならないことが定められています。各事業者はフィルタリングを無料で設定するなど、これまでも産学官を挙げた対策により成果を上げてきましたが、保護者の同意があれば設定しなくてよいとされています。

また、平成 24 年頃からスマートフォンが利用されるようになると、Wi-Fi やアプリ経由でのアクセスなども可能になったため、制限が難しくなっています。

- (2) 平成 15 年に成立した「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（通称：出会い系サイト規制法）は、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童生徒を保護し、もって児童生徒の健全な育成に資することを目的としています。

- (3) 平成 13 年に成立した「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」は、ウェブページで権利侵害があった場合、プロバイダ（サーバの管理者・運営者、掲示板管理者などを含む。）の損害賠償責任の制限と、発信者情報の開示を請求する権利などを定めることを目的としています。

プロバイダは事実を知らなければ賠償責任を負わないとされているため、当事者から依頼を受けて適切な措置をとった後、情報を非公開にしたり、削除したりします。なお、被害者が開示請求できる発信者の情報には以下のようなものがあります。

- ・発信者その他侵害情報の送信に係る者の氏名、名称、住所
- ・発信者の電子メールアドレスや、侵害情報に係る IP アドレス
- ・IP アドレスを割り当てられた電気通信設備から開示関係役務提供者の用いる特定電気通信設備に侵害情報が送信された年月日及び時刻

- (4) 平成 26 年に改正された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）では、児童ポルノ（18 歳未満の男女の、ことさらに性的な部位が露出されたり強調されたりしているもの等）を自己の性的好奇心を満たす目的で所持すると罪に問われることがあります。また、18 歳未満の者の裸等を携帯電話等で撮影する行為は、「児童ポルノの製造」に当たるとされています。
- (5) インターネット上の書き込みで名誉毀損罪（公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損）や侮辱罪（事実を摘示せずに、公然と人を侮辱）に問われることがあります。
- (6) 学校での携帯電話等の持込みについては、令和 3 年 3 月 22 日付け広島県教育委員会教育長通知「学校における携帯電話の取扱い等について」を发出しており、小・中学校は原則校内持込禁止、高等学校は原則校内使用禁止、特別支援学校は実態を踏まえて判断することとし、中学校については条件を満たすと持込みができることなどを示しています。

2 留意点

- (1) インターネットは匿名で様々な行為をすることが可能です。そのため子供たちはインターネット上で、リアルの生活では行わないような、好ましくない行為や場合によっては法に触れる行為を行ってしまうことがあります。その結果、ネットいじめなどの人間関係上のトラブルや、ネット上での誹謗中傷やネット炎上などの犯罪につながる行為に発展することも珍しくなく、注意が必要です。
- (2) インターネットの拡散性に留意が必要です。インターネットの投稿は、一度発信されると瞬時に広がり、削除することができないので、「デジタルタトゥー」と呼ばれています。SNS や動画共有アプリのコメント欄などは、匿名で書き込めるため、躊躇なくひどい誹謗中傷が行われることもあります。さらに多くの人が目にするため、拡散性が高く、炎上状態になり、個人が特定されることも珍しくありません。その場合には、子供の将来に深刻な影響を及ぼすことも起こり得ます。また、交際していた相手の恥ずかしい写真を、別れた腹いせにインターネット上で拡散する等のトラブルは「リベンジポルノ」と言われています。
- (3) 無料通話アプリや SNS での交流が中心となり、これらは基本的に記名が必要となるため、直接的な攻撃よりも、グループから外したり、対象をぼかしたりすることが多くなっています。スマートフォンが主流の今も、ネット上で名指しで攻撃される場合もあります。被害者が「公然と攻撃してよい対象」と認識されてしまっている可能性が高いからです。24 時間逃げ場がなく、拡散性が高いので、あっという間に広まり、すぐに深刻な事態に発展することが少なくありません。

- (4) SNSでのやり取りや動画視聴等が長時間に及び、生活に支障が出る場合があります。こうしたネットの長時間利用により日常生活に支障が出るような状態については、生徒指導上の課題として捉えることも状況によっては必要になります。

3 インターネットをめぐる課題に対する対応

各学校においては、教職員がインターネットをめぐる課題への対応についての理解を深めた上で、児童生徒がインターネット問題の対応についての知識を身につけるように働きかけるとともに、インターネットトラブルを生まない環境づくりを目指すことが不可欠です。加えて、トラブルが発生しても自分たちで解決できる人間関係づくりや教職員への相談体制の充実を図り、さらに課題解決に向けて児童生徒と教職員、保護者及び地域等が連携して対応できるシステムづくりを推進するような体制を整備することが急務です。学校及び学校の教職員には、以上を踏まえて、未然防止、早期発見、適切かつ迅速な対処の三つの局面において、計画に基づく取組を進めることが求められます。

(1) 前提としての方針確認

インターネット問題については、教職員の間で認識の違いが大きく、感情的で個人的な見解に固執して方向性が定まらないことも多いため、定期的の方針を確認する必要があります。時代の変化を踏まえつつ丁寧な議論を重ねていくことが不可欠ですが、以下のような前提を確認しておくことが求められます。

ア 法に基づく対応

インターネット利用の基本は、法律等である程度定められています。各学校等における極端な制限・禁止や、ネット利用の過度の推進については慎重な態度が必要です。

イ GIGAスクール構想により整備された1人1台端末の扱い

GIGAスクール構想により、学校の授業等で1人1台端末が活用されています。自宅等で自分の端末を利用する際と学校配付の端末で利用する際には、管理方法等に違いが生じます。学校配付の端末は、学習で利用することを目的として整備されたツールであり、フィルタリングや機能制限は、児童生徒の発達段階や情報活用リテラシーの習熟度合も踏まえながら、学習での利用に必要な範囲に定めることができます。チャット機能等、児童生徒が端末を使ってやり取りをする場面では、教職員が児童生徒の書き込みを確認できるように設定するなどの配慮が必要です。さらに、端末利用に際して、学校等は明確なルールを提示し、保護者の理解を得ておくことも不可欠です。

(2) インターネット問題の未然防止

ア 教育課程全体での未然防止

インターネット問題は、学校や教職員が事態を把握することさえ難しく、気付いたときには取り返しのつかない、大きな問題に発展していることもあります。そのため、各学校においては、情報モラル教育などを通して、未然防止の取組を講じることが重要です。特定の時間だけでの指導ではなく、教育課程全体（家庭科・技術家庭科、道徳科、特別活動等）を横断して未然防止に取り組む必要があります。SNS等で学校外の不特定多数を巻き込んでいる事案、法に触れてしまっている事案など、インターネット問題は、学校内だけでは解決が難しい場合もあります。したがって児童生徒自身が、インターネットが広く社会全体につながり、リアル社会と同じように法律で制御されていることをしっかりと把握する必要があります。法的制裁の対象になっていないことであっても、道義的に許されないこともあるため、ネット利用上のマナーについても理解することが必要です。

イ 児童会、生徒会で取り組む未然防止

児童生徒の帰宅後のインターネットの利用状況について、教職員が十分に把握することは困難です。したがって、インターネットの利便性や影響について児童生徒自身が主体的に議論しながらルールを定める機会を持つことが求められます。また、そのことは、高度情報化社会を生き抜いていく児童生徒にとって重要な経験となります。児童生徒が、学級・ホームルームや児童会・生徒会等で議論しながら主体的にルールを定めることは、児童生徒がルールを守ることの重要性を自覚するきっかけになります。

(3) インターネット問題の早期発見

ア 早期発見の基本的な考え方

インターネット問題が起きた場合、SNS等で広がった後で、学校や学校の教職員が知ることが少なくありません。多くの場合、児童生徒が事前に知っていて対応に苦慮しているにもかかわらず、どこに相談すべきかわからなかったり、教職員が対応してくれるのか、相談する事で大きくならないかといった不安があったりすることから、学校や学校の教職員に相談しないでいるようなことも少なくありません。そのため、まず教職員がインターネット問題に興味を持ち、児童生徒のインターネット利用実態の変化に敏感であることが必要です。さらにインターネット問題だけではなく、日常の些細な困難や悩み事を気軽に教職員等に相談できる信頼関係を築くことと、この問題に特化した相談窓口整備を含めたシステムを構築することが求められます。インターネット問題は、SNS等、多くの人が目にする場所で起きることが多いので、発見ルートとして、本人からの訴えや当該保護者からの訴えだけではなく、級友等からの報告も重要です。また、ネットパトロール等、外部の機関の協力を得ることも重要な方策です。

イ 保護者や地域への啓発活動

インターネット問題には、学校、家庭、地域が連携して取り組む必要があります。危険性の周知だけではなく、フィルタリング等の普及やルールづくりの必要性を伝えておくと、早期発見につながる場合があります。児童生徒への周知に加えて、リーフレットなども活用しながら、保護者等に対してもフィルタリング設定の必要性やパスワードの扱いなどについて伝えておくことが必要です。

ウ 学校、家庭、地域での居場所づくり

各種調査から、学校、家庭、地域に居場所がない児童生徒が、逃げ場としてインターネットを利用していることが分かってきています。そのため、児童生徒が安心できる居場所づくりに取り組むことも重要です。

(4) インターネット問題への適切かつ迅速な対処

ア 対応原則の共通理解

インターネットに関する問題を把握した場合、当該児童生徒の被害拡大を防ぐことを最優先します。インターネット上の情報は拡散性が強いので、一刻を争う事態も少なくありませんが、まず当該児童生徒及び保護者等と一緒に解決していく姿勢を示すことが必要です。当該児童生徒の意向を把握しないで、学級会や学年集会、保護者集会等を開催して解決に向かおうとすると、信頼の喪失につながることもあります。法的な問題に直面することもあるので、専門家の見解を踏まえながら、対応の方針について具体的な方策を提示し、児童生徒や保護者に選択させることも重要です。近年、インターネット問題として学校及び学校の教職員が、生徒指導事案として対応を求められていることは、次の三点に大別できます。

(ア) 法的な対応が必要な指導

- ・違法投稿（著作権法違反、薬物等）
- ・ネット上の危険な出会い
- ・ネット詐欺
- ・児童買春・児童ポルノ禁止法違反（自画撮り被害等）

※迷わずに、警察等の専門家に早急な対応を求め、加害、被害を問わず、児童生徒を違法状態から救い出さなければなりません。

(イ) 学校における指導等

- ・誹謗中傷、炎上等悪質な投稿、ネットいじめ

放置すると大きなトラブルに発展する可能性があるので、関係機関等と連絡を密接に取り合いながら対応を進める必要があります。誹謗中傷やなりすまし事案への対応では、インターネットに精通した専門家の支援の下、児童生徒自身や保護者から削除要請しなければならないこともあります。

(ウ) 家庭への支援

- ・家庭でのルールづくり
- ・児童生徒の孤立状況の把握・サポート

イ 対応方針の前提

(ア) 情報収集と丁寧な聴き取り

インターネット上には膨大な情報があふれており、被害者、加害者がどの程度の影響を受けているのか、又は及ぼしているのか当事者自身が把握できないなど、インターネットに関する問題は、全貌が分かりにくいのが特徴です。そのため、一部の情報やコメントだけで方針を決定するのは危険であり、不断の情報収集と丁寧な聴き取りが必要になります。

また、児童生徒の事案の認知状況によって対応が大きく変わってきます。インターネットにおける問題は、被害者・加害者に加え、その他の学年・学校の児童生徒にも急速に広がることもあり、広く児童生徒への周知及び指導が必要な場合もあります。方針確定のために周囲の児童生徒への聴き取りが必要な場面も少なくありませんが、そのことによってデリケートな個人情報が流布してしまい、さらにSNS等で拡散されることもあるので、慎重な対応が必要です。

(イ) アセスメントに基づいた対応方針のすり合わせ

丁寧な情報収集によるアセスメントに基づいて、対応方針をすり合わせる必要があります。学年等での教職員間の対応を統一しておくことは必須ですが、異なる自治体の児童生徒が関わることも珍しくないため、その際には学校と教育委員会等や学校間で連携を図り対応していくことも必要になります。

ウ 具体的な対応方法

(ア) 法的な対応が必要な指導

違法な投稿は、学校だけの指導では完結しません。速やかに関係機関と連絡を取り合って対応することが、児童生徒を守ることに繋がります。

a 違法投稿（著作権法違反、薬物等）

児童生徒が著作権法違反や違法薬物に関する投稿をしていることを把握した場合、まず警察や消費生活センターなどの関係機関と連絡を取り合い対応します。詐欺行為への加担が発生した場合には、関係した児童生徒だけではなく、学校全体に周知し、加害者及び被害者が増えることを食い止めなければなりません。

b ネット詐欺

ネット詐欺により、金銭が絡む事案が発生した場合、警察だけではなく、消費生活センター等とも協働することで、事態が解消に向かうこともあります。特に未成年者が間違ってお金を使った場合には、民法第5条における未成年者取消権を使うことができる場合もあります。

c ネット上の危険な出会い

面識がない人とインターネット上でのやり取りをすることが特別なことではなくなっており、インターネット上の知り合いに誘拐される事件等が発生しています。共通の趣味を持つように装う、悩みの相談に乗るなど、言葉巧みに児童生徒を信用させ、最終的に児童生徒が自ら会いに行こうとする場合もあります。児童生徒のインターネットでの言動がヒントになる場合が多いため、ネットの利用状況について、気になる状況を把握した場合には、学校において注視するとともに、早期に組織的に情報を共有しておくことも必要です。

d 児童買春・児童ポルノ禁止法違反（自画撮り被害等）

自画撮り被害とは、18歳未満の者が自分の裸の画像等を撮影させられた上、SNS等で送られる被害です。これらの被害はSNSに起因するケースが多く、相手方が性別や年代を偽る「なりすまし」により児童生徒に接触してきたり、また、一度送信した画像は広く流布されたりする可能性があることから、こうした事案を例に、インターネットの匿名性や拡散性のリスクについて児童生徒に理解を促すことも重要です。

(イ) 学校における指導等

a 誹謗中傷、炎上等悪質な投稿

児童生徒がインターネット上で誹謗中傷を受けたり、自分の投稿に対して批判や悪口を数多く書かれたりすることがあります。内容や状況によっては、学校及び教職員等は、本人又は保護者の意向に応じて、「インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内」を参照するなどして、適切な相談窓口を伝える等の手助けをすることが求められます。

b ネット起因の人間関係のもつれ

インターネット上の書き込みをきっかけに児童生徒間の人間関係がこじれることがあります。SNSでのやりとりは基本的に文字を中心としたコミュニケーションであるため、勘違いや間違った思い込みをきっかけにトラブルに発展することも珍しくありません。インターネット上で過激な表現を用いた直接的な言葉の攻撃に加え、不特定多数の人が目にするような場所に誰がターゲットか一見分からないような言葉を書き込んだり、特定の人物を除いたメンバーでやり取りしたりすることが増えています。イン

ターネット上での人間関係のもつれは、その記録を何度も見直すことができるため、怒りが持続し、さらに広く児童生徒のコミュニティに拡散されてしまい、解決が困難になるため、文字でのコミュニケーションの難しさ等について、あらゆる教育活動を通じて啓発、指導していくことが求められます。

(ウ) 家庭への支援

a 消費生活センターとの連携

児童生徒がインターネット上で、保護者に無断でお金を使うことがあり、詐欺だけではなく、金銭問題に巻き込まれることもあります。学校や教育委員会等において当該事案を把握した際には、抱え込むのではなく、早期に消費生活センターへの相談を勧めるなどの支援を行うことも必要です。

b 相談機関の周知

インターネット上で様々な問題に直面した際には、上記関連機関に加え、相談内容に応じて各種相談窓口に問い合わせることも考えられます。居住地にどのような関係機関や相談窓口があるかを、相談機関一覧表を配付するなどして、児童生徒や保護者に周知しておくことも大切です。

4 Q & A

【Q18】

携帯電話やスマートフォンを利用することで生起する生徒指導上の課題には、どのような事案がありますか。

【A18】

携帯電話・スマートフォンには、児童生徒が犯罪等に巻き込まれたり、保護者や教職員の知らない間に有害情報等にアクセスしたりするなど、児童生徒の健全な育成を阻害するなどの課題があります。例えば、次のような事例があります。

- ① どんなときにも携帯電話・スマートフォンを手放せず、極度に依存してしまった。
- ② 誹謗中傷等をSNSに書き込み、相手を深く傷つけるなどのいじめに発展した。
- ③ マッチングアプリ等を通じて知り合った人から、売春を強いられた。
- ④ 自殺の方法に関するサイトなどをきっかけに、オーバードーズ（薬の過剰摂取）、自傷行為等の危険な行為に走った。
- ⑤ 違法薬物の販売や闇バイトなど犯罪に関する情報を入手した。

【Q19】

SNS上に誹謗・中傷の書き込みがあったという相談を受けました。どのように対応すればよいですか。

【A19】

児童生徒や保護者から相談があった場合は、次に示す手順で迅速に対応します。

- ① 誹謗・中傷の書き込み等の相談があった場合、その内容を確認し、プリントアウトやスクリーンショットをするなどして内容を保存するよう、保護者に促す。
- ② SNSの管理者に削除を依頼する。困難な場合は警察に相談する。

VI 命に関わる事案への対応

【ポイント】

- ・平成18年に自殺対策基本法が成立して以降、日本全体の自殺者数が減少しているなかで、小・中・高校生の自殺者数は増加傾向である。
- ・自殺予防教育の目標は、児童生徒が、自他の「心の危機に気付く力」と「相談する力」を身に付けることの二点である。
- ・自殺の危機の高まった児童生徒から発せられる自殺のサインに気付くためには、深い児童生徒理解のもと、大人が自殺のサインを知っておくこと、そして児童生徒の日常をしっかりと見た上で、何らかの違和感を覚えた時は空振りを恐れることなく関わっていくことが大切である。

1 自殺対策基本法の成立と改正までの経緯

日本の年間自殺者数が平成10年に急増し、その後も自殺者数3万人台が続くという深刻な状況に直面し、自殺予防は社会全体で取り組むべき課題であると明確に位置付けられました。

全体の自殺者数が減少している中で、若い世代の自殺は増加傾向を示し、平成20年以降の小・中・高校生の自殺者数は年間300人から500人の間で推移し、自殺死亡率は、多少の凸凹はあるものの、一貫して上昇傾向にあります。また、10代の死因の第1位が自殺なのは先進7カ国の中で日本のみであり、その死亡率も他国に比べて高いものとなっています。このような状況の中で、平成28年に自殺対策基本法が改正され、若い世代への自殺対策が喫緊の課題であるという認識から、学校は心の健康の保持に係る教育又は啓発等を行うよう努めるものとされました。

さらに平成29年に改正された「自殺総合対策大綱」においては、社会に出てから直面する可能性のある様々な困難やストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）等の推進が求められ、各学校が自殺予防教育に取り組むことが努力義務として課せられています。

自殺予防教育の目標は、児童生徒が、自他の「早期の問題認識（心の危機に気付く力）」と「援助希求的態度の促進（相談する力）」を身に付けることの二点です。

2 自殺予防のための組織体制

(1) 自殺予防のための教育相談体制の構築

きめ細かな継続的支援を可能にするには、校内の教育相談体制を基盤に、関係機関の協力を得ながら、全教職員が自殺予防に組織的に取り組むことが必要です。そのためには、校内研修会などを通じて教職員間の共通理解を図るとともに、実効的に機能する自殺予防のための教育相談体制を築くことが求められます。

第一に、児童生徒が課題や悩みを抱えたときに対応するための既存の組織である、生徒指導部や教育相談部などを、自殺予防の観点から見直し、教育相談機能の実効性を高める必要があります。

第二に、教育相談コーディネーターと養護教諭を構成メンバーの核として位置付け、各学年や生徒指導部・保健部などの他の校務分掌と連携した体制づくりを目指すことが望まれます。

3 児童生徒の自殺の原因・動機

厚生労働省（「令和元年版自殺対策白書」）が警察庁の原因・動機別自殺者数の平成 21 年～平成 30 年の 10 年間の累計をまとめた結果によると、児童生徒の自殺の原因・動機は特定が難しく、約半数は特定されない状況にありますが、原因・動機が特定されたなかで、比率が高い上位三項目を挙げると、以下のとおりです。

- (1) 小学生男子では、「家族からのしつけ・叱責」（42.9%）、「学校問題その他」（17.9%）、「学業不振」・「その他学友との不和」（ともに 14.3%）です。女子では、「親子関係の不和」（38.1%）、「家族からのしつけ・叱責」（33.3%）、「その他学友との不和」（14.3%）です。
- (2) 中学生男子では、「学業不振」（18.7%）、「家族からのしつけ・叱責」（18.1%）、「学校問題その他」（12.3%）です。女子では、「親子関係の不和」（20.1%）、「その他学友との不和」（18.3%）、「学業不振」（14.0%）です。
- (3) 高校生男子では、「学業不振」（18.2%）、「その他進路に関する悩み」（16.4%）、「うつ病」（8.7%）です。女子では、「うつ病」（18.3%）、「その他の精神疾患」（12.1%）、「その他進路に関する悩み」（11.8%）です。

小学生では「しつけ・叱責」や「親子関係の不和」など「家庭問題」の比率が高いという特徴が見られます。中学生では、「家庭問題」に加えて、「学業不振」や「学友との不和」など「学校問題」が高いという特徴が見られます。高校生も、中学生と同様に「進路に関する悩み」や「学業不振」など「学校問題」の比率が高いという傾向は変わりませんが、うつ病や統合失調症などの精神疾患に関する「健康問題」が、女子を中心に急増する点に特徴が見られます。

学校のみでは対応が難しく家庭への働きかけが不可欠であるケースが少なくないことから、地方自治体や保健所などと連携し、児童生徒のみならず保護者を対象に自殺予防の普及啓発のための研修会などを行うことも必要です。

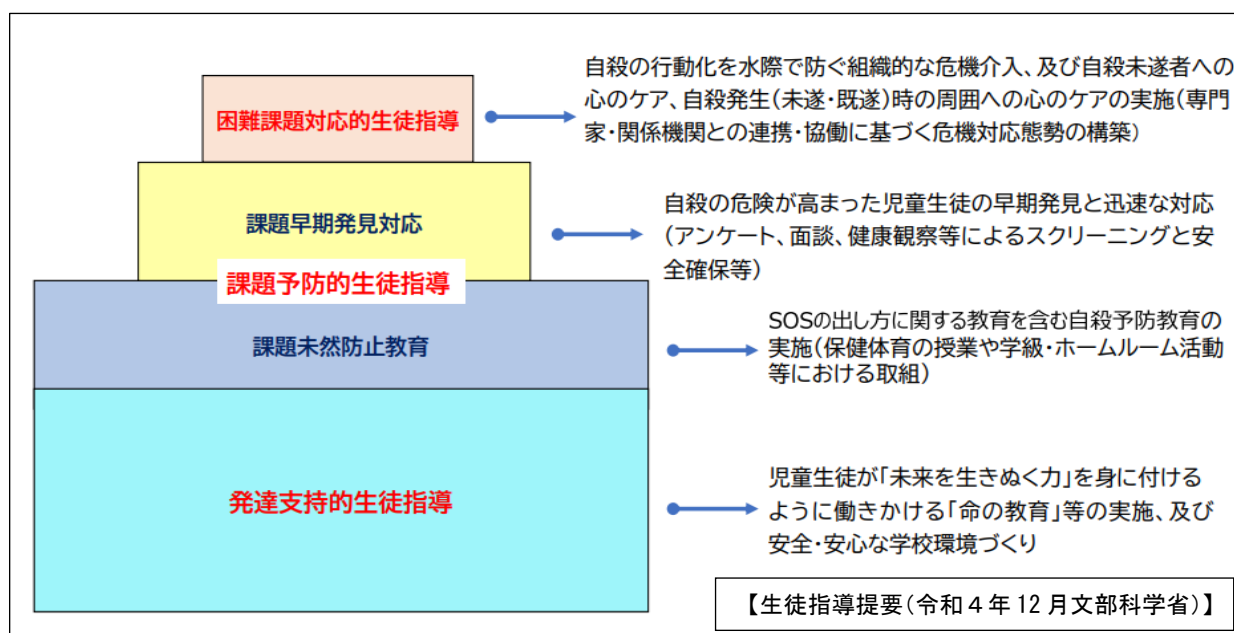
また、「子どもの自殺防止のための手引書」では、大人と比較して、子供の自殺に際立つ特徴として、唐突で衝動的であること、致死度の高い手段であることなどが挙げられています。

自殺をする子供の特徴の分かりにくさや衝動性の高さを考えると、自殺のサインに気付くためには、深い児童生徒理解のもと、大人が自殺のサインを知っておくこと、そして児童生徒の日常をしっかりと見た上で、違和感を覚えたときは空振りを恐れることなく関わっていくことが大切です。

4 自殺予防に関する生徒指導の重層的支援構造

(1) 生徒指導の重層的支援構造

自殺予防に関する重層的支援構造は以下のとおりです。



(2) 自殺予防につながる発達支持的生徒指導

自殺予防につながる発達支持的生徒指導の方向性は、自殺に迫いつめられたときの心理的危機に目を向け、危機的な心理状況に陥らないような、また、陥ったとしても抜け出せるような思考や姿勢を身に付けることが自殺予防につながると考えられます。そのような態度や能力を「未来を生き抜く力」として児童生徒が身に付けられるように、日常の教育活動を通じて働きかけることが大切です。

また、文部科学省(平成26年)の「子供に伝えたい自殺予防」において、児童生徒を対象とする自殺予防教育の目標としては「早期の問題認識(心の危機に気付く力)」と「援助希求的態度の促進(相談する力)」の二点が示されています。心の危機についての正しい知識と理解を持ち、困ったときに相談できる援助希求的な態度がとれるようになれば、自分の危機の克服と友人の危機への支援が可能となり、自殺予防に限らず、生涯にわたる心の健康(メンタルヘルス)の保持につながると考えられます。

(3) 自殺の未然防止教育

自殺予防教育の目標として示されている「早期の問題認識」と「援助希求的態度の促進」の二点に焦点化して取り組む授業である「核となる授業」を実施するに当たっては、各教科等の特質を踏まえた上で、自殺予防教育の目標や内容との関連から効果的に実施できる教科等を決定し、学校の実情、児童生徒の実態に合わせて、組織的、計画的に取り組を進めることが望まれます。

例えば、「心の危機理解」については、高等学校保健体育科の「精神疾患の予防と回復」や中学校保健体育科「欲求やストレスへの対処と心の健康」、小学校体育

科保健領域の「心の健康」、あるいは「総合的な学習（探究）の時間」等において実施することが考えられます。その際、保健体育科の教員や学級・ホームルーム担任と養護教諭やＳＣ、ＳＳＷ等が協働で授業づくりを行うなどの工夫が必要です。

また、実施の際には、予期せぬ反応や事象が起きる可能性も十分に考慮して、以下の通り適切な前提条件を整えた上で、効果的かつ安全な教育を進める必要があります。

実施前に関係者間で自殺予防教育の内容の検討や必要性についての共通理解を図るとともに、保護者や地域、関係機関等の理解や協力を得て、合意形成を進める必要があります。

事前に生育歴も含めて児童生徒の状況をアンケート等で把握し、ハイリスクな児童生徒へのフォローアップ体制を整えておき、無理に授業に参加させない配慮も考えられます。

(4) 自殺の危機の高まった児童生徒の早期発見対応

自殺の危機の高まった児童生徒から発せられる自殺のサインに気付くためには、多角的・多面的な視点から生徒をとらえ、児童生徒理解を深めておくことに加えて、表面的な言動だけにとらわれず、大人が自殺のサインを知っておき、児童生徒の日常をしっかりと見た上で、何らかの違和感を覚えたときは空振りを恐れることなく関わっていくことが大切です。

また、自殺の危険に気付いたときは「ＴＡＬＫの原則」を参考に児童生徒の声をしっかりと「聴く」ことが何より大切です。

【自殺直前のサイン】

- ・これまでに関心のあった事柄に対して興味を失う
- ・いつもなら楽々とできるような課題が達成できなくなる
- ・成績が急に落ちる
- ・身だしなみを気にしなくなる
- ・行動、性格、身なりが突然変化する
- ・自殺についての文章を書いたり、自殺についての絵を描いたりする
- ・不眠、食欲不振、体重減少など身体の不調を訴える
- ・家出や放浪をする
- ・乱れた性行動に及ぶ
- ・アルコールや薬物を乱用する
- ・自傷行為が深刻化する
- ・自殺をほのめかす
- ・別れの用意をする（整理整頓、大切なものをあげる）など

【TALK の原則】

Tell

心配していることを言葉に出して伝える。

Ask

「死にたい」と思うほどつらい気持ちの背景にあるものについて尋ねる。

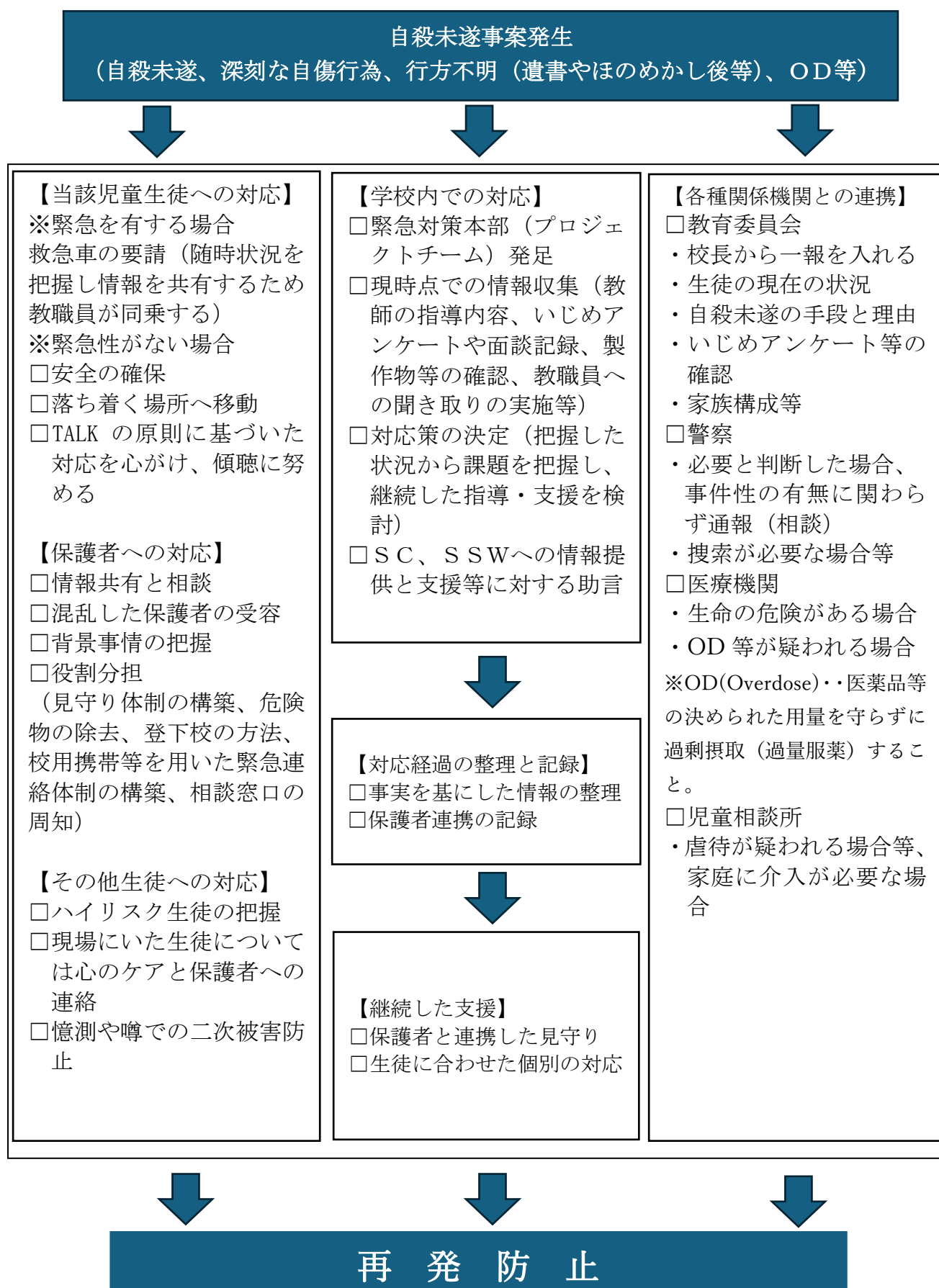
Listen

絶望的な気持ちを傾聴する。話をそらしたり、叱責や助言などをしたりせずに訴えに真剣に耳を傾ける。

Keep safe

安全を確保する。一人で抱え込まず、連携して適切な援助を行う。

(5) 自殺行動が生じた場合の困難課題対応的生徒指導



5 Q & A

【Q20】

「誰にも言わないで」と訴える児童生徒には、どのように対応したらよいですか。

【A20】

児童生徒が「死にたい」と訴えてきたり、手首の傷あとなどから自殺の危険の高いことを知ったとしても、本人が「他の人には言わないで」などと訴えてくることがよくあります。そして、そのことを知った教師だけでただ見守っていくというような対応に陥りがちですが、相談を受けた際には、児童生徒の口止めの背景にどのような思いがあるのかを丁寧に探りながら、先生一人では心配していることを抱え込めないことを一番に伝えた上で、どのような連携先があるかを伝え、選択できるように話をしていくことが大切です。相談を受けた者は、TALKの原則をふまえて児童生徒の状況や背景を聴き取り、適切な連携先を提示していくことが求められます。

実は、児童生徒が恐れているのは自分の秘密が知られることではなく、それを知った際の周りの反応なのです。子供は、大人の過剰な反応にも、そして、無視するような態度にも、どちらにも深く傷つきます。

児童生徒のいるところで、保護者に、過剰な反応やその正反対に無視するような態度をとらずに児童生徒の心のうちを理解してほしいと伝えと、児童生徒は安心します。また、学校では、守秘義務の原則に立ちながら、どのように校内で連携できるか、共通理解を図ることができるかが大きな鍵となります。

今後の児童生徒との関係が崩れてしまうことを危惧して、秘密のままにしておかなければならないと考えてしまいがちですが、命以上に優先するべきものはありません。

【Q21】

児童生徒のSOSに気づく校内体制は、どのように整えたらよいですか。

【A21】

自殺のサインのなかには、児童生徒であればそれほど珍しい変化ではないと思われるものもあるため、児童生徒の日常をしっかりと見た上で、何らかの違和感を覚えたときには空振りを恐れずに関わっていくことが大切です。

そのため、相談窓口の機能に加えて、日ごろから教職員が子供のSOSを受け止める力や感性を高めるために、校内研修等を実施して理解を深めておくことが必要です。

また、教育相談コーディネーターを中心とした連携体制を整え、教職員間での情報共有の徹底や機会の確保を行い、多角的・多面的な深い児童生徒理解に基づき、早期発見につなげることが必要です。

特に新入生に対しては、合格者登校日や入学式に、児童生徒を取り巻く環境が大きく変化することから、機会を捉えて相談窓口の周知や生活アンケート等を通して生徒の把握に努める必要があります。

教育相談体制の充実については、日々の授業や特別活動、部活動等のあらゆる学校生活の場面で、児童生徒が「相談してよかった、助けてもらった。」という成功体験を繰り返し積めるようにすることが大切です。

【Q22】

自殺予防教育は、何から始めたらよいですか。

【A22】

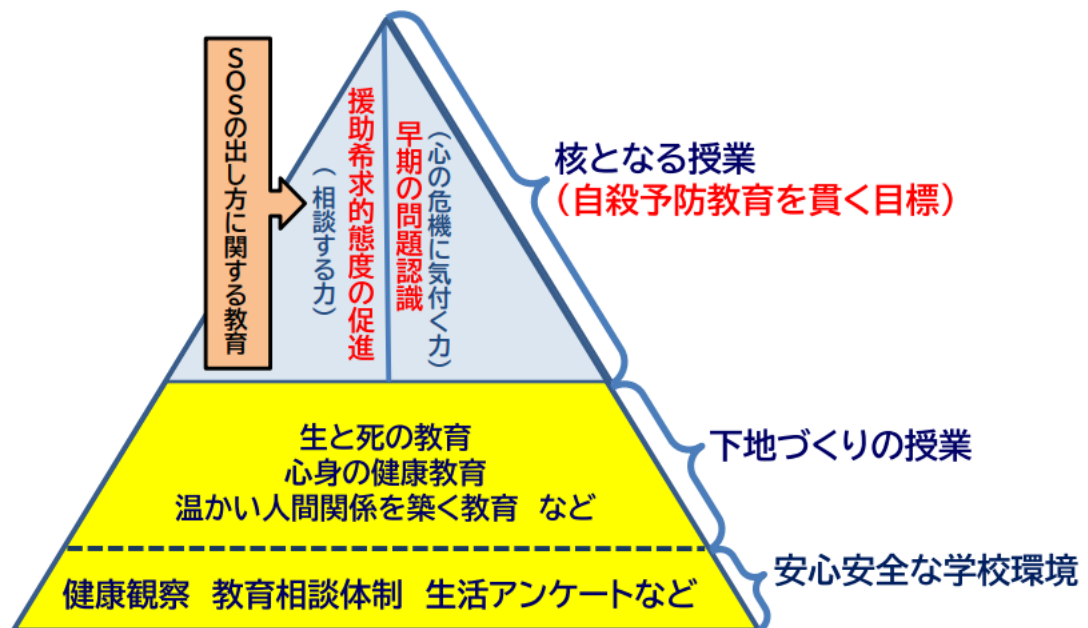
自殺予防教育では、児童生徒や保護者、教職員を対象に子供の自殺の実態、自殺のサイン、ストレスと自殺の関係、対応の仕方、地域の関連機関などについて取り上げます。

しかし、この全てを実施することは難しいので、まずは学校の抱えた問題や実態、児童生徒の状況に応じて、どの部分をいつ、どのように実行すると効果的かを検討してください。その際には、SCやSSW等からの視点を取り入れると、より効果的です。

実施の具体的な方法については、生徒指導からの講話や生徒指導便り等で適宜触れることや、長期休業前後のホームルームにおいて特設の自殺予防教育プログラムを実施することが考えられます。

その際には、実施前の関係者間での合意形成や適切な教育内容であるか、ハイリスク児童生徒へのフォローアップ態勢を整えておく必要があります。

児童生徒に身につけてほしい態度や行動は、一度ではなく、短時間で折に触れ思い出したり、実感したりすることで、生涯にわたって危機に対処するための土台を築くことにつながります。



【生徒指導提要(令和4年12月文部科学省)】

VII 児童虐待への対応

【ポイント】

- ・児童虐待への対応は、虐待を受けた経験が、後に被害児童生徒の人生に多大な悪影響を及ぼすことがあり得ることから、被害児童生徒の自立を支援することまでが目的となる。
- ・児童虐待を発見する上で、日々児童生徒と接する教職員の役割は極めて大きく、少しでも虐待と疑われるような点に気付いたときには、速やかに児童相談所又は市町村（虐待対応担当課）に通告し、福祉や医療、司法などの関係機関と適切に連携して対応することが求められる。

1 基本的な考え方

- (1) 児童虐待は、児童福祉法の理念に反し、児童（18歳に満たない者。以下「児童」という。）の人権を著しく侵害し、心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものです。
- (2) 教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、学校生活だけでなく、児童生徒（(1)の「児童」と区別し、小中高等学校及び特別支援学校に在籍する者）の日常生活についてもよく注意するなどして、日頃から児童生徒の状況の把握に努めることが大切です。また、児童虐待防止法に基づき、学校、教職員、教育委員会は虐待防止に努めなければなりません。学校に求められる役割は法律上次のとおり位置付けられています。
- (3) 虐待を受けた又はそのおそれがある「児童」が、自らその事実を訴えることは少ないことから、教職員は普段から児童生徒との信頼関係を築くように努めるとともに、児童生徒がいつでも相談できる雰囲気を醸成することが大切です。
- (4) 学校は、地域の要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）に参加し、学校や教職員等に期待されている役割を確認するとともに、関係機関との連携を積極的に推進し、児童虐待防止とともに、虐待が起こった際の対応についての取組を充実させる必要があります。
- (5) 教職員は、虐待を受けた「児童」を発見した場合には、速やかに市町の虐待対応担当課や県のこども家庭センター（児童相談所）又は福祉事務所へ通告しなければなりません。また、児童虐待の疑いがある場合には、確証がなくても通告しなければなりません。
通告後は速やかに設置者である教育委員会に連絡します。

2 留意点

- (1) 教職員は、児童虐待を発見し、こども家庭センター（児童相談所）等の関係機関に通告した後も、継続して、関係機関と連携します。
- (2) 学校を長期間にわたって欠席している児童生徒の中には、虐待を受けている場合も考えられることから、児童生徒に直接会えないなど児童生徒の状況が把握できない場合には、学校は、こども家庭センター（児童相談所）や警察等の関係機関と連携して家庭訪問などを行います。
児童生徒の欠席が7日以上続くときは、学校は、理由のいかんにかかわらず速やかに市町村又は児童相談所に情報提供することとなっています。
- (3) 虐待を受けている児童生徒の安全確保を第一に考えます。そのため加害者の元から避難している児童生徒の居住や、被害者を支援している人の氏名等が、加害者に知られないように、情報の保護に配慮します。

【学校における早期対応について（指針）平成27年3月31日 文部科学省】

① 日常の体制

- ・教職員が「組織」として情報共有し、対応できる体制を構築する。
- ・子供のSOSを受け止める信頼関係を構築するとともに、相談窓口を周知する。
- ・自身や友人に「被害のおそれ」があるときは信頼できる身近な大人に相談するよう指導する。
- ・警察署や少年サポートセンターとの連携体制（学警連携協議会）を整備する。都道府県警本部と教育委員会等との間で学警連絡協定の締結等を行う。
- ・学校と保護者や地域住民等との連携・協働体制を構築（コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）、学校支援地域本部、家庭教育支援チーム等を活用）する。

② 欠席時の対応 ※原則として対面で安全を確認する。

【連続欠席3日（目安）】

- ・連続欠席等が3日間になった場合、担任・養護教諭等がチェックし、管理職へ報告する。

【連続欠席7日】

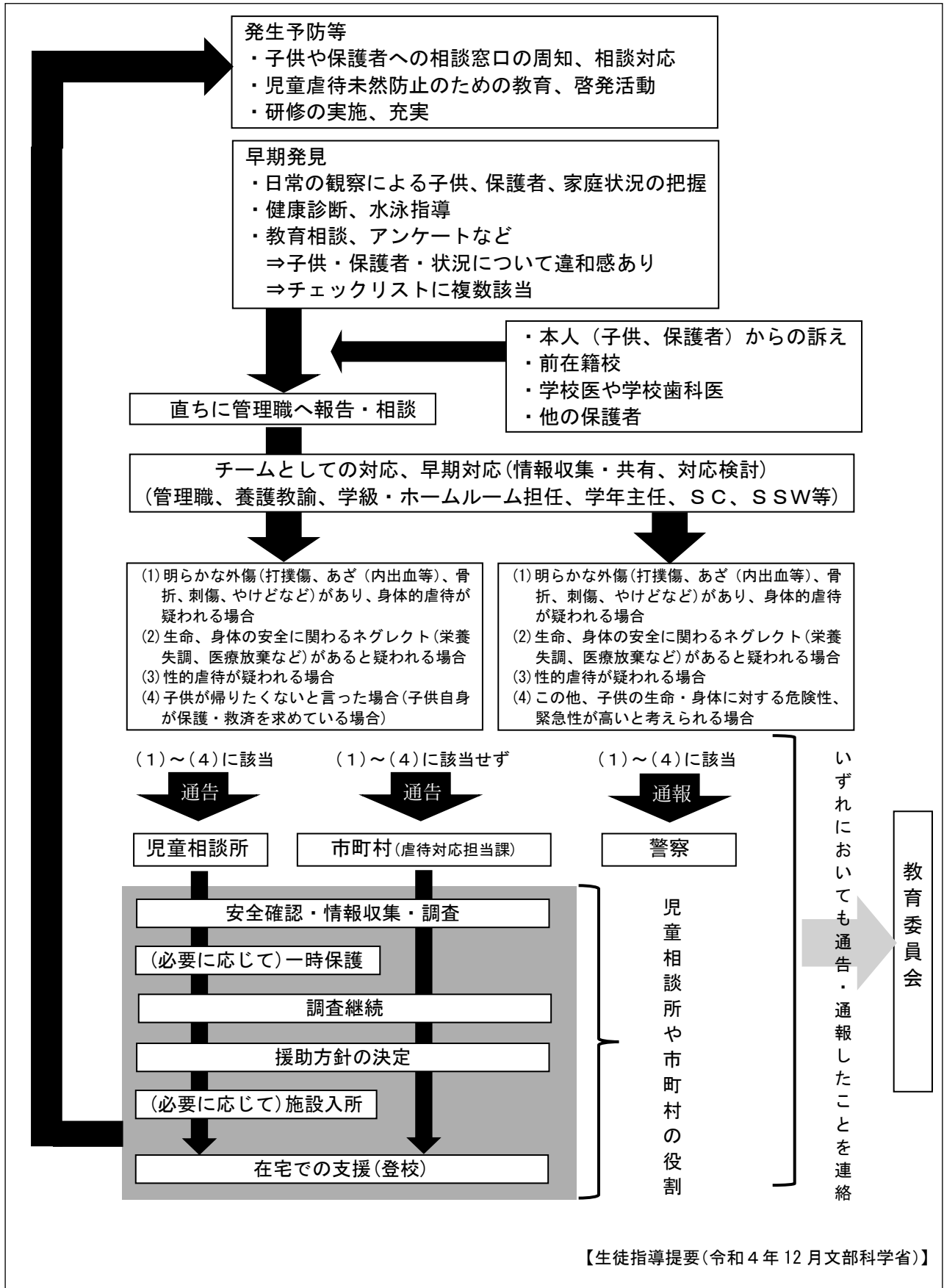
- ・連続欠席等が7日間になり、正当な事由（児童生徒の病気や事故等）がない場合、管理職は速やかに設置者に通知する。

③ 学校・設置者は速やかに支援体制を構築するとともに、以下のような場合等に応じて、関係機関とも連携しつつ対応する。

- ・所在不明の場合
- ・家庭の協力が得にくく連絡が取れない場合
- ・非行グループ等と関係がある場合
- ・欠席が続く場合

※事件性がある場合は直ちに警察へ相談・通報、児童虐待が疑われる場合は直ちに市町村・児童相談所へ相談・通告する。

【学校における虐待対応の流れ】



【生徒指導提要（令和4年12月文部科学省）】

児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年 5 月 24 日法律第 82 号）

最終改正：令和 4 年 12 月 16 日法律第 104 号

第 1 条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

第 2 条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前 2 号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第 3 条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

第 5 条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。
- 4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。
- 5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告（要保護児童発見の通告）とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

3 Q & A

【Q23】

児童虐待には、どのようなものがありますか。

【A23】

児童虐待には、大きく分けて、次の4種類の行為があります。

① 身体的虐待

「児童」の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

【具体的な行為】

首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、煙草の火を押し付ける、冬戸外にしめだす、一室に拘束するなど

※外傷としては、打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、刺傷、たばこによる火傷など

② 性的虐待

「児童」にわいせつ行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

【具体的な行為】

「児童」への性交、性的行為の強要・教唆、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体などに子供を強要するなど

③ ネグレクト

「児童」の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

【具体的な行為】

登校を禁止する、適切な医学的措置あるいは治療を受けさせない、乳幼児を家に残し度々外出する、適切な食事を与えない、長期間下着などを不潔なままにする、極端に不潔な環境の中で生活させる、同居人による「児童」への暴行などの行為を放置するなど

④ 心理的虐待

「児童」に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

【具体的な行為】

言葉による脅かし、脅迫、「児童」を無視したり拒否的な態度を示し、子どもを心を傷つけることを繰り返し言う、他の兄弟とは著しく差別的な扱いをする、年齢や発達段階にそぐわない期待を押し付ける、「児童」の前で配偶者に対して暴力を振るうなど

【Q24】

虐待は、児童生徒の心身の成長や人格形成にどのように影響しますか。

【A24】

1 身体面に現れる影響

- ・食べ物を十分に与えられず栄養不良を引き起こし、発育、発達に遅れが見られたり、低栄養のため疲れやすく体調不良となることがあります。
- ・自分の抱えている不安を言葉で表現できない児童は、頭痛、腹痛、疲労感など、様々な身体的な症状を訴えることがあります。

2 精神面に現れる影響

- ・人に対する信頼感や愛着をもつことが難しくなり、受け容れられないと感じると極端に関わりを避けるなど、適切な人間関係を保てなくなることがあります。(愛着障害)
- ・虐待が繰り返されると、その苦痛に立ち向かうことが困難になり、叱られる場面で無反応になったり、苦しい場面の記憶を自分から切り離そうとする心の動きが現われます。(解離・乖離)
- ・自尊感情が損なわれ、無力感を持っているため、学業への意欲がもてない、友だちとのかかわりを避けたがるなどのほか、睡眠障害などの身体症状を伴うことがあります。(抑うつ)
- ・放置されたり暴力的な環境の場に置かれると、安心して人とのかかわれなかったり、新しいことへ挑戦する意欲が失われると、知的な発達の遅れを残すことがあります。(知的発達の障害)

3 行動面に現われる影響

- ・大人に感情を受け止めてもらうなどの体験が少ないため、落ち着きがなく衝動的な行動をとりやすくなります。(衝動性)
- ・身体的虐待を受けている児童は、不満や怒りを感じたときに暴力を振るいやすくなります。(攻撃性)
- ・心を満たされていない思いが、過食など異常な食行動に結びつくことがあります。(食行動の異常)
- ・自尊感情が損なわれたときに、自分が生きている存在であると感じるためにリストカットなどに及ぶこともあります。(自傷行為)
- ・自らを受け容れてもらいたいという欲求から、どこまで自分を受け容れてくれるか、拒絶されるのかを確かめる行動をとることがあります。(ためし行動)

【Q25】

虐待の疑いがある児童がいますが、保護者はしつけであると主張しています。しつけと虐待の違いは何ですか。

【A25】

しつけとは、「児童」が気持ちや行動を自分でコントロールできるように育てていくことです。

一方、親がいくら一生懸命に関わり、その子をかわいいと思っていなくても、子供の健全な成長にとって害になるような接し方は、親の思いとは関係なく、虐待になることがあります。

令和元年の児童福祉法改正（令和2年4月施行）により親権者等の「体罰」が禁止され、令和4年の民法改正（同年12月16日施行）により「懲戒権」を削除、親権を行う者の「体罰」が禁止されています。

【Q26】

家庭への立入調査は、どのように行われるのですか。

【A26】

児童虐待の通告を受けたこども家庭センター（児童相談所）は、速やかに虐待のおそれのある保護者に対し、知事の許可のもとに出頭を求めたり、立入調査を実施したりすることができます。その際、所在地を管轄する警察に依頼し、援助を求めることもできます。

また、保護者がこれに応じない場合は、裁判所の許可状を得た上で、解錠等を伴う立入調査を行うことが可能になります。

【Q27】

要保護児童対策地域協議会とは、どのようなものですか。

【A27】

- 1 要保護児童対策地域協議会は児童福祉法に規定されています。
- 2 児童虐待等の未然防止や早期発見のため、関係する行政機関や民間団体等の緊密な連携と相互の協力によって、児童虐待防止に係る取組の推進を図ることを目的に設置されています。
- 3 事業内容は、児童虐待等に関する情報交換や連携・協力、広報・啓発活動の推進、研修活動の実施等があります。
- 4 要保護児童対策地域協議会は、こども家庭センター（児童相談所）や保健所、市町児童福祉課、市町健康福祉課、市町教育委員会、学校、医療機関、民生・児童委員協議会、児童養護施設、法務局、警察署、弁護士等で構成されています。

【Q28】

一時保護されているときの学校の出席の取り扱いは、どうなりますか。

【A28】

平成 27 年 7 月 31 日付け文部科学省初等中等教育局長通知「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」では、一時保護が行われている児童生徒が児童相談所の一時保護所において、学習を行っている場合には、当該施設において相談・指導を受けた日数につき、次の要件を満たすときには校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- 1 当該施設と学校との間において、児童生徒の生活指導や学習指導に関し、十分な連携・協力が保たれていること。
- 2 当該施設において、児童生徒の状況に適した学習環境が整えられているなど、適切な相談・指導が行われていることが確認できること。
- 3 指導要録上出席扱いとした場合、指導要録においては、平成 31 年 3 月 29 日付け初等中等教育局長通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ出席日数の内数として出席扱いとした日数及び当該施設において学習活動を行ったことを記入すること。
- 4 一時保護等が行われている児童生徒が学習を行っていない場合には、一時保護等が行われている児童生徒が学校に出席できておらず、かつ、一時保護所又は一時保護所以外の施設で学習を行っていない場合には、同通知別紙中に「出席停止・忌引等の日数」に含めることとされている。
「非常変災等児童（生徒）又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」に含める扱いとすることが適当となっている。

4 ヤングケアラーについて

(1) 定義

子ども・若者育成支援推進法（令和6年6月12日施行）の第2条の7に「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として示されています。

更に『子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律』の一部施行について（ヤングケアラー関係）」（令和6年6月12日付けこども家庭庁支援局長通知）において「ヤングケアラーの定義中の「過度に」とは、子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っている場合、すなわち、こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指すもの」と補足しています。

(2) 生活場面で指摘されるヤングケアラーの状態



- ・障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。
- ・家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。
- ・障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。
- ・目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。
- ・日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



- ・家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。
- ・アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。
- ・がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。
- ・障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。
- ・障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

【こども家庭庁HP参照】

【Q29】

ヤングケアラーの疑いのある児童生徒に対して、どのように対応すればよいですか。

【A29】

教職員がヤングケアラーの特性を踏まえて子供本人や保護者と接することで、家庭における子供の状況に気付き、必要に応じて学校におけるケース会議等において関係者間で情報を共有する等の取組が、早期発見・対応につながる可能性があります。学校が、支援が必要なヤングケアラーの疑いがある児童生徒を把握した場合には、市町村の福祉部門等を通じて必要な支援に繋げることが求められます。

また、家族のケアを「悪いこと」とし、ヤングケアラーを「かわいそうな子」と捉えるのではなく、家族のケアの価値を認めつつ、子供の声をよく聞き、気持ちに寄り添う姿勢を持つことが大切です。過度な負担や責任によって子供の育ちなどに影響が出ないよう、周囲の大人が理解した上で社会的支援がなされるような環境を整えることが求められます。

【Q30】

ヤングケアラーについては、虐待と同様に学校は発見しやすい立場にあります。ヤングケアラーに対する学校の役割とは何ですか。

【A30】

日々の子供達の様子を把握し、学校で行われるアンケート調査やＳＣによる相談結果などから、ヤングケアラーであると疑われる子供がいることを把握した場合には、当該家庭に必要な支援（子供が担っているケアを代替するための外部サービスの導入）につなげていくため、随時市町村（こども家庭センターなどの児童虐待対応担当課）に情報提供を行うことが大切です。

また、市町村によるアンケート調査に協力し、優先的に支援を行う必要性の高いヤングケアラーの把握に努め、学校と市町村とが適切に情報共有し、支援につなげていくことが有効です。

第 3 章

家庭、地域、関係機関等との連携・協働

I 家庭との連携・協働

【ポイント】

- ・学校においては、生命を大切にし、他人を思いやる心とともに、社会のモラルやルールを守ることなどの豊かな人間性や社会性をはぐくむことが求められる。
- ・学校、家庭、地域、関係機関の連携は、形式的な連携にとどまらず、多機関と具体的な対応を決定し、対応後の効果確認を伴う連携・協働が行われるようになった。学校が全てを抱え込むのではなく、学校内外の連携・協働を進めていくことが必要である。

1 基本的な考え方

- (1) 教育基本法第10条において、「家庭教育」についての規定が示されています。そこでは「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と記されています。保護者は子供の教育の第一義的な責任者であり、家庭教育が子供に与える影響には大きなものがあります。学校教育を円滑に進めるために、学校は家庭とのパートナーシップを築くことが不可欠です。
- (2) 保護者との関係づくりを進めるための代表的な手段としては、学級・学年・学校だより等の通信、保護者会、PTA、三者面談、学校行事などが挙げられます。
- (3) 学校の生徒指導基本方針等について、保護者と学校との間で共通理解を持つために、学校の教育目標や校則、望まれる態度や行動、諸課題への対応方針等について、保護者に周知し、合意形成を図ることが求められます。

一方で、我が国において、ひとり親家庭は増加傾向にあり、諸外国と比してそれらの家庭の相対的貧困率が高いとされていることから、保護者も支援を必要としている場合が少なくありません。そのような場合は、SSWと連携するなどして、学校と関係機関等で情報共有し、児童生徒と保護者の双方への支援を検討し、実施していくことになります。

2 具体的な方法

- (1) 「学校や通学路清掃などのボランティア活動」、「学校の花壇や通学路に花を植える」、「野外活動やスポーツ活動」、「地域の文化を学ぶ会」、「地域歴史探訪」、「読書会」、「世代間交流行事」など、保護者と児童生徒とが一緒に体験できる活動を推進します。
- (2) 学校のホームページ等を活用して、開かれた学校づくりに向けて、学校の教育情報（体育祭や文化祭等の学校行事、子供の活動案内、家庭学習へのアドバイス、災害時連絡等）を提供します。こうした広報に関しては紙媒体の発信に加え I C T ツールも活用し、学校、家庭、地域の連携を進めます。
なお、情報は常に更新しておく必要があります。
- (3) 困りごとを持つ保護者や児童生徒が相談できる機会を設けます。
- (4) 核家族化や子供会の減少などにより、地域での世代間交流や異学年交流の機会が減り、地域の子供に対する教育力の低下が懸念されています。そのため、子育てに不安や負担感を感じる保護者に対する相談や情報提供など、子育てに対する支援体制の充実が必要となっています。このため、次のような取組をしていくことも必要です。
 - ・子育て支援の体制整備（ネットワークづくり）
 - ・家庭教育支援チームの活用（地域の子育て経験者との交流）
 - ・親子が共同参加する体験学習
 - ・S S W との福祉に関する相談
 - ・S C との心理に関する相談

Ⅱ 地域との連携・協働

【ポイント】

- ・学校は地域資源の一つであり、地域全体で子供の学びや成長を支え、学校と地域とのパートナーシップの下で様々に展開される地域学校協働活動の機会を提供することが求められる。子供の育成という観点から、学校と地域が相互に連携・協働する上で地域の教育的機能を見直し、その活用を図っていくことが大切である。
- ・子供たちをすこやかに育てていく環境を整えるためには、地域の構成員である大人が、地域ネットワークづくりを進める必要がある。

1 基本的な考え方

- (1) 学校と地域との連携・協働については、学校教育の一層の充実に向けて取組が進められてきました。その一つの動向として、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な取組による「学校を核とした地域づくり」が目指されています。
- (2) 地域全体で子供の学びや成長を支え、学校と地域とのパートナーシップの下で様々に展開される地域学校協働活動の機会を提供することが求められています。
- (3) 地域学校協働活動の代表的な取組には、学びによるまちづくり・地域課題解決型学習・郷土学習、放課後子供教室、地域未来塾、家庭教育支援活動、登下校の見守り、授業の補助や部活動の支援、社会教育施設や企業等による体験活動等の出前授業などがあり、地域の特色に応じて展開されています。
- (4) 地域学校協働活動の取組は、生徒指導（特に発達支持的生徒指導）やキャリア教育の範疇に入るものなど、多岐にわたっています。地域学校協働活動は、学校の学びを、地域の体験活動や実践活動を通して現実社会と接続させ、社会に開かれた教育課程を実現していく上で、重要な連携・協働の在り方と言えます。

これらの地域のもつ教育機能を十分に理解するとともに、教育活動のどの領域と地域の教育機能のどの部分とを関連させるかについて十分に検討し、計画的に推進していくことが大切です。

2 具体的な方法

(1) 学校が地域を支える活動を推進します。

- ア 教職員、児童生徒の知識や技術の活用など
- イ 運動場や特別教室などの施設開放、地域防災の拠点など
- ウ 学習方法の紹介、子育て相談など

(2) 地域の教育力を活用します。

- ア 社会人講師や部活動指導員の活用、交通安全活動、挨拶運動、清掃活動など
- イ 地域の様々な資源の活用、体験学習、施設、場所など
- ウ 青少年育成のための文化活動、スポーツ活動など
- エ 子供たちの居場所となり得るフリースクールなど
- オ 地域の文化施設の紹介など
- カ 悩みごとを相談できる人や設置された相談窓口など

(3) 特別活動や道德教育と関連させながら体験活動を充実します。

- ア 特別活動
学級（ホームルーム）活動、児童（生徒）会活動、クラブ活動（※小学校のみ）、学校行事における郷土伝統芸能や自然環境の活用
- イ 道德教育
自然体験や地域社会における伝統行事、職場体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動、フィールドワークなどの体験活動

(4) コミュニティ・スクールを機能させます。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（第47条の5）に基づいて教育委員会が学校に設置する学校運営協議会には主な役割として、

- ア 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- イ 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる。
- ウ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

の3つがあります。

Ⅲ 関係機関等との連携・協働

【ポイント】

- ・学校は必要に応じて警察や司法、福祉、医療、保健、生活困窮等の様々な関係機関と連携することが必要である。
- ・児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ上で、警察は学校の重要なパートナーである。
- ・児童生徒やその家庭などが課題を抱えているときは、福祉的な支援が必要である。
- ・児童相談所は非行の通告を受理した場合、指導のほか、一時保護を行ったり、施設等への措置をとったりすることもある。

1 基本的な考え方

(1) 警察との連携

児童生徒の生徒指導上の諸課題に関しては、校長を中心に全教職員が一致協力して解決に努めなければなりません。心身の安全が脅かされる犯罪行為、犯罪行為として取り扱われるべき「いじめ」につながる場合、不良性のある集団や年長者など外部の者とのつながりがある場合は、学校だけで問題の解決を図ろうとするのではなく、警察へ直ちに相談・通報を行い、協働して取り組んでいくことが重要です。

(2) 福祉機関との連携

学校は、児童生徒の置かれた状況を改善し、そのウェルビーイングを高めるために、様々な福祉機関とも連携します。児童福祉の専門機関としては児童相談所があり、身近な支援機関としては市町村のこども家庭センター（児童福祉担当課と母子保健担当課の機能を担います。）があります。この他にも生活が困窮する家庭に対しては、生活保護担当課や生活困窮者自立支援事業に関わる社会福祉協議会などがあります。

社会福祉協議会は地域に根差した社会福祉法人であり、福祉に関する様々な事業を展開しています。

医療との連携では、医療ソーシャルワーカーも多くの病院に配置されています。身体障害、知的障害、発達障害を含む精神の障害については、障害児支援担当課や多くの障害児支援サービスがあります。

利用するサービス自体のほか、種々の経済的負担軽減の施策があります。

2 留意点

- (1) 学校が取組の方針、連携の目的及び具体的な指導内容や方法等を明確にして、主体的に連携を進めます。
- (2) 校内での指導体制を確立し、全教職員が共通認識を持って組織的な連携を進めます。
- (3) 連携する関係機関の役割及び専門性を認識し、相互の立場を尊重し合い協働して解決に当たります。

3 警察との連携・協働の実際

(1) 連携の徹底

ア 学校は、児童生徒一人一人が人間としての在り方や生き方を考え、将来、社会において自己実現を図るために必要な力を育成することを目的としています。一方、警察は、児童生徒の課題となる行動を未然に防止し、あるいは被害者の対応をするなど、健やかな成長をサポートする役割を持っています。したがって、学校と警察が、それぞれの機能を生かしながら、子供が社会の中で自律することができる方法を追求し、積極的な連絡と協力を図っていくことが重要です。

イ 学校が、警察の機能、役割を十分に理解し、「どんな行動が起きたとき連携するのか」「いつ連携するのか」「だれが連携するのか」「どのように連携するのか」などについて、全教職員が共通理解を図り、組織的に連携することが必要です。

ウ 児童生徒の生徒指導上の諸課題への対応に当たっては、小さなＳＯＳを見逃さず、課題となる行動の前兆を把握して取り組むことが大切です。そのためには学校と関係機関が情報の交換（情報連携）だけでなく、前兆把握の研究や相互に連携して取組を推進するなど、一体的な対応（行動連携）を行います。

エ 連携の目的を明確にし、警察に任せきりにするのではなく、児童生徒にとってどのような方法が最も適切であるのかを判断し、学校が主体的に取り組むことが必要です。

オ 警察と連携する場合は、保護者に学校に来てもらったり、家庭訪問を行ったりするなど保護者との連絡を密にして、取組を進めることが大切です。

カ 学校は、「いじめ」が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、「いじめ防止対策推進法」第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければなりません。

(2) 方法

ア 日ごろから顔の見える関係性を持ち、日常的な情報共有や相談・通報が可能な連携体制を構築します。

イ 教育委員会等と警察の間で締結した協定等に基づき、非行等の課題がある児童・生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する「学校・警察連絡制度」が、全ての都道府県で運用されています。

ウ 警察署の職員を講師として、薬物乱用防止、交通安全、非行防止、暴走族や特殊詐欺グループ等への加入防止などの「非行防止教室」を開催し、規範意識を持ち、社会の一員として自律した行動ができるように指導します。

エ 本冊子の第5章「生徒指導に関する危機管理」を参考にして、緊急の事案に対応するための学校独自のマニュアルをつくり、あらかじめシミュレーションをしておきます。実際に、学校周辺で暴走行為があった場合や校内で課題となる行動が生じた場合などは、マニュアルに従って組織的な対応を迅速に行っていきます。

オ スクールサポーターについて、学校訪問や校内巡回を含め積極的な受け入れを推進します。退職した警察官等をスクールサポーターとして警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣するなどして、いじめ等の学校における少年の生徒指導上の諸課題等への対応、巡回活動、相談活動、児童生徒の安全確保に関する助言等を行っています。

カ 警察との連携だけにとどまらず、地域の青少年育成団体、関係機関等と連携し、学校、家庭、地域が一体となって児童生徒の課題となる行動の未然防止のための運動や協議の場をつくっていきます。

【広島県警スクールサポーター制度】

「広島県警察スクールサポーター」は、学校からの要請に応じて支援訪問し、生徒指導上の課題を抱える児童生徒や教職員等への指導及び助言等を中心とした活動を行うとともに、学校と警察間の日常的な連絡役となることにより、少年犯罪の抑止及び青少年の健全育成を図ることを目的としています。

【少年サポートセンター】

少年サポートセンターでは、非行少年や不良行為(喫煙、深夜はいかいなど)少年など、さまざまな子供たちと接している少年育成官が中心となって少年や保護者からの相談を受けたり、学校、地域及び各関係機関と連携して少年の健全育成活動や立ち直り支援を行ったりしています。

【少年補導協助員（少年警察ボランティア）】

非行少年の早期発見及び補導、有害環境浄化等の少年の非行を防止する役割を担います。

(3) 具体的事例

ア 警察から学校に連携がある事例

警察は、課題となる行動を起こした児童生徒について、警察としてとるべき措置を講じながらも、この子供をどうやって育てていくか、社会の中で自己実現するにはどうすればよいのかを考えて学校に連絡します。

例えば、警察から、生徒が校外で金銭強要を起こして逮捕しているとの通報があったとき、迅速に学校が警察に行き情報収集を行うとともに、緊急対策本部（プロジェクトチーム：当該生徒と人間関係がある教職員をメンバーに入れるなど柔軟に構成）による当該生徒、保護者に対する緊急的な指導・支援を行うことが必要です。

そして、学校は「なぜこの生徒が課題となる行動を起こしたのか」「背景に何があるのか」「今、そこで、何が起こっているのか」を分析し、生徒を指導するに当たっての課題と具体的な方法を明確にして、警察と連携します。

その際、安易に、全てを警察に任せたり、懲戒処分を行ったりすることは、根本的な解決にならないといった認識が必要です。

イ 学校が緊急的に警察へ連絡すべき事項

学校内で起こった生徒指導上の諸課題を学校のみで解決しようとして抱え込み、警察への連絡が遅れる場合があります。また、学校内で解決できると思われる課題であっても、根が深く、外部の者との関係があったりする場合もあります。警察は補導だけでなく、子供の健全育成をサポートする機能を持っているため、連携をする中で、さまざまな角度から課題を検討し、解決していくことが重要です。例えば、校内で一人の児童生徒が複数の児童生徒から暴力を受けて重傷を負った場合、緊急的に教職員が現場へ行き、救急処置を行い、救急車の出動を要請するとともに事態を収拾させます。そして、校長が警察に連絡(110番通報は躊躇なく行います)するとともに、校内で緊急対策本部（プロジェクトチーム）をつくります。警察連携と並行し、加害児童生徒への指導、被害児童生徒への支援、加害・被害児童生徒双方の保護者への対応、全校指導、全保護者への対応を行います。

ウ 学校が一定の取組を行った後に警察へ連絡

学校が、保護者と連携して、一定の指導を行った後でも、児童生徒の行動や態度に改善が見られない場合には、学校、保護者、警察等が子供の健やかな育成のため、それぞれの役割を果たし、一致協力して取り組むことが重要です。

課題となる行動を起こした児童生徒が、友人や外部の者との人間関係などから、自分の生活を見つめ直し、自己の在り方を見つけていくことが難しい場合も見られます。また、悩みや不安などを抱き、安心して相談できない状況もあると考えられます。校内で抱え込みすぎて、事態の收拾ができなくなったり、新たに被害者が出たりするといったことは絶対に避けなければなりません。

警察に対して、児童生徒のプライバシーや人権に十分に配慮して、校内でまとめた情報を提供し、協働して取り組むことが大切です。

(ア) 学校からの情報提供

学校内でまとめた情報や取組状況を整理し、警察への情報提供を行う。

(イ) 警察からの情報収集

当該児童生徒の生徒指導上の諸課題に関わる背景や、暴走族等、外部の者との繋がりなどについて警察から情報の提供を受ける。

(ウ) 警察等関係機関との協力

警察だけでなく関係する機関などの協力を得て、児童生徒の健やかな育成のため、一致協力して取り組む。

4 Q & A

【Q31】

家庭裁判所での少年事件の扱いは、どのようになっていますか。

【A31】

広島県内の家庭裁判所は、本庁、呉支部、尾道支部、福山支部、三次支部の5か所があります。家庭裁判所は少年事件を扱う裁判所です。

家庭裁判所が少年事件として取り扱うのは、主に次のような少年の事件です。

犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

この内18・19歳の者は、「特定少年」とされ、少年法の適用対象とされています。

触法少年：刑罰法令に触れる行為をしたが、その行為のとき14歳未満であったため、法律上、罪を犯したことにならない少年

ぐ犯少年：18歳未満で、保護者の正当な監督に従わないなどの不良行為があり、その性格や環境からみて、将来罪を犯すおそれのある少年

【調査】

- ・家庭裁判所調査官が、少年の性格、日頃の行動、生育歴、環境などについて、調査を行います。
- ・保護者その他の関係者に対しても、少年の更生のために必要な助言や指導を行っています。
- ・家庭裁判所調査官は報告書を作成して裁判官に提出します。

【審判】

- ・審判には、少年と保護者が出席します。また、家庭裁判所調査官、付添人(多くは弁護士)、親族、学校の先生、雇主などが出席することもあります。
- ・審判は、少年に対し非行の重大性や自分の問題点などを理解させて反省を深めさせる必要があります。裁判官は、少年や保護者に対し、非行の動機・態様、被害者の方への反省の気持ちなどはもちろん、少年の生育歴、家族の関係、学校・職場での状況など、プライバシーに関わる問題などについても自発的な発言を促し、その詳細を明らかにする必要があります。
- ・少年審判は非公開とされており、一般の人が審判を傍聴することはありません。

【処分の決定】

- ・裁判官は、調査や審判の結果に基づいて少年の処分を決定します。処分には、少年を保護観察所の指導、監督に委ねるもの(保護観察)や少年院で指導や訓練を受けさせるもの(少年院送致)などがあります。
- ・また、少年に刑罰を科すのが相当なときは、事件を検察官に送り、刑事裁判の手続に移す場合もあります(検察官送致)。

【Q32】

少年法は、どのような法律ですか。

【A32】

少年法は、少年の健全な育成を図るため、非行少年に対する処分やその手続などについて定める法律です。少年法による手続・処分の特色として、全ての事件が家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定します。家庭裁判所は、少年に対し、原則として、刑罰（懲役、罰金など）ではなく、保護処分（少年院送致など）を課します。

【手続き・処分】

- ・少年事件は、全ての事件が捜査機関（警察・検察）から家庭裁判所に送られます。その決定には、検察官送致（逆送）、少年院送致、保護観察などがあります。
- ・検察官送致（逆送）は、家庭裁判所が、保護処分ではなく、懲役、罰金などの刑罰を科すべきと判断した場合に、事件を検察官に送るものです。逆送された事件は、検察官によって刑事裁判所に起訴され、刑事裁判で有罪となれば刑罰が科されます。
- ・これに対して、少年院送致と保護観察はいずれも保護処分であり、少年院送致は少年を少年院に収容して処遇を行う処分、保護観察は少年に対して社会内で処遇を行う処分です。

【改正少年法（令和4年4月施行）のポイント】

- ・18・19歳も「特定少年」として引き続き少年法が適用され、全件が家庭裁判所に送られます。
- ・逆送決定した事件は20歳以上の者と原則同様に扱われます。
- ・逆送対象事件には、18歳以上の少年のとき犯した死刑、無期または短期（法廷刑の下限）1年以上の懲役・禁固に当たる罪の事件が追加されます。
- ・18歳以上の少年のとき犯した事件について起訴された場合（一部を除く）には実名報道の禁止が解除されます。

【Q33】

家庭裁判所等における少年保護の流れは、どのようになっていますか。

【A33】

基本的な流れは次の通りです。

【ぐ犯少年・触法少年の場合】

- ・警察など→児童相談所または家庭裁判所送致
- ・家庭裁判所の審判に付される場合→少年鑑別所での鑑別
- ・不処分又は保護処分（保護観察や少年院装置など）の決定
- ・仮退院・保護観察→退院

【犯罪少年の場合】

- ・警察など→家庭裁判所送致→家庭裁判所の審判に付される場合は上記と同じ。
- ・検察庁送致（逆送）の場合→起訴→地方裁判所などでの審判
- ・有罪（罰金・執行猶予・保護観察・懲役など）・無罪の判決
- ・少年刑務所など→仮釈放（保護観察）または満期釈放

（令和5年版再犯防止推進白書参照・部分抜粋）

【参考】

少年の刑事手続きの流れ

警察逮捕→48時間以内に検察官送致→勾留→家庭裁判所送致（最大23日間）

家庭裁判所→（少年鑑別所）→審判→処分又は不処分（約1か月）

（日本弁護士連合会HP参照・部分抜粋）

【Q34】

少年鑑別所（法務少年支援センター）は、どのような機関ですか。

【A34】

家庭裁判所は事件を受理したときに、少年を少年鑑別所に送致することがあります。少年鑑別所は、次の業務を行う施設です。

- (1) 家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと
- (2) 観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと
- (3) 地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うこと
 - ・少年鑑別所に収容される期間は、通常は最長4週間ですが、一定の事件で証拠調べが必要な場合は最長8週間まで延長することができます。
 - ・鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すことです。広島少年鑑別所は「広島法務少年支援センター」でもあり、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取り組んでいます。

5 関係法令

少年法（令和3年5月21日改正）

第17条 家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、決定をもって、次に掲げる観護の措置をとることができる。

- 一 家庭裁判所調査官の観護に付すること。
- 二 少年鑑別所に送致すること。

第22条 審判は、懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない。

- 2 審判は、これを公開しない。

少年鑑別所法（平成26年6月4日成立）

第3条 少年鑑別所は、次に掲げる事務を行う施設とする。

- 一 鑑別対象者の鑑別を行うこと。
- 二 観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者その他法令の規定により少年鑑別所に収容すべきこととされる者及び収容することができることとされる者を収容し、これらの者に対し必要な観護処遇を行うこと。
- 三 この法律の定めるところにより、非行及び犯罪の防止に関する援助を行うこと。

第16条 鑑別対象者の鑑別においては、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術に基づき、鑑別対象者について、その非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、その者の処遇に資する適切な指針を示すものとする。

6 Q & A

【Q35】

児童自立支援施設とは、どのような施設ですか。

【A35】

児童福祉法に基づき設置された県立の児童自立支援施設で、課題となる行動などにより家庭や学校などで適応困難な18歳未満の児童が入園し、規則正しい集団生活を通して、健全なる社会の一員として自立できるように支援することを目的としています。児童自立支援施設の入所は児童相談所の措置により決定されます。

7 関係法令

児童福祉法（令和6年6月12日改正）

第44条 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

第48条 （児童自立支援施設の長）は、学校教育法に規定する保護者に準じて、その施設に入所中又は受託中の児童を就学させなければならない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

第79条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつてはこの限りでない。

第84条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、全て児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつてはこの限りでない。

8 Q & A

【Q36】

少年院は、どのような機関ですか。

【A36】

少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育や社会復帰支援等を行う法務省所管の施設です。

少年たちは、少年院での教育を通して、自らの課題を見つめ、改善して社会に戻っていきます。二度と犯罪・非行を犯さないという決意を実現するためには、本人の努力のほかに、社会の人々の温かい心と援助が不可欠です。

少年院においては、設置された矯正教育課程ごとに、当該少年院における矯正教育の目標、内容、実施方法等を定める少年院矯正教育課程を編成しています。その上で、入院してくる少年一人ひとりの特性及び教育上の必要性に応じ、家庭裁判所、少年鑑別所の情報及び意見等を参考にして個人別矯正教育計画を作成し、きめ細かい教育を実施しています。

少年院では、さまざまな教育活動が行われています。矯正教育の内容は、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導から成り立っています。

円滑な社会復帰を図るため、出院後に自立した生活を行うことが難しい少年に対し、修学・就労の支援、帰住先の確保、医療・福祉機関との連携による継続的な支援を行っています。

【Q37】

こども家庭センター（児童相談所）は、どのような機関ですか。

【A37】

児童相談所は、18歳未満の子供に関するあらゆる相談に応じていますが、平成16年の児童福祉法改正により市町村が相談の第一義的な窓口として位置付けられ、児童相談所の相談業務はより高度な専門的な対応が求められるようになりました。

【こども家庭センター（児童相談所）の機能】

- ・相談援助機能・一時保護機能・措置機能・市町村援助機能・ネットワーク機能など

【相談の種類】

- ・養護相談（児童虐待相談を含む）・障害相談（身体、知的、発達障害などの相談）
- ・非行相談・育成相談（不登校、性格行動、適性等の相談）
- ・保健相談（未熟児、虚弱児、精神疾患などの相談）など

（児童相談所運営指針 令和6年4月1日全部改正 参照）

※ 従来、本県においては県内3か所の児童相談所を「西部・東部・北部こども家庭センター」と呼称してきました。

令和5年4月1日に児童施策の行政機能を一本化した「こども家庭庁」が設置され、令和6年4月1日から市町村は「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の機能を統合した「こども家庭センター」の設置に努めることとなりました。

【Q38】

こども家庭センター（児童相談所）との連携・協働は、どのようにしたらよいですか。

【A38】

こども家庭センター（児童相談所）は、子供のいろいろな問題について、相談員、児童福祉司、児童心理司等の職員が相談に応じています。相談の形態としては、来所相談、電話相談、県内各市町を巡回して行う巡回相談があります。

学校は、児童生徒の生徒指導上の諸課題に関する課題や悩みがあるときには、気軽に相談し、援助・指導を受け、解決に向け役立てることができます。

- ・児童相談所は、判定、援助指針（援助方針）作成の面での専門機関であると同時に、こどもの問題解決のために多様なサービスを調整し、家庭や地域に対する児童養育を支援する役割を果たしていくことが必要です。

- ・これらの実践は児童相談所による支援だけでは対応が難しいことから、市区町村や関係機関、自治体内の他部署等を含めた総合的な支援体制を構築することが必要となります。

- ・特に市町村との関係においては、平成 28 年児童福祉法等改正法において、市町村は「基礎的な地方公共団体として、こどもの身近な場所におけるこどもの福祉に関する支援等に係る業務を適切に行うこと」とされたことから、市町村と都道府県（児童相談所）それぞれの役割を理解し、日頃から情報共有を行う等連携・協働体制の整備を図る必要があります。

- ・市区町村との連携・協働を図る上では、特に、令和 4 年児童福祉法等改正法により創設されたこども家庭センターとの連携が重要であり、具体的には、市区町村が提供する家庭支援事業等を始めとした家庭環境・養育環境を支える支援の提供を通して、親子関係の再構築等に必要な切れ目のない支援が行われるよう、児童相談所は、親子の課題やニーズについてこども家庭センターや家族に適切に情報提供し、市区町村のサポートプランの作成に反映させていくこと等が重要です。

- ・児童相談所において受理したケースについて、関係機関と情報共有することで、対応の遅れの防止やより適切な支援の実施が図られることから、要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関との情報共有も積極的に実施します。

【要保護児童対策地域協議会】

要保護児童対策地域協議会（子供を守る地域ネットワーク）は、平成 16 年の児童福祉法改正により法定化され、19 年の児童福祉法改正により市町村等における設置が努力義務化されました。同協議会は、虐待を受けている子供を始めとする要保護児童等（要支援児童や特定妊婦を含む）の早期発見や適切な保護を図るため、児童相談所や学校・教育委員会、警察等の関係機関が要保護児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくこととしています。

（児童相談所運営指針令和 6 年 4 月 1 日全部改正 参照）

【Q39】

こども家庭センター（児童相談所）における相談援助活動の流れは、どのようなになっていますか。

【A39】

児童相談所は相談を受け付けた後、受理会議により対応を進めて行きます。相談援助に必要な調査、診断を行います。必要に応じて一時保護の機能も発揮します。調査等から得られた情報により判定会議が開催され、援助方針・内容が決定され、終結に向けて援助が実行されます。

援助の内容は在宅での指導、措置による指導、訓戒・制約措置、施設入所、里親委託、市町村への送致、家庭裁判所送致などがあります。

（児童福祉法 第11・12条参照）

【Q40】

保護観察とは、どのようなことをするのですか。

【A40】

保護観察とは、犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うものです。

少年院などで行われる施設内での処遇に対し、施設外、つまり、社会の中で処遇を行うものであることから、「社会内処遇」と言われています。広島県には「広島保護観察所」と「福山駐在官事務所」があります。

保護観察の対象となる少年は次のとおりです。

保護観察処分少年：非行により家庭裁判所から保護観察処分を受けた少年

少年院仮退院者：非行により家庭裁判所から少年院送致の処分を受け、その少年院から仮退院となった少年

【生活環境の調整】

少年院などに収容中の段階から、釈放後の帰住地の状況を調査し、適当な住居や仕事を確保したり、福祉や医療、家族や関係者から必要な援助・協力が得られるよう協議するなどして、釈放後の生活環境を調整しています。

（法務省、広島保護観察所HP参照）

【その他の住居確保】

・ 自立準備ホーム

少年院等の施設を出院する際に住居の確保が困難で、保護が必要なケースなど、保護観察所からの委託を受けて、保護観察を受けている人や更生緊急保護の対象となる人に対して、宿泊場所や食事を提供し、自立のための支援をします。

・ 自立援助ホーム

自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業です。

（厚生労働省HP）

9 広島県青少年健全育成条例

青少年の健全育成のための県内体制について、「広島県青少年健全育成条例」に基づき、青少年（18歳未満）の健全育成に向けて、公益社団法人青少年育成県民会議など関係機関・団体と青少年健全育成県民運動を推進するとともに、有害環境の改善に取り組んでいます。

(1) 広島県青少年健全育成条例（昭和54年3月13日条例第二号）

【前文】

青少年が、人間尊重と連帯の精神に満ち、豊かな創造力や自主性をもった心身ともに健康でたくましい人間として成長していくことは、すべての県民の願いである。この願いは、青少年自身が次代を担うものとしての誇りと自覚をもつて、進んで自らの啓発、向上に努めることを基本としつつ、それを支えるすべての県民の努力が相まって実現されるものである。その実現を期す青少年育成県民運動は、次のような青少年育成の基本指針を掲げ、その具体化を目指して進められる。

- 一 個性の独自性に対する自覚にもとづき、その価値可能性を錬磨し、生涯教育の基礎をつくる。
- 一 家庭の愛情にはぐくまれ、社会生活において、友情と連帯の意識を養う。
- 一 国土の自然を愛護するとともに、地域社会の文化を尊重し、環境の教育的整備につとめる。
- 一 諸民族の生活と文化を理解し、平和と親善の心をこめて、国際交流に寄与する。
- 一 日々の生活のなかに、生きがいを求めてわが道を行き、一隅を照らす光となる。

【生徒指導上の諸課題に関連する条文】

第三章 社会環境の整備のための自主規制

- ・この章の条項では、図書類の販売や貸付を業とする者、興業（映画・演劇など）を主催する者、がん具刃物類の販売を業とする者、自動販売機等による販売を業とする者、遊技機を設置して客に遊技をさせることを業とする者、テレホンクラブ等営業を営む者又は利用カード等販売業を営む者らが相互に協力し、青少年の健全育成のために自主的に配慮すべき事項について規定しています。現在は24時間利用できるインターネット環境やマンガ等の図書類を提供する業態もあり、正当な理由のない深夜（23時～6時）の利用（入場）をさせないよう務めることとしています。

第四章 有害環境の規制

- ・知事は、青少年に有害（著しく性的感情を刺激するもの、残虐性があると認められるもの、人の生命・身体に危害を及ぼすおそれがあると認められるものなど）な図書類、興業、がん具刃物類、広告物などを指定することができます。この指定があったときは、これを業とする者はその事物を除くしなければならないことなどが規定されています。

第五章 健全育成を阻害する行為の規制

- ・この章の条項は、何人も青少年に対し淫行（みだらな性行為など）やわいせつ行為をしてはならないとしています。また、これらの行為を教えたり見せることを禁止し、これらの行為を行うよう勧誘したり強要することも禁じています。併せて青少年に対し、青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めることも禁止しています。
- ・青少年が、淫行またはわいせつ行為、と博または暴行、大麻麻薬または覚醒剤の使用、その他の薬物等の不健全使用、飲酒または喫煙などを行い、またはこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供したり、斡旋してはならないとしています。
- ・青少年に対し、いれずみを施し、受けさせ、又は周旋してはならないとしています。

第五章の二 インターネット利用環境の整備

- ・保護者や学校関係者、青少年の育成に携わる関係者などは、青少年がインターネットを利用するに当たっては、フィルタリング機能を有するソフトウェアを活用するなどして、有害情報を青少年に閲覧させ、または視聴させないように努めなければなりません。

第八章 罰則

- ・この条例に違反した者に対しては、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を課すなどの罰則を設けています。

※ 青少年の性被害防止対策の強化及び青少年のインターネット利用環境整備を図るため、広島県青少年健全育成条例の一部改正が審議され、令和7年1月1日付けで第五章に「淫行等の勧誘等の禁止」「児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止」が、第五章の二に「携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置」が新設、施行されました。

(2) 公益社団法人青少年育成広島県民会議（昭和 41 年 12 月 7 日設立）

青少年育成国民運動は、昭和 40 年 9 月に中央青少年問題協議会が行った青少年の非行防止対策等に関する意見具申を契機として、同年 11 月に政府が国民の総力を結集した青少年健全育成のための国民運動を提唱したことから始められました。この運動を推進するため、昭和 41 年 5 月に青少年育成国民運動がスタートし、本県も昭和 41 年 12 月 7 日青少年育成広島県民会議を結成し、国、県、市町の行政や青少年団体、県民とあらゆる関係機関と相携えて、県民総ぐるみで青少年の健全育成を進めるための県民運動を展開しています。

【事業内容】

- ・育成支援事業（青少年育成、子供議会、県立大学育成カレッジほか）
- ・普及啓発事業（情報発信、啓発、県民運動推進大会、表彰ほか）

10 Q & A

【Q41】

学校は、青少年育成団体と、どのような連携をしたらよいですか。

【A41】

学校、警察、青少年育成団体など関係機関・団体が地域ぐるみで課題となる行動等の防止にむけて、連携や協力をして取り組むことは大きな成果につながります。

県内では、学校・教育委員会と連携し青少年育成県民運動推進大会を開催し、「少年の主張意見発表」、「家庭の日作文・図画発表」や「青少年活動発表」を行っています。

【Q42】

広島県高等学校校外指導連盟とは、どのようなものですか。

【A42】

校外指導は、各地区単位で校外における生徒の生活の改善ならびに社会環境の浄化を図る活動を行っています。窃盗・万引きなど校外における生徒の課題となる行動の多発に対応し、昭和 53 年に「広島県高等学校校外指導連盟」として設立されました。

第 4 章

生徒指導上の諸課題への対応②

I 生徒指導規程(校則等)

【ポイント】

- ・ 生徒指導規程は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として設けられるものである。
- ・ 生徒指導規程に基づく指導を行う際、生徒指導規程を守らせる指導のみに視点を置くのではなく、児童生徒が生徒指導規程のもつ意味や意義を理解して自主的に守るように指導をしていくことが重要である。
- ・ 生徒指導規程の見直しについては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行うことが重要である。

1 基本的な考え方

- (1) 校則は、学校教育法施行規則第4条に規定されている「学則」とは異なり、それぞれの学校で定められている学校内外の生活に関する「規程」のことです。
- (2) 児童生徒が遵守すべき、学習上、生活上の規律として定められる生徒指導規程は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものです。
- (3) 学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の育てたい児童生徒像に照らして定められる生徒指導規程は、教育的意義を有するものです。
- (4) 生徒指導規程は、各学校が教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるものです。
- (5) 学校が定める生徒指導規程は、教育的意義に照らして、その内容、指導・援助等が適切なものであるために、児童生徒の発達段階、学校、地域の実態、更には、時代の変化を踏まえて、絶えず見直しを行う必要があります。
- (6) 児童生徒や保護者との共通理解を図るため、生徒指導規程をホームページに記載するとともに、入学予定者説明会、全校集会、PTA総会などで直接説明することに加え、学校便り等を活用するなど、機会を捉え繰り返し周知することが大切です。

2 留意点

- (1) 生徒指導規程に基づく指導については、全教職員の共通理解を図り、指導上の不一致が生じないようにします。そのために、生徒指導規程の共通理解だけでなく、何のために設けた規程であるのか、教職員がその背景や理由についても理解しておくことが大切です。
- (2) 生徒指導規程は、あらゆる機会をとらえて、実際の生活場面に即して、内容を再確認させ理解を深め、児童生徒が自主的に守るように指導していくことが大切です。
- (3) 生徒指導規程の見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、生徒指導規程の内容について確認したり、議論したりする機会を設けるなど、生徒指導規程の意義や内容について、改めて考える場面を設定し、児童生徒自らが生徒指導規程の意味を理解して自主的に守るように指導していくことが大切です。
- (4) 生徒指導規程の策定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することが必要です。
- (5) 生徒指導規程を策定したり、見直したりする場合に、どのような手続きを踏むことになるのか、見直す手順についても示しておくことが重要です。
- (6) 生徒指導規程に違反した児童生徒に対しては、感情的、威圧的な言動等、いわゆる不適切な指導と捉えられるような指導にならないよう十分注意し、行為を正すための指導に終始するのではなく、違反に至る背景など児童生徒の個別の事情や状況を把握しながら、内省を促すような指導となるように留意する必要があります。

3 令和5年度に実施した「生徒指導規程の見直し等に関する調査」の結果について

(1) 生徒指導規程の周知について

各校が策定した生徒指導規程について、その目的を教職員が理解し、児童生徒が自分事としてその意味を理解して、自主的に守るように指導していくことが重要です。そのため、全校集会、児童生徒や保護者を対象とする入学予定者説明会、PTA総会などで直接説明することに加え、学校便り等を活用するなど、機会を捉え繰り返し周知することが望まれます。

また、生徒指導規程の内容については、普段から、学校内外の関係者が参照できるように、学校のホームページに公開することで、学校の指導方針等を児童生徒、保護者及び地域等に理解と協力を求めていくことが大切です。

さらに、多くの学校が見直しを行い、改訂している状況から、絶えず行われる見直しの取組状況や改訂内容を発信できるホームページへの掲載は、有効な周知方法です。

(2) 生徒指導規程の見直しについて

生徒指導規程を各校が策定してから一定期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できない規程については、改めて学校の教育目的に照らして、適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また本当に必要なものか、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見も参考にしながら、絶えず見直しを行うことが大切です。

さらに、生徒指導規程によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも必要です。

今後は、生徒指導規程を策定したり、見直したりする場合に、どのような手続きを踏むことになるのか、見直す手順についても示しておくことが望まれます。

(3) 生徒指導規程の見直しの先にあるもの

生徒指導規程の見直しは、児童生徒が身近な課題を自ら解決する教育的意義のある機会と捉え、単に「生徒指導規程の見直し」で終わることなく、児童生徒が規程の意義を改めて考える場面を設定するなど、生徒指導体制の更なる充実を図り、育てたい児童生徒像を実現させるものとなるように実施する必要があります。

4 Q & A

【Q43】

生徒指導規程に基づいた指導を行うにあたり、職員で共通認識をもつには、どのようにしたらよいですか。

【A43】

生徒指導規程に基づく指導を行うに当たっては、規程を守らせることばかりにこだわるのではなく、何のために設けたきまりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に生徒指導規程を守るように指導していくことが重要です。

そのためにも、年度当初に生徒指導主事を中心に、生徒指導規程の読み合わせを行うことや、前年度の対応事例を用いた研修を実施するなど、職員が共通認識のもとで、生徒指導を実践することが出来るようにすることが大切です。

【Q44】

生徒指導規程の見直しについては、どのように考えればよいですか。

【A44】

まず、生徒指導規程の内容について、

①絶対に守るべきもの、②努力目標というべきもの、③児童生徒の自主性に任せてよいものという観点から見直します。

また、生徒指導規程の見直しは、児童生徒が身近な課題を自ら解決する教育的意義のある機会と捉え、単に「生徒指導規程の見直し」で終わることなく、児童生徒が規程の意義を改めて考える場面を設定するなど、生徒指導体制の更なる充実を図り、育てたい児童生徒像を実現させるものとなるようにしていくことが大切です。

【Q45】

高等学校の生徒指導規程について、中学生や新入生にどのように説明したらよいですか。

【A45】

中学生や新入生が高等学校の生徒指導規程について理解を深めることは、高等学校の生活への円滑な適応や、望ましい人間関係の形成に向けて積極的に活動する意欲や態度を養う上で重要です。

そのためには、日ごろから中学校と高等学校が連携を行い、互いの生徒指導規程について理解を深めておくことが必要です。中学生には、オープンスクールや、学校説明会などの機会を通じて、生徒指導規程についてわかりやすい資料等を用意して説明を行うことが大切です。また、学校紹介のパンフレットやホームページにも生徒指導規程を説明するコーナーを設けるなど広く理解を得る方法も有効です。

新入生や保護者に対しては、合格者登校日や入学式において、資料を配付して生徒指導規程について説明を行い、理解を得ておくようにします。さらには、入学後のオリエンテーションや全校集会等で、生徒指導規程の「目的」等について、丁寧な説明を行うことが大切です。

Ⅱ 特別な指導

【ポイント】

- ・ 生徒指導上の課題に対しては、児童生徒がよりよい充実した学校生活を送るために、自らの言動を振り返り、どのようにすればよいか考え、自ら実行できるように指導することが大切である。
- ・ 全ての児童生徒が安全で安心して学校生活を送ることができるように、指導に当たっては、明確な児童生徒像と理念を示し、生徒指導上の諸課題に対する指導項目や方法を明確にすることが重要である。

1 基本的な考え方

- (1) 児童生徒が、自ら起こした課題となる行動を反省し、よりよい充実した学校生活を送るためにどうすればよいかを考え、実行するよう指導することが大切です。しかしながら、通常の教育活動では十分にその効果が現れないと考えられる場合には、日々の教育活動とは異なる特別な指導を実施することが必要です。
- (2) 特別な指導としては、家庭における反省指導、学校における反省指導などがあります。ただし、義務教育である小・中・義務教育学校においては家庭における反省指導はできません。
- (3) 指導に当たっては、教職員との人間関係を重視し、児童生徒に自らの在り方生き方を考えさせるための指導・援助という観点から進めることが大切です。
- (4) 学校教育法第11条による生徒に対する退学、停学及び訓告の懲戒と明確に区別して実施することが必要です。児童生徒本人に対する教育的な指導であるという観点から、家庭の積極的な協力のもとに実施する必要があります。

2 留意点

- (1) 指導に当たっては、児童生徒や保護者に、特別な指導を実施するに至った事実関係と指導の内容を十分に説明するとともに、児童生徒や保護者の反論や弁明の機会を与えるなど、特別な指導を行うまでの手続きを適切にすることが必要です。また、保護者に対して、特別な指導のねらいは児童生徒が自ら行動を反省し、より充実した学校生活を送るためのものであることについて理解を得ておくことが大切です。
- (2) 課題となる行動の事実関係・背景等を把握し、指導の内容が適切なものとなるよう十分に検討して実施します。
- (3) 指導に当たっては、背景等個々の児童生徒の事情に配慮し、効果が上がるような工夫をすることが大切です。

(4) 個別指導を行ったり、教科の課題を用意して学習させたりすることによって、児童生徒の学習に遅れがでないように配慮することが必要です。

(5) 体罰は、学校教育法第 11 条で明確に禁止されています。たとえ身体的な侵害や、肉体的苦痛を与える行為でなくても、いたずらに注意や過度な叱責を繰り返すことは、児童生徒のストレスや不安感を高め、自信や意欲を喪失させるなど、児童生徒を精神的に追い詰めることにつながりかねません。

体罰や不適切な言動が、学校生活において、いかなる児童生徒に対しても決して許されないことに留意する必要があります。

【不適切な指導と考えられ得る例】

- ・ 大声で怒鳴る、ものを叩く投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- ・ 児童生徒の言い分を聞かず事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- ・ 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- ・ 殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- ・ 児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- ・ 他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- ・ 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

3 Q & A

【Q46】

高等学校において、家庭における反省指導（家庭反省）が長引いて欠課時間数が増えることについて、どのように考えればよいですか。

【A46】

家庭反省などの特別な指導は、あくまで当該生徒が自分自身を見つめ、よりよい充実した学校生活ができることをめざして行われる指導ですから、その指導によって、その後の学校生活を送る上で困難が生じることは避けなければなりません。家庭反省が長引くということは、教育的な指導としては適切ではありません。例えば、家庭反省から学校反省に切り替えるなど、より効果的な指導方法を柔軟に検討することが大切です。

【Q47】

高等学校において、家庭反省が形式的なものとなり、指導の成果が上がっていない場合、どのように工夫すればよいですか。

【A47】

次のような取組の例があります。

- ① 担任、生徒指導部の教職員だけでなく、授業を受けもっている教職員等が、家庭訪問し、教科指導や、面談による望ましい人間関係づくりに努めることが考えられます。
- ② 他者との関係を見つめ直すことで、自己が支えられて生きていることを自覚させ、自らの生き方を考えさせるために、「内観法」を取り入れることも考えられます。
- ③ 「心温まる話」などの感動体験を味わえるエッセイを読んで感想文を書き、教職員と共に内容を共有することが考えられます。
- ④ 教科学習における困り感を教職員と共有することや、得意な分野をさらに伸ばしていくなど、学習への意欲を高めるための機会としてすることが考えられます。
- ⑤ 自己の生活課題を振り返り、文字等にすることによって、周囲の人との関係や、なぜ課題となる行動に至ったのかということについて、段階を追って自ら気づき、自省できるよう指導の工夫をすることが考えられます。
- ⑥ 例えば、教科指導だけでなく、花壇づくりや校内清掃を教職員と当該生徒が一緒に行うことにより、学校の教育環境の充実に貢献したという充実感を味わう体験ができることや、教職員と当該生徒との望ましい人間関係づくりを進めることが考えられます。

【Q48】

指導を実施するに際して、家庭の積極的な協力を得るには、どのようなことを大切にすればよいですか。

【A48】

学校の生徒指導の基本方針について、あらゆる機会を捉えて説明し、事前に十分な理解を得ておくことが大切です。

特別な指導を実施するに当たっては、保護者が、学校の指導の意図をしっかりと理解し、児童生徒の今後の学校生活への展望が見出せるようにすることが大切です。そのため、児童生徒がよりよい充実した学校生活を送るために、どうすればよいかを考えさせ、実行する意欲を持たせるために行うという特別な指導の目的を伝え、指導内容や指導計画をはっきり示します。

また、学校は、家庭と協力して、児童生徒がよりよい学校生活を送っていけるよう指導していくことが大切です。そのため、家庭訪問などを通して家庭との連携を密にし、家庭での指導を援助していくことです。

【Q49】

小・中・義務教育学校において、授業中に課題となる言動が生起した場合、対象となる児童生徒を他の場所で指導することはできますか。

【A49】

基本的には、授業の中で指導していくことが大切です。しかし、授業を進めることが困難となる場合や、他の児童生徒や教職員の心身の安全が脅かされるおそれのある場合には、校内の別の場所で指導することができます。別室で指導する場合は、次の点に留意することが大切です。

- ① 指導経過や指導の意図をはっきりさせるなど、指導に当たる教職員相互が連携をして進めます。
- ② 学習が遅れないよう、別途計画を立てて指導を進めます。
- ③ 保護者に、別室での指導についての趣旨を説明し理解を得て、指導を進めます。
- ④ 指導に従わないような場合には、保護者の協力を求めたり、警察等関係機関と連携するなどして組織的な対応を進めます。

【Q50】

小・中・義務教育学校において、別室での指導中に課題となる言動が生起した場合、対象となる児童生徒に対し、別室で継続して指導をすることはできますか。

【A50】

学校において必要と認められた場合は、児童生徒を一定期間継続して、校内において他の児童生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することも有効です。その場合、学校や児童生徒の実態に応じ、指導内容、期間、方法、場所等について十分に配慮して指導することが大切です。さらに、対応の方法については、学校体制として進められるようあらかじめ決めて対応していくことが大切です。

具体的には、児童生徒とともに校舎内の清掃活動を行ったり、静かな部屋で児童生徒の不安や悩みをじっくり聞いたり、児童生徒と一緒に話し合ったり、児童生徒自らの内面を見つめさせるなど、自己変革ができるような場をもつことが考えられます。

【Q51】

小・中・義務教育学校において、児童生徒が、校内でタバコを吸っている場면을発見しました。別室で特別な指導をすることはできますか。

【A51】

法律で認められていない行為を行っている場合には、校内の他の児童生徒と異なる場所での指導はできません。また、複数の教職員で対応し、喫煙の問題性について理解させるように、家庭と連携して指導を進めていく必要があります。

【Q52】

小・中・義務教育学校において、課題となる言動が生起した場合、対象となる児童生徒の保護者と連携し、家庭に帰して指導をすることはできますか。

【A52】

学校教育法施行規則第 26 条において、公立の小・中学校では、児童生徒に対する懲戒として退学（学校教育法第 71 条の規程により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの〔以下「併設型中学校」という。〕を除く。）及び停学の措置をとることはできません。したがって、実質的に停学に当たる措置は、自宅謹慎、自宅学習等いかなる名称であれ、法令上禁止されています。

ただし、児童生徒や教職員に対し、暴力行為を繰り返し、正常な学校生活が行われない場合には、学校教育法第 35 条及び第 49 条において出席停止の措置が定められています。

【Q53】

学校反省指導中に保護者や当該児童生徒から「授業に出させてほしい」と言われたらどのようにすればよいですか。

【A53】

別室等で行う学校反省指導など校内で行う指導については、どこでどのような指導を行うのかを決めるのは校長の裁量です。ただし、学校反省指導を実施する場合も保護者と当該生徒に十分説明を行って実施することが必要です。また、当該生徒が反省目標について到達したかどうかを判断するのは、学校です。

したがって、不十分な反省しかできていなければ、保護者と当該生徒に不十分な点を説明し、別室での学校反省指導の継続を求めています。

【Q54】

事実確認を行った後、判明した事実を記録するには、どのようにすればよいですか。

【A54】

事情を聞き取った後、当該の教員が事実を整理し記録しておく必要があります。事実について5W1Hを基本に細部まで当該児童生徒自身に書かせ、確認しておく必要があります。事情を聞くだけで、事実を書かせていなかったり、書かせていても不十分であるケースなど事実があやふやになり、指導が難しくなってしまう例もあるので注意が必要です。

なお、書かせることが難しい場合は、教員が聞き取った内容を書き、対象となる児童生徒内容を確認することも必要です。

【Q55】

生徒が逮捕され警察に勾留されているため、当該生徒から事実確認ができません。指導方針はどのように決定すればよいですか。

【A55】

課題となる行動に係る指導方針は、事実を正確に把握した上で、あらかじめ定められた生徒指導規程に従って決定します。生徒が勾留されている場合には、警察と綿密に連携をとり、可能な範囲で事実を確認することが大切です。

また、事実の確認は当該生徒から直接行うことが原則であり、警察からの聴取内容のみで指導方針を決定することは適切ではありません。勾留中に生徒から直接事情が聞けない場合は、釈放後に当該生徒から直接事実を確認し、警察からの聴取内容と照らし合わせ、事実を明確にした上で指導方針を決定します。

Ⅲ 出席停止

【ポイント】

- ・ 学校教育法第35条及び第49条において、公立小・中学校では、性行不良であってほかの児童生徒の教育に妨げがあると認められる児童生徒があるとき、市町村教育委員会の権限と責任において、その保護者に対して、一定期間、児童生徒の出席停止を命じることができる。
- ・ 出席停止の期間や方法については、学校の秩序回復、児童生徒の状況や他の生徒の安定を考慮し、必要最小限の期間とするよう配慮すること。
- ・ 通知は文書で行い、口頭のみでは行わないこと。

1 基本的な考え方

- (1) 児童生徒の問題行動に関して、校長を中心に全教職員が一致協力して解決に努め、本人や保護者に対してきめ細かく指導したにもかかわらず、問題行動が繰り返し行われ、ますます深刻なものになることは、本人の自己実現を阻むとともに、他の児童生徒に悪影響を及ぼします。
- (2) 学校は、児童生徒が安全かつ安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保するという基本的な責務を持っています。したがって、度重なる指導にも従わず、問題行動を再発する児童生徒には、学校の秩序の維持や他の児童生徒の教育を受ける権利を保障する観点からの早急な取組が必要になってきます。児童生徒を指導から切り離すことは根本的な解決にはならないという基本認識にたって、一人一人の児童生徒の状況に応じたきめ細かい指導の徹底を図ることが必要です。
- (3) 学校教育法第35条、第49条において、公立小・中学校では、性行不良であって他の児童生徒の教育に妨げがあると認められる児童生徒があるとき、市町村教育委員会の権限と責任において、その保護者に対して、一定期間、児童生徒の出席停止を命じることのできる制度が定められています。
- (4) 問題行動を行う児童生徒に対する措置としては、出席停止のほかに児童福祉法や少年法に基づく措置等があります。日常的な関係機関との連携の下で、当該児童生徒の立ち直りのために、望ましい処遇の在り方を検討する必要があります。

2 留意点

- (1) 必要に応じて関係機関への連絡を行います。また、家庭の監護能力に著しく問題があると認められる場合には、児童福祉法に基づいて、こども家庭センター（児童相談所）に対して通告等を行い、その協力を求めます。
- (2) 出席停止の期間は、学校の秩序の回復とともに、当該児童生徒の状況、他の児童生徒の心身の安定、保護者の監護等を考慮して、総合的に判断します。

- (3) 出席停止は、教育を受ける権利に関わる措置であることから、措置の目的を達成するための必要性を踏まえて、可能な限り短い期間となるよう配慮します。
- (4) 出席停止を保護者に命ずる際には、理由及び機関を記載した文書を交付します。また、出席停止通知書は、文書の手交又は郵送で行い、口頭のみで行うことはできません。

【出席停止の流れ】

出席停止の流れ	指導及び留意点
問題行動の発生及び再発	・ 当該児童生徒から事情を聞き、背景、要因を把握し解決の方策をさぐる。 ・ 校内における特別な指導の結果はどうであったか。 ・ 家庭訪問等を行い保護者と連携する。 ・ 警察等の関係機関と連携する。
↓	
関係教育委員会へ状況を報告	
↓	
関係教育委員会が当該保護者から意見を聴取	・ 直接対面して行う。 ・ 出席停止の趣旨や適用要件を十分に説明する。 ・ 保護者からの弁明を聞く。
↓	
当該児童生徒・保護者に弁明する機会を用意	・ 当該児童生徒及び保護者に反論や弁明する機会を十分用意したか。
↓	
教育委員会規則により適用決定	・ 問題行動の態様及び学校の実情を踏まえる。 ・ 校長の判断を尊重する。 ・ 適切な出席停止期間とする。
↓	
出席停止の通知	・ 関係教育委員会の関係者又は管理職が立ち会い、保護者及び本人を同席させて行う。 ・ 出席停止の期間中における保護者の監督義務について説明する。
↓	
アフターケア	・ 定期的に家庭訪問する。 ・ 学校復帰へ向けての支援。 ・ 個別の指導計画を作成する。 ・ 学校の様子を知らせる。

※ 学校は、当該児童生徒の出席停止期間終了後、速やかに関係教育委員会へ出席停止報告書を提出する。

(例)

出 席 停 止 通 知 書

〇〇発 第 号
令和 年 月 日

様

市町教育委員会 印

学校教育法第 35 条及び同法第 49 条の規定に基づき、次のとおり出席を
停止する。

- 1 児童生徒氏名： (平成 年 月 日生)
- 2 住 所：
- 3 学 校 名：
- 4 学 年 及 び 組：
- 5 保 護 者 氏 名：
- 6 出席停止期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 7 出席停止の理由：

(例)

出席停止報告書

令和 年 月 日

市町教育委員会教育長 様

〇〇市・町立
校長

学校
印

次の児童生徒は、性行不良であり、他の児童生徒の教育に妨げがあると認められるため、学校教育法第 35 条及び同法第 49 条の規定に基づき出席停止の措置をとりましたので報告します。

- 1 児童生徒氏名： (平成 年 月 日生)
- 2 住 所：
- 3 学 年 及 び 組：
- 4 保 護 者 氏 名：
- 5 出席停止期間： 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 6 出席停止の理由：
- 7 指 導 の 内 容：

3 Q & A

【Q56】

学校は、出席停止の期間中の児童生徒に対して、どのような指導をすればよいですか。

【A56】

出席停止の期間中においては、学校としては、保護者との連携・協力を図りながら、当該児童生徒に対する指導を継続して行うことが大切です。例えば、学級担任や生徒指導主事等が計画的に家庭訪問を行い、学校復帰に向けての、当該児童生徒の生活や学習に対する計画を、保護者とともに考えさせ、実行できるよう支援します。

また、学校や学級へ円滑な復帰ができるよう、学校や学級の様子を伝え、学級の一員としての帰属意識を高めるよう指導します。

【Q57】

学校外での生徒間暴力で、出席停止を言い渡すことができますか。

【A57】

法に規定されている「出席停止」は、学校の教育活動が困難となり、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障する観点から設けられています。その意味で解せば、出席停止の対象となる問題行動（性行不良）は、主として、校内に限定されています。

したがって、校外の生徒間暴力については、当該問題行動の範囲と出席停止の要件から、その適用には、慎重を要します。

4 法令等

(1) 学校教育法

第 35 条 市町村の教育委員会は、性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

第 49 条 第 35 条…の規定は、中学校に、これを準用する。

(2) 出席停止制度の運用の在り方について

(平成 13 年 11 月 6 日文部科学省初等中等教育局長通知)

先の第 151 回国会において成立した「学校教育法の一部を改正する法律」の改正の趣旨及び概要については、既に本年 7 月 11 日付け文部科学事務次官通知（文科初第 466 号）により通知したところであり、公立の小学校及び中学校の出席停止制度に関しては、その一層適切な運用を期するため、要件の明確化、手続に関する規定の整備、出席停止期間中の学習支援等の措置を講ずることを内容とする改善が図られました（第 26 条関係）。この出席停止に関する改正規定の施行日は、平成 14 年 1 月 11 日となっております。

一方、先般公表した「平成 12 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の速報値によれば、暴力行為の発生件数が過去最高となるなど、生徒指導上の諸問題は憂慮すべき状況にあります。

このような状況を踏まえ、文部科学省では、今後の出席停止制度の運用の在り方について、従来の昭和 58 年 12 月 5 日付け文初中第 322 号「公立の小学校及び中学校における出席停止等の措置について」の内容に関して、法改正を踏まえた所要の見直しを図り、下記のとおり留意点をとりまとめました。ついては、各都道府県におかれては、これに関して十分に御理解いただき、域内の市町村教育委員会等に対して、改正の趣旨について周知を図るとともに、必要に応じて指導、助言又は援助をお願いします。

なお、本通知に関しては、その内容について、内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省と協議済みであり、また、これらの府省庁に対し、それぞれの関係機関等に本通知の内容の周知方を依頼してあることを申し添えます。

記

1 制度の運用の基本的な在り方について

(1) 制度の趣旨・意義

出席停止の制度は、本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられた制度である。

もとより、学校は児童生徒が安心して学ぶことができる場でなければならず、その生命及び心身の安全を確保することが学校及び教育委員会に課

せられた基本的な責務である。こうした責務を果たしていくため、教育委員会においては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、定められた要件に基づき、適正な手続を踏みつつ、出席停止制度を一層適切に運用することが必要である。また、出席停止制度の運用に当たっては、他の児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障すると同時に、出席停止の期間において当該児童生徒に対する学習の支援など教育上必要な措置を講ずることが必要である。

(2) 市町村教育委員会の権限と責任

出席停止の措置は、国民の就学義務とも関わる重要な措置であることにかんがみ、市町村教育委員会の権限と責任において行われるものとされている。具体的には、出席停止に関し、事前の指導、措置の適用の決定、期間中及び期間後の指導、関係機関との連携等にわたって市町村教育委員会が責任を持って対処する必要がある。特に、今回の法改正では、事前の手続及び出席停止期間中の学習支援等について規定されるなど、制度の運用上、市町村教育委員会が一層適切な役割を果たすことが求められている。

こうしたことを踏まえ、市町村教育委員会において、出席停止を命ずる権限を校長に委任することや、校長の専決によって出席停止を命ずることについては、慎重である必要がある。もとより、校長は、学校の実態を把握し、その安全管理や教育活動について責任を負う立場にあることから、市町村教育委員会が出席停止制度を運用する際には、校長の意見を十分尊重することが望ましい。

(3) 事前の指導の在り方

児童生徒の問題行動に対応するためには、日ごろからの生徒指導を充実することが、まずもって必要であり、学校が最大限の努力を行っても解決せず、他の児童生徒の教育が妨げられている場合に、出席停止の措置が講じられることになる。このため、特に次のような点に留意して指導に当たることが大切である。なお、公立の小学校及び中学校については、自宅謹慎、自宅学習等を命ずることは法令上許されておらず、こうした措置は、出席停止の在り方について十分な理解がなされ、適切な運用が行われることによって解消が図られるべきものである。

① 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じ、教職員が一致協力して社会性や規範意識など豊かな人間性を育成する指導を徹底すること。その際、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動を効果的に取り入れること。

② 教職員が児童生徒の悩みや不安を受け止め、カウンセリングマインドを持って接するよう努めること。併せてＳＣを有効に活用するなど校内

の教育相談の充実を図ること。

- ③ 問題行動の兆候を見逃さず、適切な対応を行うとともに、問題行動の発生に際しては、教職員が共通理解の下に毅然とした態度で指導に当たること。暴力行為に及ぶ児童生徒に対し、教職員は、正当防衛としての行為をするなどの対応もあり得ること。体罰については、学校教育法第11条により厳に禁止されているものであること。
- ④ 問題を抱え込むことなく、家庭や地域社会、さらには児童相談所や警察などの関係機関との連携を密にすること。生徒指導の方針や実情について説明責任を果たし、外部の意見を教育活動に適切に反映させること。実情に応じて、サポートチーム(個々の児童生徒の状況に応じ、問題行動の解決に向けて学校、教育委員会及び関係機関等が組織するチーム)など、地域ぐるみの支援体制を整備して指導に当たること。
- ⑤ 深刻な問題行動を起こす児童生徒については、前述の対応や個別の指導・説諭を行うほか、必要と認められる場合には、学校や児童生徒の実態に応じて十分に配慮しつつ、一定期間、校内において他の児童生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導すること。さらに、児童生徒に対する指導の過程において、家庭との連携を図り、保護者への適切な指導・助言・援助を行うこと。

2 要件について

問題行動を起こす児童生徒がある場合、出席停止の適用の判断については、前述の1(1)に示した出席停止制度の趣旨や意義にかんがみ、多くの児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障する観点を重視しつつ、個々の事例に即して具体的かつ客観的に行われなければならない。

出席停止の適用に当たっては、「性行不良」であること、「他の児童生徒の教育に妨げがある」と認められることの二つが基本的な要件となっており、今回の法改正では、法律上の要件を明確化する観点から、「性行不良」に関して、四つの行為類型をそれぞれ各号に掲げ、それらを「一又は二以上を繰り返し行う」ことを例示として規定したものである(第1項)。

第1号は、他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為であり、その例としては、他の児童生徒に対する威嚇、金品の強奪、暴行等が挙げられる。なお、いじめについては、その態様は様々であるが、傷害には至らなくとも一定の限度を超えて心身の苦痛を与える行為に関しては、出席停止の対象とすることがあり得るところであり、いじめられている児童生徒を守るため、適切な対応をとる必要がある。

第2号は、職員の傷害又は心身の苦痛を与える行為であり、その例として

は、職員に対する威嚇、暴言、暴行等が挙げられる。なお、財産上の損失を与える行為については、職員の場合、成人であることを考慮し、児童生徒と異なり本号では規定していない。

第3号は、施設又は設備を損壊する行為であり、その例としては、窓ガラスや机、教育機器などを破壊する行為が挙げられる。

第4号は、授業その他の教育活動の実施を妨げる行為であり、その例としては、授業妨害のほか、騒音の発生、教室への勝手な出入り等が挙げられる。

3 事前の手續について

今回の法改正では、市町村教育委員会が出席停止を命ずる場合の事前の手續として、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならないこととしたところである(第2項)。これらの点を含め、教育委員会規則に基づく慎重な手續の下、出席停止について関係者の理解と協力が得られ、その適切な運用がなされるよう、以下の点に留意する必要がある(教育委員会規則の整備(第3項)に関しては後記6を参照すること)。

(1) 事前の説明等

学校においては、保護者等の全体に対して、生徒指導に関する基本方針等について説明を行うときなど適切な機会をとらえて、出席停止制度の趣旨に関する説明を行い、適切な理解を促すことが望ましい。

なお、深刻な問題行動を起こす児童生徒については、個別の指導記録を作成し、問題行動の事実関係や児童生徒及び保護者に対する指導内容等を事実即して記載しておくことが適当である。

(2) 意見の聴取

当該児童生徒による問題行動が繰り返され、市町村教育委員会等において出席停止を講じようとする場合、これを命ずるに先立って、正当な理由なく意見聴取に応じない場合を除き、当該保護者の意見を聴取しなければならない。意見聴取は、緊急の場合等を除き、保護者と直接対面して行い、今後の指導の方針などの説明を併せて行うことが望ましい。なお、意見聴取は主として保護者からの弁明を聴くものであって、保護者の同意を得ることまでは必要ないが、保護者の監護の下で指導を行うという制度の性質を踏まえると、保護者の理解と協力が得られるよう努めることが望ましい。

当該児童生徒については、平成6年5月20日付け文初高第149号「児童の権利に関する条約」について」に引き続き留意しつつ、出席停止を円滑に措置し、指導を効果的なものとする観点等から、当該児童生徒の意見を聴取する機会を設けることに配慮するものとする。

問題行動の被害者である児童生徒や保護者については、事実関係等を的

確に把握するために事情を聴くとともに、事後の対応に関して説明するなど適切に対処することが必要である。また、出席停止の適用について適切な判断を下すとともに、事後の指導を円滑に行う観点から、かねてから当該児童生徒に対する指導に関わってきた関係機関の専門的な職員の意見を参考とすることも考えられる。

(3) 適用の決定

出席停止の適用の決定は、市町村教育委員会において、教育委員会規則の規定にのっとり、問題行動の態様及び学校の実情を踏まえ、校長の判断を尊重しつつ、保護者等からの意見聴取を行った上で行わなければならない。また、出席停止が、他の児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障するための制度であることを十分に踏まえ、適時に適用を決定することが必要である。

問題行動を起こす児童生徒に対する措置としては、出席停止のほか、児童福祉法や少年法に基づく措置等があり、かねてからの関係機関との連携の下、当該児童生徒の立ち直りのため、望ましい処遇の在り方を検討する必要がある。出席停止を講ずる際には、必要に応じて関係機関への連絡を行うことが適当である。特に問題行動が生命や身体に対する危険をもたらすものである場合、警察の協力を得る等の措置を併せとることが必要である。また、家庭の監護能力に著しく問題があると認められる場合には、児童福祉法に基づいて児童相談所に対して通告等を行い、その協力を求めることが適当である。

出席停止の期間は、出席停止の制度の意義にかんがみ、学校の秩序の回復を第一に考慮し、併せて当該児童生徒の状況、他の児童生徒の心身の安定、保護者の監護等を考慮して、総合的な判断の下に決定する必要がある。期間は、個々の事例により異なるものであるが、出席停止が教育を受ける権利に関わる措置であることから、措置の目的を達成するための必要性を踏まえ、可能な限り短い期間となるよう配慮する必要がある。なお、出席停止期間中の当該児童生徒の状況によっては、決定の手續に準じて、出席停止を解除することができる。

(4) 文書の交付

出席停止を保護者に命ずる際には、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。命令の伝達は文書の手交又は郵送によることとし、口頭のみにより命ずることは認められない。

出席停止を命ずる文書には、理由及び期間のほか、当該児童生徒の氏名、学校名、保護者の氏名、命令者である市町村教育委員会名、命令年月日等について記載することが適当である。また、理由の記載に当たっては、根拠となる法律の条項や要件に該当する事実を明示することが必要である。

出席停止を命ずるに当たっては、市町村教育委員会の教育長等の関係者又は校長や教頭が立ち会い、保護者及び児童生徒を同席させて、出席停止を命じた趣旨や、個別指導計画の内容など今後の指導の方針について説明する等の配慮をすることが望ましい。

(5) 教育委員会の役割と連携

市町村教育委員会は、平素から管下の学校や児童生徒の実態を十分に把握しておき、問題行動を起こす児童生徒への対応に関して学校への指導・助言・援助を行うとともに、出席停止の事前手続に適正を期する必要がある。一方、学校は、問題行動を起こす児童生徒があるときには、市町村教育委員会に対し学校や児童生徒の状況を随時報告する等連絡体制を十分とり、必要な指示や指導を受けながら、対処する必要がある。出席停止の適用を決定する際には、市町村教育委員会において、学校及び関係機関等との連携を図りつつ、出席停止期間中の当該児童生徒に対する個別指導計画を策定することが必要である。

また、市町村教育委員会は、出席停止の要件に該当する深刻な問題行動を起こす児童生徒があるときには、適時に都道府県教育委員会との連携をとりつつ対応することが望ましい。その際、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会あるいは学校の自主性・自律性に配慮しつつ、指導主事やＳＣ等の派遣、教職員配置の工夫などの措置を通じて支援を行うことが望ましい。

4 期間中の対応について

今回の法改正では、市町村教育委員会が、当該児童生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとするものと定められたところであり(第４項)、出席停止期間中の対応が適切になされるよう、以下の点に留意する必要がある。

(1) 市町村教育委員会及び保護者の責務

市町村教育委員会は、出席停止を措置する場合、自らの責任の下、学校の協力を得つつ当該児童生徒に関する個別指導計画を策定し、出席停止の期間における学校あるいは学校外における指導体制を整備して、学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りに努めることが必要である。その際、当該児童生徒の在籍する学校における取組の充実を図るとともに、関係機関との連携を十分視野に入れて、適切に対処することが大切である。

出席停止期間中においては、当該児童生徒に対して保護者が責任を持って指導に当たることが基本であり、出席停止の措置に当たって、市町村教育委員会及び学校が保護者に対し自覚を促し、監護の義務を果たすよう積

極的に働きかけることが極めて重要である。このため、市町村教育委員会及び学校は、保護者に対して、事前の手續等において、個別指導計画の内容等について十分に説明し、理解と協力を得るよう努めるとともに、必要に応じ、家庭環境の改善を図るため、関係機関の協力を得て指導や援助(子育て相談を含む)を行うことが適当である。また、家庭の監護に問題がある場合、出席停止期間中、家庭以外の場において当該児童生徒に対する指導を行うことも考えられる。

もとより、出席停止は学校の秩序の回復を図るものであり、市町村教育委員会としては、当該児童生徒への対応のみならず、他の児童生徒に対する正常な教育活動が円滑になされるよう、適切な措置をとることが必要である。

(2) 当該児童生徒に対する指導

出席停止の期間においては、当該児童生徒が学校や学級へ円滑に復帰することができるよう、規範意識や社会性、目的意識等を培うこと、学校や学級の一員としての自覚を持たせること、学習面において基礎・基本を補充すること、悩みや葛藤を受け止めて情緒の安定を図ることなどを旨として指導や援助に努めることが必要である。

学校としては、学級担任、生徒指導主事等の教員が計画的かつ臨機に家庭への訪問を行い、反省文、日記、読書その他の課題学習をさせる等適切な方法を採用することとなるが、このほか、家庭の監護に問題がある場合などでは、市町村教育委員会が主導性を発揮し、状況に応じて次のような対応をとることが有効である。

- ① 教育委員会及び学校の職員やＳＣ等のほか、児童相談所、警察、保護司、民生・児童委員等の関係機関からなるサポートチームを組織し、適切な役割分担の下に児童生徒及び保護者への指導や援助を行うこと
- ② 教育センターや少年自然の家等の社会教育施設などの場を活用して、教科の補充指導、自然体験や生活体験などの体験活動、スポーツ活動、教育相談などのプログラムを提供すること(宿泊を伴う活動を含む)
- ③ 地域の関係機関や施設、ボランティア等の協力を得て、社会奉仕体験や勤労体験・職業体験などの体験活動の機会を提供すること

なお、出席停止期間における当該児童生徒に対する指導については、学校外において行うことが基本であるが、校内での指導を取り入れることが当該児童生徒の立ち直りを図る上で有効であると認める場合には、他の児童生徒の教育の妨げとならない限りにおいて、これを行うこともあり得る。

こうした指導が適切に行われるようにするため、市町村教育委員会は、指導主事を学校等へ派遣して実態の把握と指導・助言に当たるほか、実情に応じて、学校外での指導の場や機会の確保、地域や関係機関等への積極的な働きかけ(協議会の設置など)、サポートチームの運営や当該児童生徒への直接の指導に当たる人材の確保などを行うことが適当である。また、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会において適切な措置が十分に講じられるよう、指導主事やＳＣ等の派遣、教職員定数の加配等の人的措置、教育センターの機能の活用、関係機関への働きかけなどの支援を行うことが望ましい。

家庭の監護能力に著しく問題があると認められるなど児童福祉法に関わる事案については、児童相談所において当該児童生徒に関する調査を行った上で処遇の在り方を検討し、総合的な判断を行うこととなるので、教育委員会及び学校は、平素から児童相談所との連携を密にし、出席停止期間中の指導への協力を求めることが適当である。さらに、出席停止期間において当該児童生徒が深刻な問題行動を起こす場合、教育委員会として、保護者の意向にも配慮しつつ、児童相談所に対して児童福祉法上の対応(例…在宅指導、一時保護、児童福祉施設入所措置等)について検討を要請することも考えられる。

出席停止期間中、当該児童生徒の非行が予想される場合には、警察等との連携を図り、その未然防止に努めることが必要である。

(3) 他の児童生徒に対する指導

学校においては、他の児童生徒の動揺を鎮め、校内の秩序を回復するとともに、当該児童生徒が再び登校してきた場合に円滑な受け入れができるよう、他の児童生徒に対して友情の尊さを理解させ、協力し合って学校や学級の生活を向上させることが必要であることを認識させる等適切な指導を行う必要がある。また、当該児童生徒の問題行動の被害者である児童生徒の心のケアについて配慮することが大切である。

5 期間後の対応について

(1) 学校復帰後の指導

出席停止の期間終了後においても、学校においては、保護者や関係機関との連携を強めながら、当該児童生徒に対し将来に対する目的意識を持たせるなど、適切な指導を継続していくことが必要である。その際、当該児童生徒や地域の実情に応じて社会奉仕体験や自然体験、勤労体験・職業体験などの体験活動を効果的に取り入れていくことが望ましい。

(2) 指導要録等の取扱い

出席停止の措置を行った場合における当該児童生徒の指導要録の取扱いについては、次の点に留意して、適切に行うことが必要である(平成 13 年 4 月 27 日付け文科初第 193 号「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録、高等学校生徒指導要録、中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録、中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について」参照)。

- ① 「出欠の記録」の「出席停止・忌引等の日数」欄に出席停止の期間の日数が含まれ、その他所定の欄(例えば「備考」など)に「出席停止・忌引等の日数」に関する特記事項が記入されることとなること
- ② 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、その後の指導において特に配慮を要する点があれば記入することとなること
- ③ 対外的に証明書を作成するに当たっては、単に指導要録の記載事項をそのまま転記することは必ずしも適当でないので、証明の目的に応じて、必要な事項を記載するように注意することが必要であること

6 教育委員会規則の整備等

出席停止の措置は、学校教育法の規定に直接基づいて行うことができるが、今回の法改正では、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は教育委員会規則で定めるものとされたところであり(第3項)、出席停止の適正な運用を図る観点から、その施行日(平成 14 年 1 月 11 日)までに、以下の点に留意して所要の教育委員会規則を整備するなど適切な対応をとる必要がある。規則の整備の在り方としては、市町村立学校管理規則の一部を改正する方法、又は、出席停止の手續に関する規則を新たに制定する方法などが考えられる。

(1) 規定する事項

手續に関する規則の整備に当たっては、出席停止を命ずる主体等に関する基本的な定めのほか、出席停止を命ずる場合、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない旨の規定を設けることが必要である。なお、前記 1(2)のとおり、市町村教育委員会の権限と責任において措置を決定し、命令を行うことが望ましいことから、出席停止を命ずる権限を校長に委任することや、校長の専決によって出席停止を命ずることができるように規定することは、慎重である必要がある。

このほか、出席停止の手續に関しては、市町村教育委員会の判断により、例えば以下のような規定を設けることも考えられる。

- ① 保護者からの意見聴取の具体的な方法に関する規定
- ② 当該児童生徒からの意見聴取に関する規定
- ③ 被害者である児童生徒や保護者への対応に関する規定
- ④ 出席停止の期間の設定の在り方に関する規定
- ⑤ 交付文書の記載内容や様式を定める規定
- ⑥ 校長からの意見具申に関する規定
- ⑦ その他出席停止の手續に関する必要な規定

また、これらの手續に関する事項のほか、市町村教育委員会の判断により、出席停止の要件、期間中の支援の在り方などに関する事項について教育委員会規則において規定することもできる。

(2) その他

市町村教育委員会又は学校が、学校教育法及び教育委員会規則の範囲内で、地域や学校の実情に応じ、出席停止制度の運用全般について、より具体的な運用指針や内規を整備することも考えられる。

IV 懲戒

【ポイント】

- ・懲戒処分は、退学、停学、訓告の3つであり、いかなる場合も、体罰は禁止されている。
- ・退学は公立小中学校及び義務教育学校や特別支援学校の児童生徒には適用されず、停学も同様である。
- ・停学・退学は個々の状況に応じた指導を尽くした上で行われ、「改善の見込みがない」場合に限る。
- ・懲戒処分は教育的配慮のもと慎重に行われ、形式的・機械的、感情的・報復的、不公平・不当、安易・無責任な処罰は避けるとともに、処分時には事実確認と説明、意見聴取が必要である。

1 基本的な考え方

- (1) 懲戒のうち、退学、停学、訓告の処分は校長が行います。この退学、停学、訓告を「処分としての懲戒」と呼び、校長、教職員が行うことができる叱責などの「事実行為としての懲戒」と区別しています。また、いかなる場合も体罰を加えることはできません。
- (2) 退学は、公立の小学校、中学校（併設型中学校を除く）、義務教育学校、特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒に対しては行うことはできません。また、停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては行うことはできません。
- (3) 懲戒のうち停学及び退学は、個々の生徒の状況に応じたきめ細かい指導（段階を踏んだ反省指導）を尽くした上で、なお懲戒による停学・退学以外に対応の方法がないと判断した場合にのみ実施できます。
- (4) 懲戒による停学は、学校教育法第11条、学校教育法施行規則第26条、広島県立高等学校学則第29条の懲戒の要件を満たしていることが必要であるが、「改善の見込みがない」ことが大前提になります。
- (5) 児童生徒に対する懲戒は、教育上の必要に基づいてなされるものであり、真に教育的な配慮を持って慎重に適確になされなければなりません。懲戒のあり方として次のことに配慮する必要があります。
 - ア 形式的・機械的な処置であってはならないこと
 - イ 感情的・報復的な処罰であってはならないこと
 - ウ 不公平・不当な処罰であってはならないこと
 - エ 安易・無責任な処罰であってはならないこと
- (6) 懲戒処分を行うときは、児童生徒から丁寧に事実を聞くとともに、処分内容を本人及び保護者に知らせます。そして、その処分に対して、児童生徒から意見を聞くことが必要です。

- (7) 児童生徒を指導から切り離すことは根本的な解決にはならないという基本認識にたって、一人一人の児童生徒の状況に応じたきめ細かい指導の徹底を図ることが必要です。

2 留意点

- (1) 当該生徒や関係生徒から事情を聞き、事実を明確にするとともに、これまでの指導経過を踏まえ指導方針を校務運営会議等で検討し、校長が判断します。また、生徒が逮捕された場合は、警察等関係機関と連携し、情報交換します。
- (2) 指導方針を検討する際、長期にわたり家庭に待機をさせたり、処分が決定するまでの時間がかかりすぎたりすることは望ましくありません。
- (3) 懲戒処分について保護者及び本人に十分説明するとともに、反論や弁明の機会を与えます。反論や弁明があった場合は、その内容について校務運営会議等で十分検討します。
- (4) 懲戒処分の執行は、保護者及び本人に対し、校長が文書で行います。
- (5) 保護者と連携して効果的な指導を工夫し、問題行動の再発防止を図るなど、当該生徒のアフターケアを行います。

【懲戒処分の流れ】

懲戒処分の流れ	指導及び留意点
問題行動発生 当該生徒、関係生徒から 事情を聞く（事実確認）	- 過去の指導経過はどうであったか。（繰り返し指導しているか。家庭訪問などをとおして、保護者と話し合ったか。時系列で記録をとっているか。） - 生徒が逮捕された場合は、警察、家庭裁判所、鑑別所、保護司などと連携し、審判や措置について情報交換する。
校務運営会議等で検討 校長が指導方針を決定	- 学校として十分な指導を行ったか。 - 教職員が十分に討議し、校長が判断する。（長期にわたって家庭待機させたり、処分が決定するまでの時間がかかりすぎたりするのは望ましくない。） - 生徒指導規程に特別な指導を明記しているか。（他の事例との整合性） - 懲戒処分となる主な理由 「懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。ただし、退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみこれを行うことができる。 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者 三 正当な理由がないのに出席常でない者 四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者」
当該生徒とその保護者 に対し説明・指導	生徒、保護者に十分な説明を行ったか。（複数で対応し、正確に記録をとる。）
生徒・保護者に弁明の 機会を用意する	- 生徒、保護者に反論や弁明の機会を十分に用意したか。 - 生徒、保護者の反論や弁明の内容を校務運営会議で十分検討したか。
校長が最終決定（確認）	
懲戒処分の執行	保護者及び本人に対し、校長が文書で処分を執行する。（直接執行することが望ましいが、面会等を断られた場合は、内容証明でもよい。）
アフターケア	- 計画に従って指導する。 - 保護者と連携して効果的な指導を工夫する。 - 就職、進学の相談にのる。 - 再入学制度を説明する。

＊懲戒処分を進めるに当たっては、教育委員会と十分に連携すること。

＊生徒指導資料No. 25「学校における問題行動への対応について」

（平成 16 年 10 月広島県教育委員会）参照

(例)

懲 戒 処 分 書

広島県立
課程
(氏名)

高等学校
科 第 学年

上記の者、広島県立高等学校学則第 29 条第 2 項により〇〇とする。

令和 年 月 日
広島県立 学校長 印

期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日 (〇〇日間)

※懲戒のうち停学を行う時は、期間を示すこと。

※特別支援学校もこの書式に準ずる。

(例)

令和 年 月 日
第 号

広島県教育委員会 様

広島県立 学校長 印

懲 戒 処 分 報 告 書

生 徒	課程 科 第 学年 (氏名)
懲戒の内容	
処分年月日	令和 年 月 日
処分理由	
保護者対応	
処分に至る 指導の経過	
その他 参考事項	

参考事項として必要な書類（例）

① 学籍の記録 氏名、住所、保護者名、出身中学校、成績など

② 出欠の記録 出席すべき日数、欠席日数、遅刻日数、早退日数等

	出席すべき日数	特別欠席	欠席日数	遅刻日数	早退日数
1 学年					
2 学年					

③ 月別、日別の記録 欠席、遅刻、早退、行動及び指導の記録など

月	SHR	1 限	2 限	3 限	4 限	5 限	6 限	SHR	行動及び記録
1(月)		×			×	/	/	/	
2(火)	/	/	/	/	/	/	/	/	
3(水)				×					喫煙で指導

(注) /は欠課、×は遅刻

④ 問題行動の記録及び指導など

(生徒の指導、保護者対応を時系列にまとめる。)

【記入例】

概要（発生年月日）	学校が把握した日	指 導 状 況					
校内で喫煙 (R〇. 5. 8)	R〇. 5. 8	5 / 8	5 / 9 ~	5 / 12・13	5 / 14	~	5 / 24
		(火)	(水)	(土)(日)	(月)		(木)
		事実確認	別室指導	家庭反省	授業反省		特別指導 解除

日付	対 応	指 導 内 容
5 / 8 (火)	事実確認（生徒指導主事）	・生徒指導室で当該生徒から事実確認を行い、問題行動の事実とともに、行った行為の問題点について振り返らせた。
5 / 9 (水)	特別な指導の説明 (校長、生徒指導主事、担任)	・校長が保護者、本人に対して説諭するとともに、生徒指導主事が問題行動の事実、特別な指導のねらい、方法等について説明した。
5 / 14 (月)	学校反省指導 (生徒指導部、教科担任、担任等)	・学習時間割を設定し、学習課題に取り組ませた。 ・反省状況を振り返らせ、反省文を書かせた。 ・生徒指導部が面接を行い、今後の目標について考えさせた。

3 Q & A

【Q58】

公立小・中・義務教育学校の児童生徒に、懲戒処分を行うことはできますか。

【A58】

訓告のみができます。なお、退学は国・私立学校及び併設型中学校に限って認められており、停学は国・公・私立学校を問わず認められていません。なお、国・私立学校及び併設型中学校を退学した児童生徒は、当該児童生徒の就学区域内の市町立小・中学校に転入学します。

【Q59】

懲戒処分を行うに当たって、「指導を尽くした上で、なお懲戒処分以外に対応の方法がない」の「指導を尽くす」とはどのようなことですか。

【A59】

「指導を尽くす」には、2つのポイントがあります。

1点目は、手順や手続きを踏むことです。事実を明確にさせるとともに、対応の方針を十分検討し、これから行おうとする指導・措置・処分について丁寧に説明することや、弁明の機会を与え、弁明について検討を行うことなどが大切です。

2点目は、特別な指導の内容の充実です。従来から行われている反省文や教科・科目の基礎基本の充実、奉仕活動などの方法に加えて、生徒が内面を省みることのできる内容へと工夫改善していく必要があります。

【Q60】

懲戒退学を行う場合の前提となる「改善の見込みがない」とは、どのような状況ですか。

【A60】

懲戒を行うに当たっては、Q2の「指導を尽くすこと」に加えて、懲戒としても手順を踏む必要があります。生徒の問題行動の状況や学校の指導の経過に応じて、懲戒退学を行うまでに段階を踏んだ特別な指導や、懲戒による停学等を行っておくことも大切です。

【Q61】

警察に逮捕されたことをもって、懲戒停学や懲戒退学を行うことはできますか。

【A61】

逮捕された事実をもって懲戒が直接的に行われるものではなく、当該生徒のこれまでの問題行動や指導経過等の状況が大切です。

【Q62】

喫煙同席での懲戒停学や懲戒退学を行うことはできますか。

【A62】

喫煙同席を理由として行う特別な指導は、教育的な指導にあたると捉えることができます。一方、喫煙同席は、社会では罰則を受ける行為ではないため、喫煙同席での懲戒停学や懲戒退学を行うことについては、相当の慎重さが必要です。また、一般的に、喫煙同席は懲戒退学の要件である「改善の見込みがない」に該当するとは必ずしも言えないため、懲戒退学ではなく、特別な指導に該当する問題行動といえます。

4 法令等

ア 学校教育法

第 11 条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

イ 学校教育法施行規則

第 26 条

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に應ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）がこれを行う。

3 前項の退学は、市町村立の小学校、中学校（学校教育法第 71 条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）、若しくは義務教育学校又は公立の特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号の一に該当する児童等に対して行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

4 第 2 項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

第 94 条

生徒が、休学又は退学をしようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

ウ 広島県立高等学校学則

（懲戒）

第 29 条

校長及び教員は、教育上必要があると認めたときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が、これを行う。ただし、退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみこれを行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がないのに出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

V 高等学校における中途退学

【ポイント】

- ・中途退学には、積極的な進路変更など前向きな理由によるものもあるが、生活や学業、進路に関する複合的な課題が原因として中途退学するケースもある。
- ・中途退学を余儀なくされる状態を未然に防ぐためには、生徒指導、キャリア教育、進路指導が連携し、社会的自立・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けるように働きかけていくことが大切である。
- ・中途退学は、生徒や保護者が自発的な意思に基づいて行われるものであり、提出した「退学願」を受け、校長の許可によって実施するため、教職員は生徒や保護者に対して退学を勧めるような対応を避けなければならない。

1 基本的な考え方

- (1) 中途退学は、単に生徒指導上の諸課題によるものだけでなく、学校そのものや高校生活などに対する熱意や興味がもてないことによるなど、各高等学校における教育の在り方と密接にかかわる重要な課題となっています。中途退学の未然防止に当たっては、一人一人の生徒が意欲的に充実感を持って学ぶことのできる魅力ある高等学校づくりを進めることが大切です。
- (2) 中途退学には、本人又は家庭の都合により願い出て退学する場合と、懲戒処分として退学する場合などがあります。本人等の都合により願い出る退学の場合も、生徒が退学する場合は、校長の許可が必要です。
- (3) 生徒が全ての教育活動を通して、達成感や成就感を味わうことができるよう取組を進め、学校への適応を図っていくことが大切です。

2 留意点

- (1) 中途退学の未然防止に向けて、各高等学校における教育の多様化及び柔軟化などを進めるため、次のような取組を行います。
 - ア 多様な教科・科目を設置するなど、生徒の能力・適性、進路に応じた選択幅の広い教育課程を編成すること
 - イ 卒業までの修得単位数について、生徒に過度の学習負担を課して逆に学習意欲を減退させることにならないよう配慮すること
 - ウ 年度ごとに、教務規定が生徒の実態に即しているか検討するとともに、修業年限内に学校が定める卒業単位数を習得できるよう指導支援すること
 - エ 生徒が自分の学校に対して帰属感をいだき誇りをもてるような特色ある、魅力あふれる学校づくりを進めること

- (2) 生徒の個に応じた指導を行い、高等学校における生徒指導の充実を図るため、次のような取組を徹底します。

ア 高等学校での生活に目的を見出せないなど悩みや不安を抱えている生徒には、入学時や学年・学期始めに適切な面談等を行うとともに、本人の悩みや不安の相談にいつでも応ずることのできる教育相談体制を整備・充実すること

イ 生徒指導規程に違反した生徒については、その措置が単なる指導にとどまることなく、真に教育的効果をもつものとなるよう配慮すること

ウ あらゆる教育活動を通して、ルールを守ることの大切さや他者への思いやりを育成し、安全で安心な学校づくりを行っていくこと

エ 生徒指導上の諸課題を生起させた生徒に対して、安易に学校から切り離すことのないよう、指導方針に基づいた一貫性のある毅然とした粘り強い指導を行うこと

オ 望ましい集団活動を通して、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育てること

3 中途退学の要因

- (1) 中途退学の多くは学校生活への不適応が主たる要因とされるもので占められています。学校生活になじめず、長期欠席や不登校を経験した生徒が高校段階における中途退学につながるケースが多く、特に高校入学後の不登校生徒への支援については、中途退学の未然防止の意味でも重要な対策です。

- (2) 中途退学の事由は、「学校生活・学業不適応」「進路変更」「学業不振」などがあり、生活の課題、進路の課題、学業の課題が複合的に存在しています。

その一方で、貧困家庭の課題や、核家族の増加、ヤングケアラー、インターネットやSNSによるフェイク情報の横行など、課題を増幅させる環境の変化も存在します。

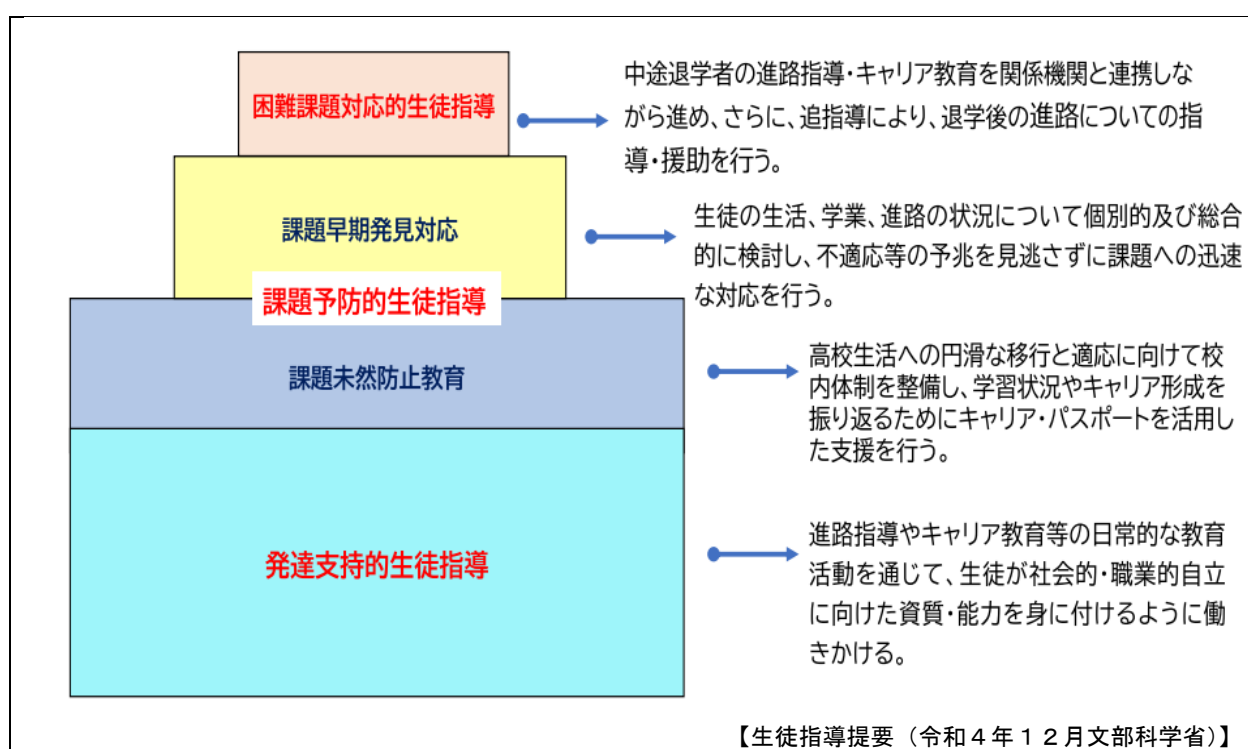
4 中途退学への対策

- (1) キャリア教育や進路指導等の日常的な教育活動を通じて、生徒が社会的・職業的自立に向けた資質・能力を身に付けるように働きかける発達支持的生徒指導を充実させることが、最も重要な中途退学対策であると言えます。

- (2) 中途退学の中には、前向きな進路変更という側面を持つものもあります。本人が中途退学を希望する場合の対応に当たっては、十分に状況を把握した上で本人の意思を尊重した支援を行うことが原則です。

一方で、中途退学により当初の進路計画の変更を余儀なくされ、人生設計上の様々な機会を失うことも少なくないことに留意する必要があります。

- (3) 中途退学をした場合、学歴は中学校卒業資格となり、高校卒業の資格を前提としている多くの職業や、大学や専門学校（専修学校専門課程）などの進路への選択肢が絶たれます。中途退学の未然防止と早期発見とその対応、中途退学後のフォロー（追指導）はそれぞれが重要な支援です。
- (4) 広い意味での中途退学対策と言える発達支持的生徒指導、中途退学の未然防止、中途退学に至る前の早期発見・対応及び中途退学者の指導・援助に関する重層的支援構造は、以下の図のようになります。



5 中途退学の未然防止と組織体制

- (1) 高校においては、教務、生徒指導、進路指導及び教科指導などの分掌、さらには学校内外の他組織との連携を図り、チーム学校として、発達支持的生徒指導はもちろん、未然防止や早期発見と対応、また、中途退学の可能性が高い生徒への支援、中途退学後の追指導の重要性も認識して組織的に取り組むことが求められます。
- (2) 入学後の高校生活への適応が中途退学の未然防止につながります。中学校・高校の情報交換会で共有される情報や「キャリア・パスポート」の有効活用を通し、新入生一人一人への理解を進め、個々の生徒の成長を見守ります。

- (3) 他者とのコミュニケーションが苦手であったり、自己表現が得意ではなかったりする生徒も少なくありません。一様に人間関係を形成する能力を求めるのではなく、苦手な生徒に対しては、ゆっくり成長を見守り、よいところを認めて、人間関係の形成を進めていくといった工夫を行うことが大切です。
- (4) 学びにおける不適応が顕著に起こる時期としては、高校1年生の1学期が挙げられます。中学校時代と異なり、少しの怠学で大幅な遅れをとる可能性もあり、そのことが学習意欲の低下につながる場合があります。生徒について情報交換を綿密に行うとともに、学級・ホームルーム担任と教科担任の連携の下で支援を行い、学習に前向きな姿勢に転じるようにする必要があります。
- (5) 学習状況が満足できるものでなかったり、欠課時数が多かったりする場合は、丁寧なアプローチを行い対話的に関わり、必要に応じ補習や再試験を行うことも教育的配慮として必要です。

6 中途退学に至る予兆の早期発見・対応

- (1) 成長の過程で、学校生活への適応における個人差も顕著になります。生徒の個人差を十分に考慮し、不適応傾向が確認された場合は、時期を空けず、また、教職員の個人的判断に委ねず、組織的に対応することが重要です。さらに、理由なく欠席や遅刻が増え、学校における諸活動への参加に消極的になり、話し合いでの発言が減少するなどの兆候を見逃さないことも大切です。
- (2) 生活の課題については、他にも健康課題や性に関する課題といった個人的背景や、DV (Domestic Violence) やネグレクト、貧困やヤングケアラーといった家庭的背景が複合的に関連し、学校の生活や行動に影響が生じることもあるため、個々の生徒の状況に応じて、チーム学校として組織的に対応していくことが求められます。
- (3) 学習の遅れがちな生徒に対しては、一人一人に即した適切な指導をするため、学習内容の習熟の程度を的確に把握すること、学習の遅れがちな原因がどこにあるのか、その傾向はどの教科・科目において著しいのかなど実態を十分に把握した上で、各教科等の選択やその内容の取扱いなどに必要な配慮を加え、個々の生徒の実態に即した指導内容とするなど、指導方法を工夫することが大切です。
- (4) 進路の課題は、その基盤となるキャリア形成の課題でもあります。学校、家庭、さらには社会での生活において、自らの役割を果たすことがキャリア形成の促進につながります。

7 利用可能な関係機関

中途退学に直面した生徒が利用可能な主な制度や施設は以下のとおりです。

(1) 教育支援センター

- ・不登校児童生徒の社会的自立に向けた指導・援助を行う公的な施設
- ・広島県教育支援センター(SCHOOL “S”)

(2) 高等学校就職支援教員(ジョブ・サポート・ティーチャー)

- ・進路指導主事などと連携して、就職希望生徒に対する就職相談、求人企業の開拓などを行う人材。

(3) 地域若者サポートステーション

- ・働くことに悩みを抱える15歳から49歳までを対象に、キャリアコンサルタントなどによる相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う施設。
- ・広島地域若者サポートステーション
- ・ひろしま北部若者サポートステーション
- ・ふくやま地域若者サポートステーション

(4) ジョブカフェ

- ・若年者のためのワンストップセンター、地域の特色を生かした就職セミナーや職場体験、カウンセリング・職業相談、職業紹介など様々なサービスを行っている。
- ・ひろしま若者しごと館

(5) 求職者支援制度

- ・雇用保険を受けられない人などが、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら無料の職業訓練を受講できる制度。訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、ハローワークが求職活動をサポートする。

(6) ひきこもり地域支援センター

- ・社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師などの資格を有するひきこもり支援コーディネーターが、ひきこもりの状態にある生徒やその家族への相談支援を行い、適切な支援に結び付ける。
- ・広島県内3か所(西部センター、中部・北部センター、東部センター)

8 自主退学に係る不適切な事例

- ・自主退学は、本来、生徒及び保護者が自主的な意思表示に基づいて提出した「退学願」を受けて、校長が許可するものです。したがって、教職員が生徒や保護者に対して「退学願」を提出するしか選択肢がないと受けとめられるような対応は適切ではありません。
- ・自主退学勧告や懲戒による退学は、それまでに行った指導や生徒の課題となる行動の程度について慎重かつ厳正に検討して行う必要があります。

事例 1

生徒Aは、駐輪場に置いていた自分の自転車が倒されてライトが割れたことに立腹し、自転車を倒した生徒Bに対して暴力をふるった。生徒指導部は、生徒Bが「自転車を倒した自分にも責任がある。」と言ったため、これ以上指導する必要はないと考え、生徒Aに対して説諭するのみで、暴力行為に至った問題点等について振り返らせるため ① 特別な指導を行わなかった。

しかし、生徒Aは翌月、対教師暴力を行った。校長は、生徒Aと保護者に暴力行為が繰り返されたことに対して、② 特別な指導を行うことを説明した。

保護者は、前回の暴力行為に対する指導を生徒Aから聞いており、今回の指導が前回の指導と違うことを理由に学校の指導に従わない旨を校長に伝えた。これを受け、校長は、③ 「学校としての指導方針が理解できないのであれば、これ以上指導できない。」として、退学願の提出を強要した。

不適切な対応部分と改善に向けた考え方

- ①、② 暴力行為等の課題となる行動に対する指導方針や指導の進め方を明確に定め、事前に生徒、保護者に周知していないため、指導の進め方に不統一が生じていること

- a 特別な指導については、どのような場合に、どのような手順と方法で、どの程度の期間で行うか、明確な基準を設け、事前に生徒及び保護者に説明しておく。
- b また、課題となる行動を起こした生徒については、事前に定めている基準に当てはめて、指導方針や進め方を具体的に説明すること。

【生徒指導資料No. 25：第2 4（1）、生徒指導資料No. 32：2】

- ③ 自主退学は、本来自主的な意思表示に基づくものであるが、生徒・保護者に対して「退学願」を提出するしか選択肢がないと思わせており、自主退学の強制と受け止められる可能性が極めて高いこと

- a 自主退学勧告や懲戒による退学は、それまでに行った指導や生徒の課題となる行動の程度について慎重かつ厳正に検討して行う必要がある。
- b 自主退学は、当該生徒及び保護者が提出した「退学願」を受けて、校長が許可するものである。
- c 個々の生徒の状況に応じたきめ細かい指導（段階を踏んだ特別な指導）を尽くすことが大切である。改善の見込みがあるにもかかわらず、「これ以上指導できない。」などとして、安易に指導を放棄し、退学願の提出を強要するなど、自主退学を強制されたと受け止められるような対応をしてはならない。

【生徒指導資料No. 25：第3 1】

事例 2

複数学年にまたがる 9 名の生徒が関与する金銭強要事件が発生した。事件に関与した生徒はいずれも指導無視を繰り返すなど、生活態度がよくなかった。生徒 C は対教師暴力を行ったこともあった。校長は、この事件に関与したすべての生徒と保護者に対して、④ 一律に ⑤ 「これ以上面倒を見られない。」 など、退学願の提出を強要した。 また、生徒と保護者に対して、話し合いの結果の ⑥ 回答期限を示すことなく ⑦ 家庭待機させた。

その後、生徒指導主事は、保護者から ⑧ 約 1 週間連絡がなかったにもかかわらず、家庭と連絡を取らなかった。 そのため、保護者は「学校が子どもを辞めさせようとしている。」と考え、校長及び県教育委員会へ苦情を申し立てた。

不適切な対応部分と改善に向けた考え方

④ 課題となる行動を起こした各生徒のこれまでの指導経過を踏まえ、指導方針を個別に慎重に検討していないこと

- a 生徒個々について、これまでの指導経過を明らかにし検討する。検討する内容（非違行為の内容、関与の程度、結果の重大性、反省態度、これまでの指導経過、改善の可能性）
- b あらかじめ定められた明確な基準に基づいて検討し、生徒・保護者に指導方針や進め方を具体的に説明すること。

【生徒指導資料 No. 25 : 第 2 5】

⑤ ○ 事例 1 ③ と同様。

⑥ 回答期限を示していないこと

○ ④ b と同様。

⑦ 保護者の理解を得た家庭反省でも懲戒処分として行う停学でもなく、指導を行わずに自宅に居させるだけの「家庭待機」と呼ばれる措置を命じていること

- a 指導を行わず自宅に留めさせるだけの「家庭待機」と呼ばれる措置は適切ではなく、命ずることはできない。【生徒指導資料 No. 25 : 第 2 1】
- b 家庭反省指導は、保護者の理解を得た上で実施するものであり、保護者の理解が得られない場合は、学校反省指導を実施する必要があること。保護者の理解が得られて実施する場合でも、1 日から 2 日が妥当であること。

【生徒指導資料 No. 25 : 第 2 3、6】

⑧ 回答がないことを放置したため、期間が延びていること。指導期間を延ばすことによって退学しか選択肢がないかのような誤解を与えること

- a 学校から保護者に回答を求めているため、学校が指導を放棄した形になっている。
- b 学校が回答期限を示し、期限を過ぎてもなお、保護者から回答がない場合も、学校から問い合わせるなど、積極的な対応が必要である。

事例 3

生徒Dは、校外の少年らとともにバイクを窃盗し逮捕された。学校は、生徒Dに対して、特別な指導を行うこととした。しかし、生徒Dは、特別な指導において、学習課題に取り組もうとしなかったり、遅刻や反省文を書き忘れたりした。この状況について、生徒指導部から報告を受けた校長は、より厳しく指導するため、⑨ 無期限の別室反省指導を行うこととした。

しかし、特別な指導中の生徒Dの態度に反省が見られないことから、実技を伴う教科担任が、⑩ 個人の判断で実技の代替措置を行わず、年度途中にもかかわらず、「単位の修得を認定できない。」とした。このことを担任が保護者に対して ⑪ 「単位の修得を認定できない科目がある。もう進級が難しい。」と説明をしたため、保護者は「学校が子どもを辞めさせようとしている」と苦情を申し立てた。

不適切な対応部分と改善に向けた考え方

⑨ 無期限の指導により、生徒が指導に対する展望が持てない状態にしていること

- a 別室反省指導の期限を明確にし、反省課題や達成目標を具体的に示し、理解させておくことが必要である。
- b 生徒が、反省課題や達成目標を理解していないと、自身の反省動機が希薄になる場合がある。そのため、課題となる行動を振り返らせ、考え方や行動、自分の周りの人達との関係をどう変えなければならないのかなど、整理すべき項目を与え、自ら考えさせることが必要である。
また、教科の学習課題を与え、学力の充実に努めることも大切である。
- c 特別な指導の期限内に、反省が深まらない生徒については、何が阻害要因となっているのか、保護者と連携し、指導計画を検討し直すなど粘り強い指導が必要である。

⑩、⑪ 年度途中であるにもかかわらず、単位の修得が認定できないことなどについて決めつけていること

- a 欠課時数や課題の提出状況などの客観的な事実や現在の状況が継続した場合どうなるのかを丁寧に説明するとともに、今後どうしなければならないのかなど望ましい行動を具体的に示すことが必要である。
- b あくまでも、年度末まで指導することが大切であり、年度途中で単位修得を認定できないことについて、断言することは適切ではない。

【学校教育法施行規則 第57条、第79条、第104条】

【学校教育法施行規則 第59条、第79条、第104条】

【高等学校学習指導要領解説総則編 第7節 単位の修得及び卒業の認定】

事例 4

生徒Eは、指導無視・暴言等の課題となる行動を繰り返し、その都度、別室反省指導や授業参加の反省指導を繰り返したが、反省が深まらなかった。そのため、夏季休業中も指導を継続することとなったが、生徒Eは、生徒指導部や担任の再三の連絡にもかかわらず登校しなかった。

生徒指導部員は、⑫ 校長が指示をしていないにもかかわらず、生徒E及び保護者に、⑬ 「進路変更を考えてもらわざるを得ない。」という説明をした。この説明に対して、保護者は退学しなければならないということは、「決定ですか。」と問い直したが、生徒指導部員は、⑭ 保護者の誤解を修正する説明を行うことなく「決定です。」と回答した。

その後、⑮ 担任が郵送した「退学願」が返送されてきたが、理由欄には「自主退学を強制された。」と記入されていた。保護者は、これらの学校の対応に対して不信感を抱き、県教育委員会に相談の電話をかけた。

不適切な対応部分と改善に向けた考え方

- ⑫ 生徒指導に係る指導方針を決定するための体制ができていないこと。特に、生徒の在籍に係るような対応方針について、校長に報告し、相談していないこと

○ 事例2 ④ と同様。

- ⑬ 自主退学は、本来自主的な意思表示に基づくものであるが、生徒・保護者に対して「退学願」を提出するしか選択肢がないと思わせていること。このことは、自主退学の強制と受け止められる可能性が極めて高いこと

○ 事例1 ③ と同様。

- ⑭ 保護者の誤った理解を認識しながら、修正していないだけでなく、さらに誤解を増幅させていること

- a 学校が特別な指導を行うことは、懲罰ではなく、あくまでも生徒の進級や卒業に繋がる指導であることを丁寧に説明し、特別な指導に対する展望を持たせる必要がある。
- b 生徒や保護者が誤解しているのであれば、繰り返し説明するなど、丁寧な指導が必要である。
- c 法規法令に則った正しい説明が必要である。

【生徒指導資料No. 25 : 第2 3】

- ⑮ 学校から一方的に、保護者の依頼を受けることなく郵送したこと

- a 生徒の在籍など個人情報の記載された文書を普通郵便でやりとりすることは、文書の紛失などのトラブルも考えられるため、確実な取り扱いをする必要がある。
- b 学校としての指導方針を保護者に丁寧に伝え、保護者の意向を汲み取ったうえで、家庭を訪問したり、保護者に来校を求めたりするなど直接対応する必要がある。

VI アルバイト就労

【ポイント】

・アルバイト就労は目的を明確にして許可することが重要で、健全な成長と労働基準法に基づいた適正な労働条件に留意する必要がある。許可に際しては、健康、学校生活、家庭の経済状況を考慮し、ふさわしい業務を選ぶよう指導し、保護者と連携して継続的に指導することが大切である。

1 基本的な考え方

- (1) 児童生徒のアルバイト就労は、勤労の尊さや、現実社会の職業生活の一端を実地に体験することにより、自己の将来の進路を主体的・合理的に考える機会となり、進路指導の観点から見て意義あるものと考えられます。
- (2) しかし、豊かな社会において、日々のさまざまな消費欲求を満たすために、学習をおろそかにし、安易にアルバイト就労をするならば、進路指導上の意義は危ぶまれ、生徒指導上の課題が多く見られます。
- (3) このようなことから、アルバイト就労を認める場合には、個々の状況を踏まえて目的をはっきりもたせて許可することが大切です。
- (4) 児童生徒の年代は、心身ともに成長期にあることから、そのアルバイト就労については労働基準法上特別な保護規定が設けられています。
- (5) アルバイト就労については、児童生徒の健康、学校生活への影響等に十分留意しながら、労働基準法に基づき適正な労働条件のもとで就労させる必要があります。

2 留意点

- (1) 児童生徒が、アルバイト就労しようとする場合には、児童生徒やその保護者に対し許可願を提出させ、アルバイト就労のもつ意義や課題について考えさせ、きちんとした意識を持って就労するよう指導するとともに、正しく労働基準法を認識させ、適正な労働条件のもとで就労するよう指導することが大切です。
- (2) アルバイト就労の許可は、児童生徒の健康、学校生活への影響、家庭の経済状況等に十分留意して判断します。また、どのような業務を選ぶかについても助言し、児童生徒としてふさわしくない業務に就労しないよう指導することが大切です。

- (3) 就業禁止業務（労働基準法第62条など）や深夜業に就労させることはできません（満18歳未満の年少者 労働基準法第61条）。また、満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの児童生徒の就労については、労働基準監督署の許可が必要です（最低年齢 労働基準法第56条）。
- (4) 就労中は、保護者と十分連携して指導を継続し、特に、収入として得られた金銭の有意義な使途について指導することが大切です。

**平成 24 年 10 月 26 日付け文部科学省初等中等教育局長依頼
「学齢児童生徒の就労に係る労働基準関係法令の周知について」**

労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「法」という。）では、満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了するまでの者の就労が原則として禁止されています。また、例外として就労が認められる場合についても、法において、非工業的事業に係る職業で、当該者の健康及び福祉に有害でなく、かつ、その労働が軽易なものについて、使用者が労働基準監督署長の許可を受けた場合に限って、修学時間外に働かせることができることが規定されています。

（中略）

学齢児童生徒が就労する場合には、当該児童生徒及びその保護者が法を正しく理解し、法を踏まえた対応がなされることが必要です。仮に法の規定に抵触するおそれのある事案を学校が把握した場合には、都道府県労働局や労働基準監督署と連携しながら、適正な対応がなされるよう児童生徒及び保護者に対して促すなど、適時適切に法の内容等について児童生徒及び保護者に対して周知することが望まれます。

3 関係法令

学校教育法

第 20 条 学齢児童又は学齢生徒を使用する者は、その使用によって当該学齢児童又は学齢生徒が、義務教育を受けることを妨げてはならない。

労働基準法

第 56 条 使用者は、児童が満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了するまで、これを使用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、別表第 1 第 1 号から第 5 号までに掲げる事業以外の事業に係る職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、かつ、その労働が軽易なものについては、行政官庁の許可を受けて、満 13 才以上の児童をその者の修学時間外に使用することができる。映画の製作又は演劇の事業については、満 13 才に満たない児童についても同様とする。

第 57 条 使用者は、満 18 才に満たない者について、その年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければならない。

2 使用者は、前条第 2 項の規定によって使用する児童については、修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書を事業場に備え付けなければならない。

第 61 条 使用者は、満 18 才に満たない者を午後 10 時から午前 5 時までの間において使用してはならない。（後略）

第 62 条 使用者は、満 18 才に満たない者に、運転中の機械若しくは動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をさせ、運転中の機械若しくは動力伝導装置にベルト若しくはロープの取付け若しくは取りはずしをさせ、動力によるクレーンの運転をさせ、その他厚生労働省令で定める危険な業務に就かせ、又は厚生労働省令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。

2 使用者は、満 18 才に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有害ガス若しくは有害放射線を発散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。

第 63 条 使用者は、満 18 才に満たない者を坑内で労働させてはならない。

年少者労働基準規則

第1条 使用者は、労働基準法（以下「法」という。）第56条第二項の規定による許可を受けようとする場合においては、使用しようとする児童の年齢を証明する戸籍証明書、その者の修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書を様式第1号の使用許可申請書に添えて、これをその事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

第8条 法第62条第一項の厚生労働省令で定める危険な業務及び同条第二項の規定により満18歳に満たない者を就かせてはならない業務は、次の各号に掲げるものとする。

（以下は例示）

四十四 酒席に侍する業務

四十五 特殊の遊興的接客業における業務

第9条 所轄労働基準監督署長は、前条各号に掲げる業務のほか、次の各号に掲げる業務については、法第56条第二項の規定による許可をしてはならない。

（以下は例示）

三 旅館、料理店、飲食店又は娯楽場における業務

(参考様式：アルバイト就労許可願の例)

令和 年 月 日

〇〇〇〇学校長 様

生徒番号
氏 名

アルバイト就労許可願

次のとおり、アルバイト就労について許可を申請します。

勤務先	名称	
	職種	
	住所	
期 間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	
勤務条件	勤務日	
	勤務時間	
	1時間当たりの賃金	
	業務の内容	
アルバイト就労の目的		

同 意 書

生徒のアルバイト就労の許可を求めます。
また、アルバイト就労期間中は、労働基準法や、労働基準監督署の指示に従い、
学校生活に支障の出ないように就労させます。

事業所名
事業所所在住所
事業所代表者

㊞

生徒のアルバイト就労に同意しています。
また、アルバイト就労期間中は、学校生活に支障が出ないよう監督します。

保護者住所
保護者氏名

㊞

VII デートDV

【ポイント】

- ・DV（ドメスティック・バイオレンス）は親密な関係にある相手からの暴力を指し、未婚カップル間で起こるデートDVがあり、近年、10代の児童生徒間でもDV事案が増加している。
- ・児童生徒の発達には、知識や技能の習得に加え、自他の大切さを認める心や態度を育成し、望ましい人間関係の形成が重要である。

1 基本的な考え方

- (1) DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人など親密な関係にあるものから振るわれる暴力のことをいいます。デートDVとは、DVの一種で、特に未婚のカップルの間で起こる暴力をいいます。
- (2) 児童生徒の発達には、知識、技能の習得とともに、児童生徒相互の望ましい人間関係を育成し、あわせて同性や異性の友人との適切な人間関係を形成するなどの働きかけを行うことが重要です。
- (3) 児童生徒が学校や社会の中で生活していくためには、一人一人が学校や社会のルールを守って行動できるよう、状況に応じた望ましい行動を選択するなどの規範意識を育成することが必要です。

2 留意点

- (1) 学級（ホームルーム）活動などでの集団指導や個別指導により、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」という心や態度を育成します。
- (2) 親密な関係にある異性から受ける支配やコントロールは、愛情ではなく暴力であることが理解できるように指導します。
- (3) 児童生徒が発するSOSのサインを見逃さない体制づくりを推進するとともに、児童生徒が安心して相談できる教育相談体制を確立します。
- (4) 近年課題とされている「性的自画像の提供」については、犯罪被害だけでなく、インターネット上の拡散によって完全な消去が困難であることなどから、児童生徒を加害者にも被害者にもさせないため、生命の安全教育を充実させる必要があります。

3 Q & A

【Q63】

殴ったり、蹴ったりしなくてもDVになりますか。

【A63】

殴る、蹴るなどの身体的な暴力だけがDVではありません。携帯電話のチェックやアドレスの消去などプライバシーの侵害や、大声で怒鳴るなど怖がらせたりするような行動もDVに当たります。

【Q64】

DVにはどのような行為がありますか。

【A64】

次のような行為がDVに当たります。

- ① 殴る、蹴る、物を投げつけるなど（身体的暴力）
- ② 大声で怒鳴る、暴言をはく、無視するなど（精神的暴力）
- ③ お金を返さない、お金を貢がせるなど（経済的暴力）
- ④ 性行為を強要する、避妊に協力しないなど（性的暴力）
- ⑤ 行動を監視する、友人関係を制限する、携帯電話のメールなどを勝手にチェックするなど（社会的隔離）

【Q65】

デートDVへの指導は、どのようにすればよいですか。

【A65】

DVは犯罪であり、人として生きていくための権利を奪う人権侵害であることを理解させます。

思いやりや忍耐力とともに、豊かなコミュニケーション能力を育てるなど、互いに相手を尊重する精神や人間関係を築く力、規範意識を育むよう、様々な教育活動の中で指導します。

また、デートDVの被害を受けた場合、悩みを一人で抱え込むことなく、教職員やSC及びSSW、保護者や校内外の相談窓口などに相談することが大切であることを指導します。

さらに、学校は児童生徒が安心して相談できる教育相談体制を確立するとともに、警察・各市町の相談窓口等の関係機関と連携し、早期対応につなげるなど、きめ細かい支援が必要です。

第 5 章

生徒指導に関する危機管理

I 危機管理の基本的な考え方と体制の確立

【ポイント】

- ・ 児童生徒及び教職員の命を守り、安全を確保すること
- ・ 教職員と児童生徒や保護者との信頼関係を保つこと
- ・ 児童生徒や教職員の心理的動揺を防ぎ、学校を安定した状態にすること
- ・ 学校に対する社会的な信用や信頼を守り、回復（獲得）のチャンスとすること

学校が安全で安心な環境であることは、児童生徒の学力向上や社会性の発達、健やかな成長や体力の増進につながる前提条件になります。

学校で発生した事案だけでなく、児童生徒の個人的な事柄や地域社会における出来事からの影響を受け、緊急対応が必要になる場合もあります。

また、地域社会レベルの危機では、自然災害のように多くの児童生徒が類似した危機を同時に経験する場合があります、休日や夜間であっても安否確認や居住場所、通学路の安全の確認が必要になります。教職員個人の危機についても、児童生徒への影響が想定される場合には学校としての対応が求められます。このような学校における危機管理の目的には、次の4点があると考えられます。

- ① 児童生徒及び教職員の命を守り、安全を確保すること
- ② 教職員と児童生徒や保護者との信頼関係を保つこと
- ③ 児童生徒や教職員の心理的動揺を防ぎ、学校を安定した状態にすること
- ④ 学校に対する社会的な信用や信頼を守り、回復（獲得）のチャンスとすること

これらの目的を踏まえ、各学校の実態に即した「危機管理マニュアル」を作成し、防災訓練のようにシミュレーションしておくことが重要です。

1 初動の危機管理

(1) 学校における緊急対策本部の設置

ア 管理職の他、生徒指導主事や保健主事、学年主任、養護教諭、さらに関係する教職員を加えた緊急対策本部を編成し、随時会議を開催できる体制を整えます。

イ 緊急事態発生直後は、安全確保や連絡等の対応が優先されるため、すぐに開催することは難しい場合がありますが、緊急対策本部会議と職員会議を合わせて、1日3回程度は開催できるようにします。

ウ 学校全体の対応方針や報道対応、関係児童生徒の保護者対応等は、校長を中心とする対策本部で協議・決定します。なお、必要に応じて、教育委員会から関係課の職員を派遣し、情報共有を行いながら、現地での助言を行います。

(2) 関係児童生徒及びその保護者への対応

- ア 被害等に遭った児童生徒が存在する事案の場合、何よりも大切なことは、当該児童生徒及びその保護者の心情に寄り添った対応を行うことです。
- イ 当該児童生徒が救急搬送された場合には、担任や養護教諭等が搬送先に同行するとともに、状況に応じて管理職等も可能な限り速やかに搬送先に向かうことが望ましいです。

2 事後の危機管理

(1) 他の児童生徒及び保護者への対応

ア 事前の準備・体制構築

- (ア) 学校管理下（登下校を含む）で事件・事故・災害等が発生すると、憶測に基づく誤った情報や不安等の拡大が懸念されます。このような事態を防ぐためには、必要に応じて、児童生徒やその保護者に対する説明の機会を設けることも重要です。
- (イ) どのような場合に児童生徒や保護者への説明を行うかについては、あらかじめ検討し、目安とする判断基準を危機管理マニュアルに定めておくことが望まれます。また、説明等の中で公表する情報について、あらかじめ関係児童生徒の保護者に確認し、承諾を得ておくことも改めて記載し、確実に実施できるようにしておく必要があります。
- (ウ) 児童生徒・保護者への説明について、その方法や内容、留意点等を記載しておくことで円滑に対応できます。その際、児童生徒への説明に関しては、心のケアについても記載します。また、保護者への説明については、発生した事件・事故・災害等の概要だけでなく、学校の対応状況や今後の見通し、保護者への協力依頼なども併せて伝える必要があるため、それらを伝え忘れることがないよう、文書や説明会での情報提供内容について、あらかじめ基本的な事項を洗い出しておくことが有効です。

イ 児童生徒への説明

- (ア) 児童生徒に事案の説明を行う際には、憶測や流言で混乱しないよう、正確な情報に基づいた上で、内容の取捨選択や表現の工夫が必要です。
- (イ) 集会等を行う場合は、複数の教職員が児童生徒の表情や言動の様子が把握できるよう、児童生徒を適度な人数に分けて行うことも考えられます。気分や調子を崩す児童生徒が出ることも想定し、対応できるようにあらかじめ準備しておきます。

ウ 保護者への説明

(ア) 緊急保護者会等を開催する場合、事案の説明のみならず、児童生徒のストレス反応の見分け方や、家庭での観察や適度に関わることの重要性、学校における児童生徒の支援体制についての説明などを行います。

(イ) 状況に応じて、保護者へのカウンセリングを行える体制も構築します。

(2) 児童生徒の心のケア

ア 事前の準備・体制構築

(ア) 学校保健安全法第 29 条第 3 項では、学校は、事故・災害等で危害を受けた児童生徒や心理的外傷など心身の健康に影響を受けた児童生徒等その他関係者について、心身の健康を回復するために必要な支援を行うものとされています。このため、危機管理マニュアルでは、事後対応の一環として、心のケアに関する事項も明確にしておく必要があります。

(イ) 心のケアの必要性などを判断する上で重要な児童生徒の心身の健康状態を把握する方法・手順について、保護者との連携方法も含めて定めておきます。また、危機発生直後、強いストレスにさらされたことのある子供にトラウマ反応が現れたときの対応方法についても記載しておくこと、教職員がそれを目安に対応することができます。

(ウ) 具体的な心のケア体制についても、その体制の内容や立ち上げ手順などを定めておきます。学校で心のケアを実施するに当たっては、必要に応じて地域の医療機関、その他の関係機関との連携を図るよう努めることも求められています。心のケア体制については、必要に応じて専門家・専門機関等が加わることを可能としておくほか、地域の医療機関等との連携について別途定めておくことも有効です。

イ 児童生徒への対応

(ア) 児童生徒への直接的な対応を行う教職員は、SCによる教職員研修を受け、緊急事態発生時に児童生徒に起こりうるストレス反応や、児童生徒を観察する際の視点等について共有した上で、個別面談を行い、気になる児童生徒、配慮が必要と考えられる児童生徒等についてリストアップすることが望ましいです。また、文部科学省作成の「こころとからだのチェックリスト」などを使って児童生徒の心身の不調を把握し、必要な支援を行うことも必要です。事案と関係が遠い児童生徒が、思わぬ強い反応を示すこともあります。また、明らかにストレスがかかる状況にもかかわらず、あまりにもチェックリストの得点が低い場合には、無理をしていたり、抑圧したりしている可能性があることに注意します。

- (イ) S Cの助言や見立てを共有しながら、継続的な支援が必要な場合は、S Cによる継続した支援、あるいは医療等の外部機関と連携することを早期に検討します。

(3) 報道機関への対応

ア 事前の準備・体制構築

- (ア) 事件・事故・災害等の発生後には、報道機関から取材を求められることもあります。これに適切に対応することは、無用な混乱、誤解や不信を招かないためにも重要です。
- (イ) 報道機関への対応窓口は、原則として一本化することが必要です。教育委員会と協議することや、学校で対応する場合には、原則として校長が対応することについて、危機管理マニュアルに定めておきます。
- (ウ) 報道機関への対応には、様々な留意点があります。関係児童生徒やその保護者の心情に配慮しつつ、正確な事実情報を提供する上で留意すべき事項や、報道機関との信頼関係を構築する上での留意点、学校現場に混乱を引き起こさないために報道機関に要請すべき事項、取材対応で注意すべき点などは、事前に検討した上で危機管理マニュアルに記載しておきます。
- (エ) 報道機関を敵視しないことや、お互いにきちんと名乗り、名刺交換等を行うなどの基本的なマナーを守ることが重要です。直接対応する校長が、報道機関を非難したり、対決姿勢で臨んだりすると、学校全体に報道機関を敵視する意識が生まれ、その雰囲気は相手側にも伝わることで関係がこじれることがあります。そうならないためにも、まずはお互いに名乗り、名刺交換を行うなど、初対面時の基本的なマナーを守るようにします。

イ 個別取材対応の留意点等

- (ア) 報道機関への対応窓口は、原則として校長に一本化することが必要です。校長不在時には、教頭等から校長の在校時間を伝え、かけ直す（出直す）よう伝えます。
- (イ) 児童生徒や保護者、P T A役員対応など、説明可能な予定がある場合にも、同様の対応を行います。

ウ 回答内容に係る留意点

(ア) 報道機関からの問合せに対し、学校として誠実な回答をしなければならない一方で、学校から個人情報等を公表することはできません。そのため、児童生徒が関わる事案である場合は、関係児童生徒及びその保護者と事前に公表する内容を確認・調整しておく必要があります。特に、重大な事案であればあるほど、公表できる内容は少なく、報道機関から「隠蔽するのか。」等の追及を受けて対応方針が揺らいでしまうおそれも生じます。だからこそ、関係児童生徒及びその保護者と十分に連携を行った上で想定を作成し、「学校からお伝えできるのはここまでです。御理解ください。」「御家族（御遺族）からは〇〇と聞いています。」などの表現に留める裏付け（根拠）を持っておくことが必要です。

(イ) 背景調査を実施していない段階で「いじめやトラブル等はなかった。」「教員による不適切な対応等はなかった。」などと決め付けた説明はできません。「〇〇について、現時点では把握していない。」「〇〇の可能性も含め、今後調査を行う。」等の回答を行うことが望ましいです。

(4) 教職員の心のケア

校長は、事件・事故・災害等が発生した後、対応に当たる（当たった）教職員及び自身や家族が被災するなどした教職員について、過度のストレス状況を避けるなど、心の健康に配慮するため、例えば次の対応を検討します。

- ① 当該教職員に、現実的な配慮を行う。
- ② 報道対応の窓口を一本化する。
- ③ 不要不急の業務を判断し、教職員の業務分担を見直したり、応援を依頼したり、臨時の人員配置などを検討する。
- ④ 教職員の心の健康に関する研修会やチェックなどを実施する。
- ⑤ 休みを取ることが当該教職員の不利にならないように配慮する。
- ⑥ 1日の勤務時間が終了する前に、教職員間でその日の活動を振り返る時間をつくり、自由に安心して話せる環境下で、児童生徒に関する情報共有とともに、自身の体験やそれに伴う感情を語り合う機会を設ける。

(5) 調査

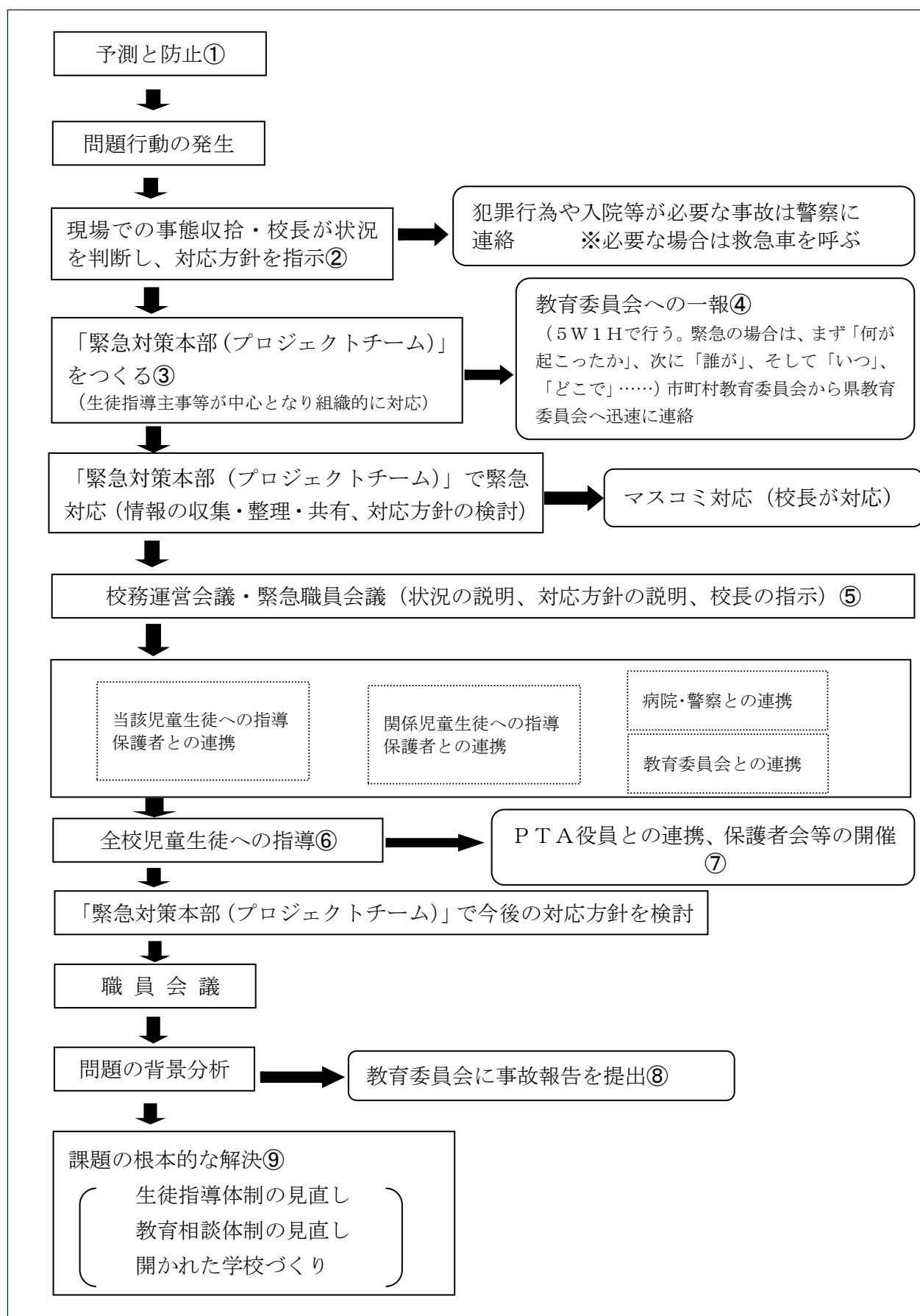
ア 事前の準備・体制構築

(ア) 文部科学省の定める「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月）及び「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月）では、自殺又は自殺が疑われる死亡事案や、学校管理下における事故を検証し、今後の対策に生かすため、原則として学校が実施する「基本調査」と、原則として学校設置者が実施する「詳細調査」の2段階からなる調査について示しています。

- (イ) 原則として学校が実施する「基本調査」は、事実関係を整理するため、調査対象となる事案の発生後速やかに着手して、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものです。危機管理マニュアルには、こうした対応を円滑に進めるため、あらかじめ必要な事項を定めておく必要があります。
- (ウ) 「基本調査」の調査対象範囲、調査体制のほか、調査として実施する教職員や児童生徒等からの聴き取り方法、記録の取り方などを具体的に定めておきます。また、聴き取り対象となる教職員・児童生徒等の心のケアや、記録等の取扱いなど、調査に際して留意すべき事項も明記します。加えて、「基本調査」を受けて学校設置者等が実施する「詳細調査」への対応についても記載しておくことで、教職員間の共通認識とすることができます。

【生徒指導上の諸課題に関する危機管理(例)】

(①～⑨については次頁参照)



【①～⑨についての説明】

① 予測と防止（リスクマネジメント）

全国や県内、同じ地区内や近隣の保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校等で起きている事案や過去に起きた事案の情報を収集し、自校に当てはめて分析します。その上で、自校でも起こりうると心配される事態などについて、学校の指導方針を整理し、保護者や地域へ説明し、依頼することがあればお願いしておきます。また、現在は危機的状況ではないが、近い将来に危機が訪れる可能性がある場合は、実態を正確に把握し適切な対応を行い、危機の回避を図ります。さらに、年度の初めには緊急の連絡先（教職員の連絡先一覧、保護者の連絡先一覧、病院、警察署、消防署、保健所など）を確認し、整理しておきます。

校内における具体的な情報収集方法としては、次のようなものが考えられます。

- | | |
|-----|--|
| (例) | <ul style="list-style-type: none">・ 個人面談、家庭訪問、アンケートによる児童生徒や保護者の状況把握・ 校内研修会や生徒指導主事研修会での協議・ 地域懇談会での話し合い・ 非行・薬物乱用防止教室による未然防止指導・ 校外指導での地区状況の把握 |
|-----|--|

② 現場での事態收拾

複数の教職員で現場に急行し、事態を收拾するとともに、校長に報告します。群集行動を抑制するとともに、当該児童生徒から迅速に事情を聴き、事実関係を正確に把握します（当該児童生徒が複数の場合は別々に事情を聴く）。重大な事件・事故は、速やかに警察等に連絡します。救急措置が必要である場合は、救急車を呼びます（救急車を呼んだときは、必ず警察にも連絡する）。

③ 緊急対策本部（プロジェクトチーム）編成

重大な生徒指導上の諸課題に対しては、「プロジェクトチーム」をつくり対応します。「プロジェクトチーム」をつくる目的は、校長を中心として、「迅速に」、「組織的に」、「見落としがないように」対応するためです。まず、児童生徒及び教職員の安全を、次に学校の秩序と信頼を守ることを最優先とします。

【緊急対策本部（プロジェクトチーム）について（例）】

《校長の役割》

- ・ 緊急対策本部（プロジェクトチーム）の設置について判断する。
- ・ 事態への明確な対応方針を決定し、校内の指揮に当たる。
- ・ 生徒指導主事、保健主事、養護教諭等を全体の体制の中に明確に位置づけるなど、教職員が一致協力できる体制を図る。
- ・ 緊急職員会議で指示・報告、教育委員会と連携、マスコミへの対応を行う。

《緊急対策本部（プロジェクトチーム）の機能》

- ・ 情報の収集・整理・分析・まとめ
- ・ 緊急対応策の検討（根本的な対応策の検討）
- ・ 教職員との連絡、調整

「緊急対策本部（プロジェクトチーム）」の構成

人間関係のある教職員を入れるなど、柔軟に実質的に構成

（校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、担任、副担任、教科担任、部活動担当者など）

《生徒指導主事の役割》

- ・ 校長の指示の下で教職員との連絡調整
- ・ 各機能に従事する教職員への助言
- ・ 校外との連絡の窓口
- ・ 事態を把握し校長への報告・相談

※必要に応じてＳＣを緊急対策本部（プロジェクトチーム）に位置付ける。

→	事実関係の把握と当該児童生徒への対応機能	・ 事実把握（迅速・正確・同時進行） ・ 保護者との連携 ・ 家庭訪問等による事実確認 ・ 学校方針の説明 ・ ケガ・盗難等における初期の見舞い、お詫び
→	教職員共通の意思形成機能	・ 校務運営会議の開催（各分掌の役割を指示） ・ 緊急職員会議の開催（事実の説明、方針の確認）
→	児童生徒への対応機能	・ 全校集会等の開催（児童生徒への説明） ・ 教育相談体制の見直し
→	保護者への対応機能	・ 保護者会等の開催（事実関係と方針の説明） ・ 文書による説明
→	関係機関等への対応機能	・ 校外からの連絡の窓口 ・ 学校方針の説明 ・ マスコミへの対応、記録・整理

④ 教育委員会に連絡

事件・事故は、迅速に教育委員会に第一報を入れます。

報告については5W1Hが基本ですが、5W2HYTTIにより報告をします。

H（ハウマッチ）……解決するのに必要な経費を概算する。経費の確保。

Y（イエスタデイ）……昨日まではどうであったか。

T（トゥデイ）……今日の状況はどうであるか。

T（トゥモロウ）……明日以降の中・長期的展望はどうであるか。

I（インフエランス）…児童生徒、保護者、県民に対する影響を考える。

⑤ 校務運営会議・緊急職員会議

緊急対策本部（プロジェクトチーム）で整理検討したことについて説明し、指示を徹底させます。また、全教職員に説明する必要がある重大な事案について、緊急に職員会議を開催します。

危機的な状況のときこそ、校長のリーダーシップが要求されるときです。校長が事件の状況を説明し、対応方針、教職員の役割分担、今後の日程等について明確に指示します。

⑥ 全校児童生徒への指導

混乱を起こさないこと、プライバシーを守ることを基本に行います。被害児童生徒及び保護者の了解を取っておくことが必要です。

⑦ 保護者との連携

オープンな対応が基本です。学校の方針に理解と協力を求めています。必要があれば、全保護者対象の説明会を行います。特に、日常的にPTA役員と連携し、信頼関係をつくっておくことが必要です。

⑧ 教育委員会への事故報告の提出

まとめについては、4Cの原則により作成します。

【4Cの原則】

コレクト（正確に）……特に数字、固有名詞は慎重に。

コンサイス（簡潔に）…無駄のない簡潔な書き方やタイトルの工夫。

クリア（明瞭に）……結論は何か、根拠は何かを明確に。

カラー（彩り）……色刷りという意味でなく、レイアウトの工夫。

⑨ 課題の根本的な解決

二度と事件を起こさないための未然防止の在り方について、様々な角度から検討します。

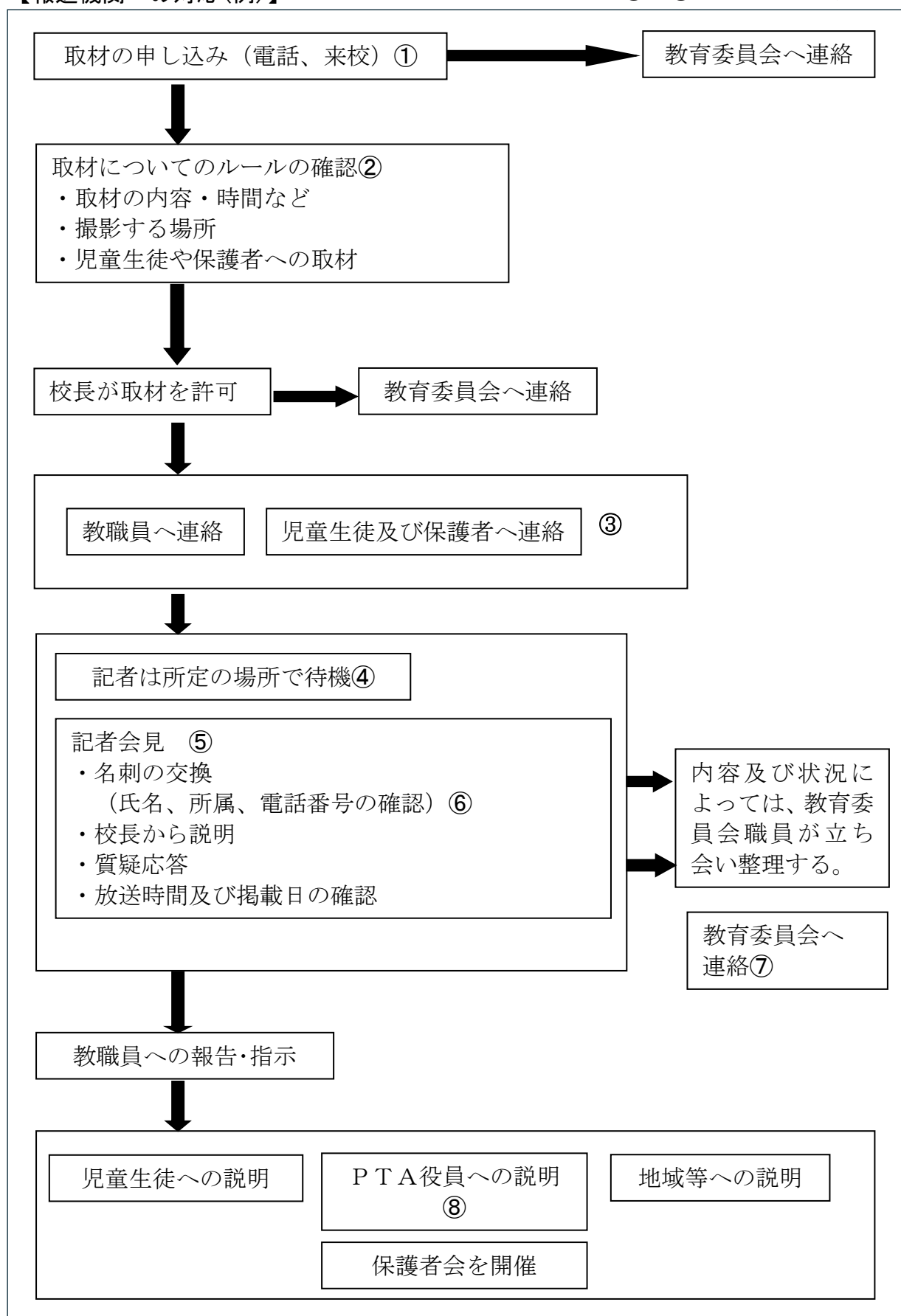
(例)

- ア 生徒指導体制の確立
- イ 生徒指導部と他の分掌との連携
- ウ 生徒指導部と担任との連携
- エ 児童生徒の欠席、遅刻、早退の把握と保護者との連携
- オ 緊急連絡網（教職員、児童生徒、保護者、関係機関）の確認
- カ 児童生徒が悩みや不安を相談できる相談体制の確立
- キ 個人面談や家庭訪問などをとおして、児童生徒の状況把握
- ク 保護者との連携
- ケ 地域や関係機関との連携

※ 生徒指導資料No. 21「危機管理について」（平成12年2月広島県教育委員会）

【報道機関への対応(例)】

(①～⑧については次頁参照)



【①～⑧についての説明】

- ① 取材の申し込みに対して、現時点で判明している「事実をもとに」、「何がわかっていること」で、「何が不明なこと」であるのか、「学校として、どうしようとしているのか」などの点について整理して説明することが必要である。

情報不足が不信感や憶測を呼ぶこととなりやすいことから、基本的には、説明することが必要である（アカウンタビリティ）。

取材に応える場合には、次の点に留意することが大切である。

- ア 児童生徒が混乱を起こさないこと
- イ 学校の秩序を守ること
- ウ 個人のプライバシーを守ること
- エ 保護者に学校不信をいだかせないこと
- オ 地域に信頼される学校づくりを進めること

また、教育活動や対応に支障をきたさないようにするため、時間や場所を制限せざるを得ない場合には、その理由を丁寧に説明して、可能な時間や場所を設定する。

- ② 取材内容の記録係を決め、取材目的、内容を再度確認の上、取材の方法、時刻及び取材時間を設定する。取材が複数社の場合は代表者を決めてもらう。テレビ取材については、何を撮影するのかをあらかじめ確認し、トラブルの未然防止に努める必要がある。
- ③ 教職員に取材があることを伝え、必要があれば児童生徒及び保護者への説明をしておく。
- ④ 待機場所には、張り紙をし、学校の担当者（複数）を配置しておく。複数社での取材の場合は、特に必要である。

⑤ 誠意を持って、事実のみを述べること

ア 「言えないことは言えない。」とはっきり理由をつけて説明すること

イ 聞かれたことのみを的確に答えること

ウ ミスリード的な相槌はうたないこと（同意されたものとしてとらえられる心配がある）

エ 意見、感想を求められたときは、特に慎重に対応すること（その言葉が記事になることを踏まえること）

オ 公開してもよい資料は、先手で配布すること（事前に教育委員会に連絡し相談すること）

カ 失言、事実と異なる話は、その場で素直に陳謝、訂正すること

キ 記事にしてもらっては困るが、話を進めるために必要であると思われる内容については、オフレコの活用も考慮すること（複数社と同時に対応する場合には、オフレコは通用しにくいことに注意すること）

⑥ 報道時間の確認をしたり、誤解されやすい内容や誤った内容を話した場合などに、連絡、訂正を行うためにも名刺交換をしておくこと

⑦ 取材時間、取材概要を教育委員会へ報告する。また、新聞記事等も保存しておくこと

⑧ 基本的に保護者には知らせる。プライバシーに十分配慮し、学校の方針について理解と協力を求めること

第5章 生徒指導に関する危機管理

Ⅱ（参考）各種対応に係るフローチャート

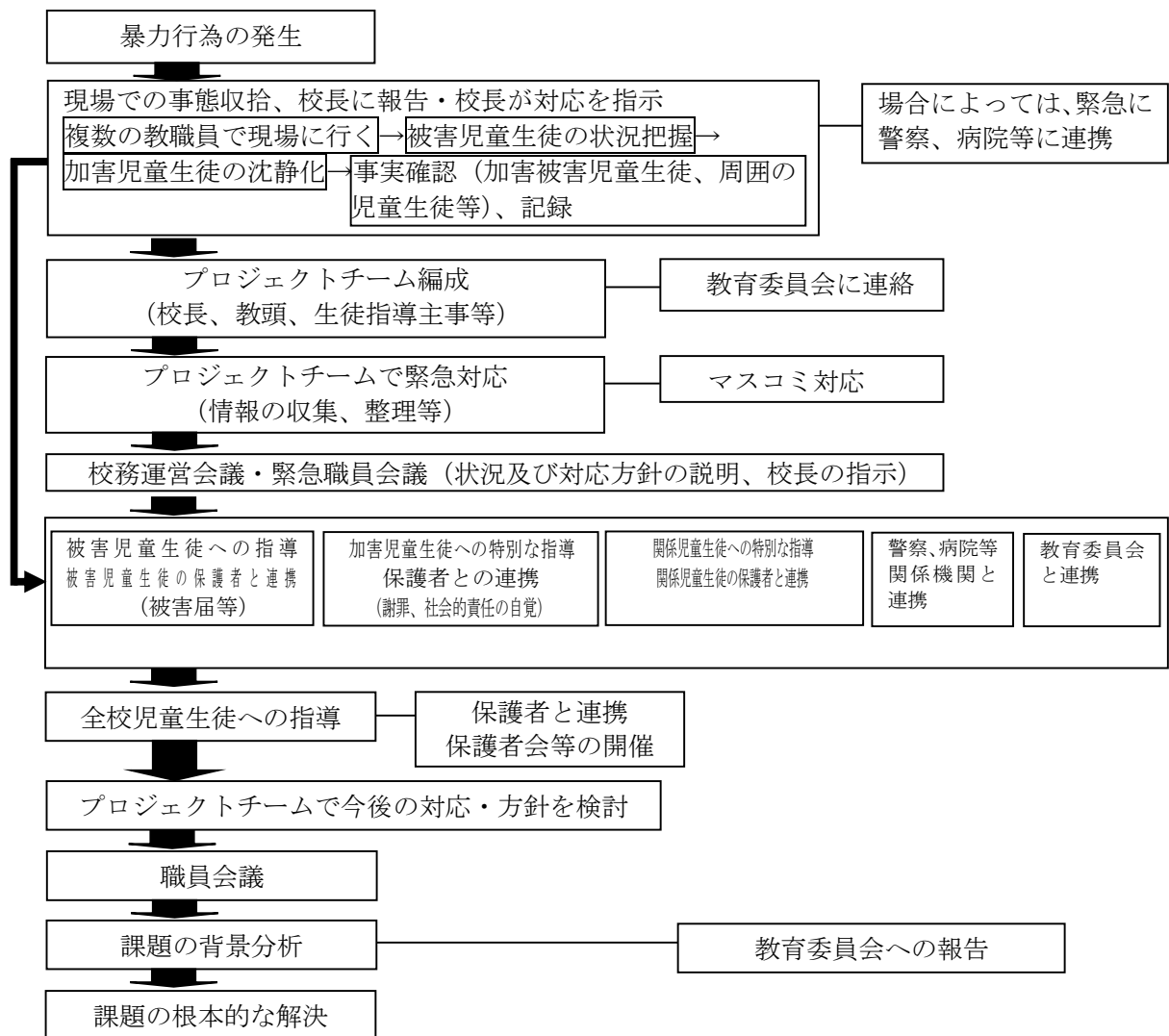
1：暴力行為 2：教室における盗難 3：金銭強要 4：自殺予告 5：家出等 6：薬物乱用等
※図中の「プロジェクトチーム」は、第5章Ⅰ内の「緊急対策本部」を指します。

1 暴力行為

(1) 予測と防止

- ア 教職員の研修等において、事例研究を行い最新の実態を把握しておくとともに、実際の対応を想定してシミュレーションしておく。
- イ 児童（生徒）会活動、学級（ホームルーム）活動等において、他人への思いやりや人を大切にする指導及び、社会のルールを守る規範意識を育てる取組を行う。
- ウ 定期的に校内の巡回を行うとともに「いかなる暴力も許さない」ことを日常的に徹底して指導する。
- エ 学級通信等を活用して児童生徒への啓発活動、保護者への理解と協力を求めるとともに、PTA総会等、あらゆる機会を通じて連携体制をつくる。

(2) 実際の対応（例）



(3) 課題の根本的な解決

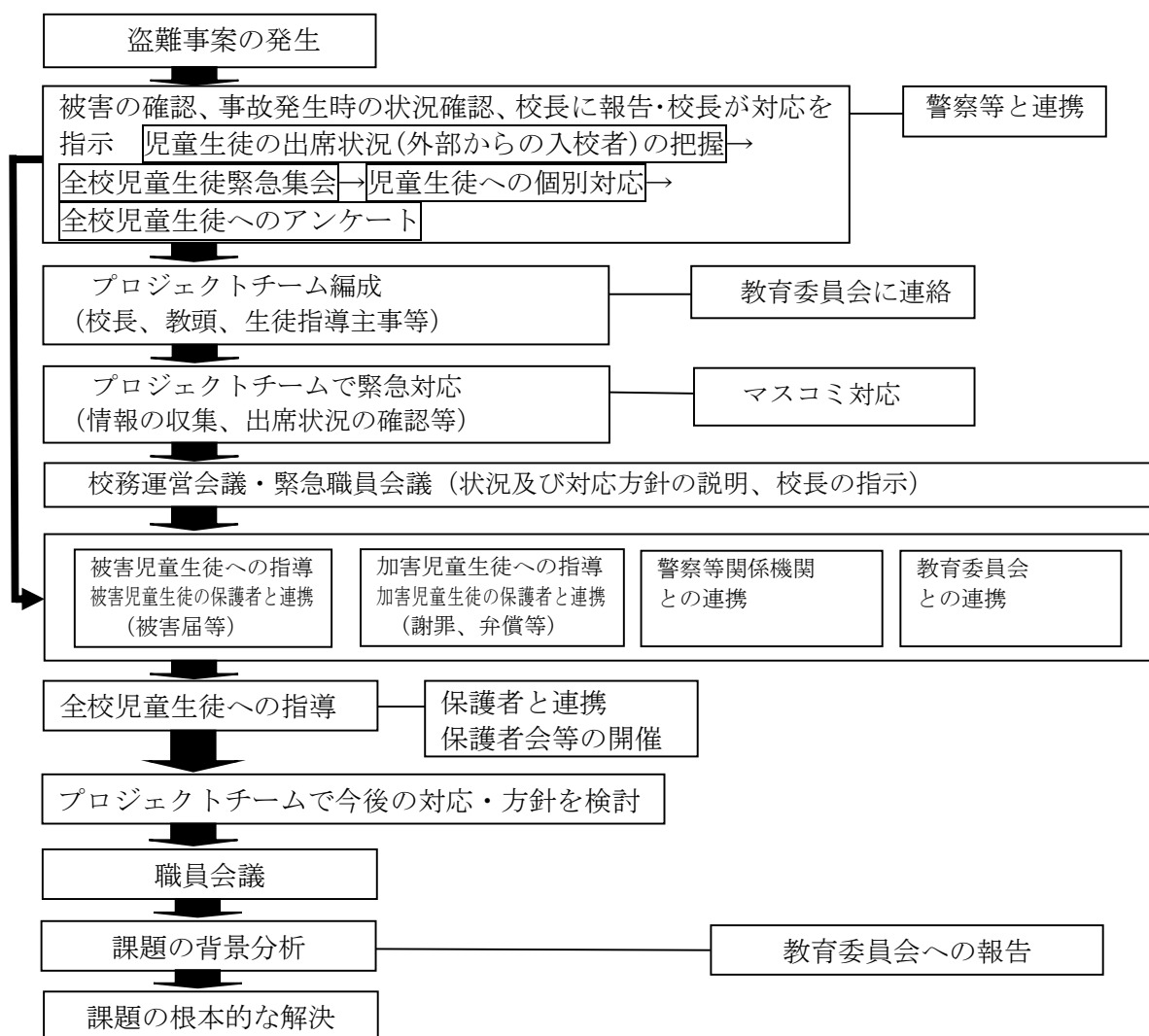
- ア 全校児童生徒に対して暴力行為は絶対に許すことのできない犯罪行為であることの意識を持たせるよう指導する。
- イ 被害を訴えることは勇気ある行動で、より大きな問題を防ぐことにつながることを日常的に指導する。
- ウ 教職員が毅然とした態度で指導が行えるよう、体制づくり・対応方法などについて定期的に校内研修会を開く。
- エ 通学途中や家庭での様子から兆候がつかめるよう、地域や保護者との連携を図る。

2 教室における盗難

(1) 予測と防止

- ア 部外者の無断入校の禁止の看板、教室の移動の際の施錠、貴重品管理の徹底、教職員による校内の巡回など学校、教室管理を徹底する。
- イ 児童（生徒）会活動、学級（ホームルーム）活動等において、貴重品の管理や、不要な物品は学校へ持ってこないことや、自分の持ち物に名前を書くことなどを指導しておく。
- ウ 学級（ホームルーム）担任や教科担任、養護教諭等により、全校児童生徒の欠席・遅刻や早退、授業への出席状況など児童生徒の所在の把握を徹底する。
- エ 学級通信等を活用して貴重品や不必要なお金を持たせないよう保護者へ協力を求め、学校と保護者が一体となって取組む。

(2) 実際の対応（例）



(3) 課題の根本的な解決

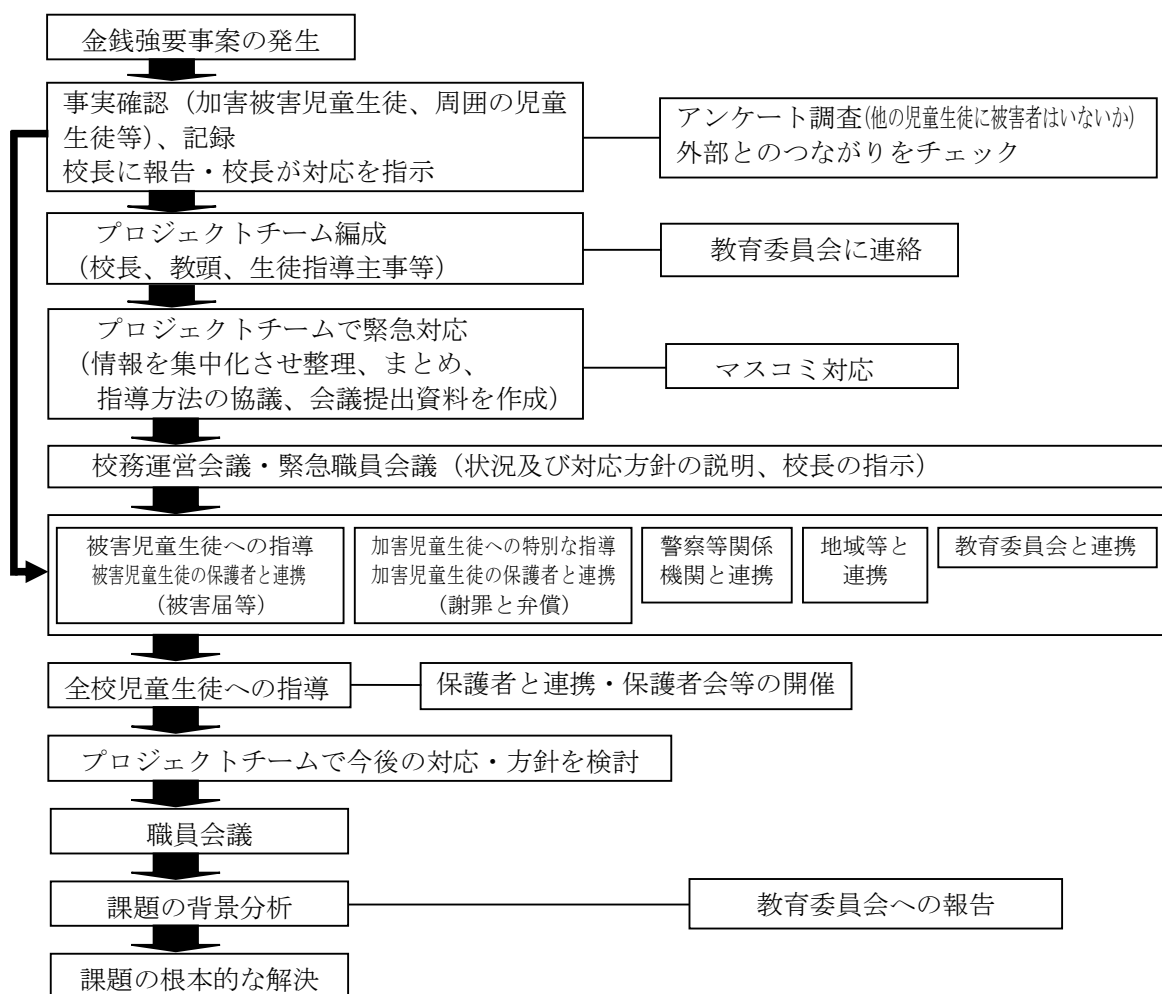
- ア 当該児童生徒への指導については、保護者と十分に連携して背景を明らかにし取り組む（カウンセラーや専門機関とも連携して取り組む）。
- イ 他の問題行動（万引き、金銭強要、いじめ、暴走族等）との関連を含め、気になる児童生徒の情報を全教職員で共有できる体制をつくる。
- ウ 保護者に対して、盗難に対しては毅然として対応することなど学校の方針を明確にするとともに、貴重品や不必要なお金などを学校に持参させないことを協力依頼する。

3 金銭強要

(1) 予測と防止

- ア 教職員の研修等において、事例研究を行い最新の実態を把握しておくとともに、実際の対応を想定してシミュレーションしておく。
- イ 日頃から、児童（生徒）会活動、学級（ホームルーム）活動等において、他人への思いやりや人を大切にする指導、また、社会のルールを守る規範意識を育てる取組を行う。
- ウ 児童生徒間の望ましい人間関係づくりや、児童生徒が悩みや不安などを相談しやすい相談体制をつくる。
- エ 学級通信等を活用して、不必要なお金を持ってこないよう、保護者への理解と協力を求めるとともに、PTA総会等、あらゆる機会を通じて連携体制をつくる。

(2) 実際の対応（例）



(3) 課題の根本的な解決

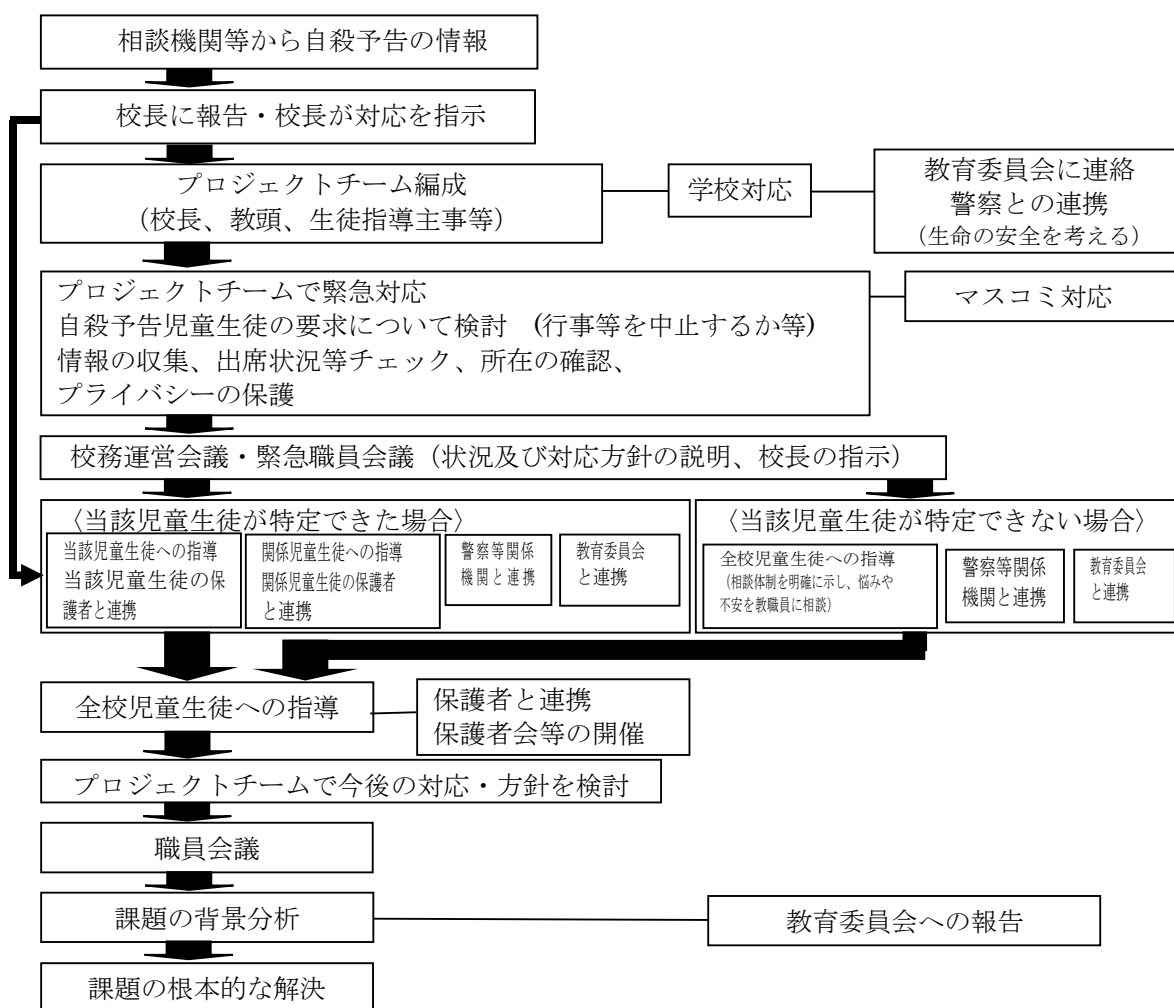
- ア 全校児童生徒に規範意識を育てるとともに、自然体験活動やボランティア活動を行うなど教育内容を工夫し、人間としての在り方・生き方についての指導を徹底する。
- イ 教職員が毅然とした態度で指導が行えるように校内研修を行うとともに、金銭強要は絶対に許さないという学校の方針を明確にする。
- ウ 気になる児童生徒の情報を全教職員で共有できる体制をつくる。
- エ 保護者に対して、金銭強要は絶対に許されないという規範意識を児童生徒に持たせるよう協力を依頼する。

4 自殺予告

(1) 予測と防止

- ア 「生命尊重」「人権尊重」の精神の育成を教育活動全体を通して行うとともに、教職員と児童生徒及び児童生徒相互の共感的な人間関係づくりに努める。
- イ 学校生活の意義の自覚と目的意識の高揚を図り、児童生徒一人一人が存在感の持てる学級経営を行う。
- ウ 関係機関と連携し、相談体制の確立を図る。
- エ 学校通信等を活用して保護者との連携を図り、学校・家庭が一体となって取組む体制を確立する。
- オ 自殺予告電話などへの対応・方針について、あらかじめ研修をしておく。

(2) 実際の対応（例）



(3) 課題の根本的な解決

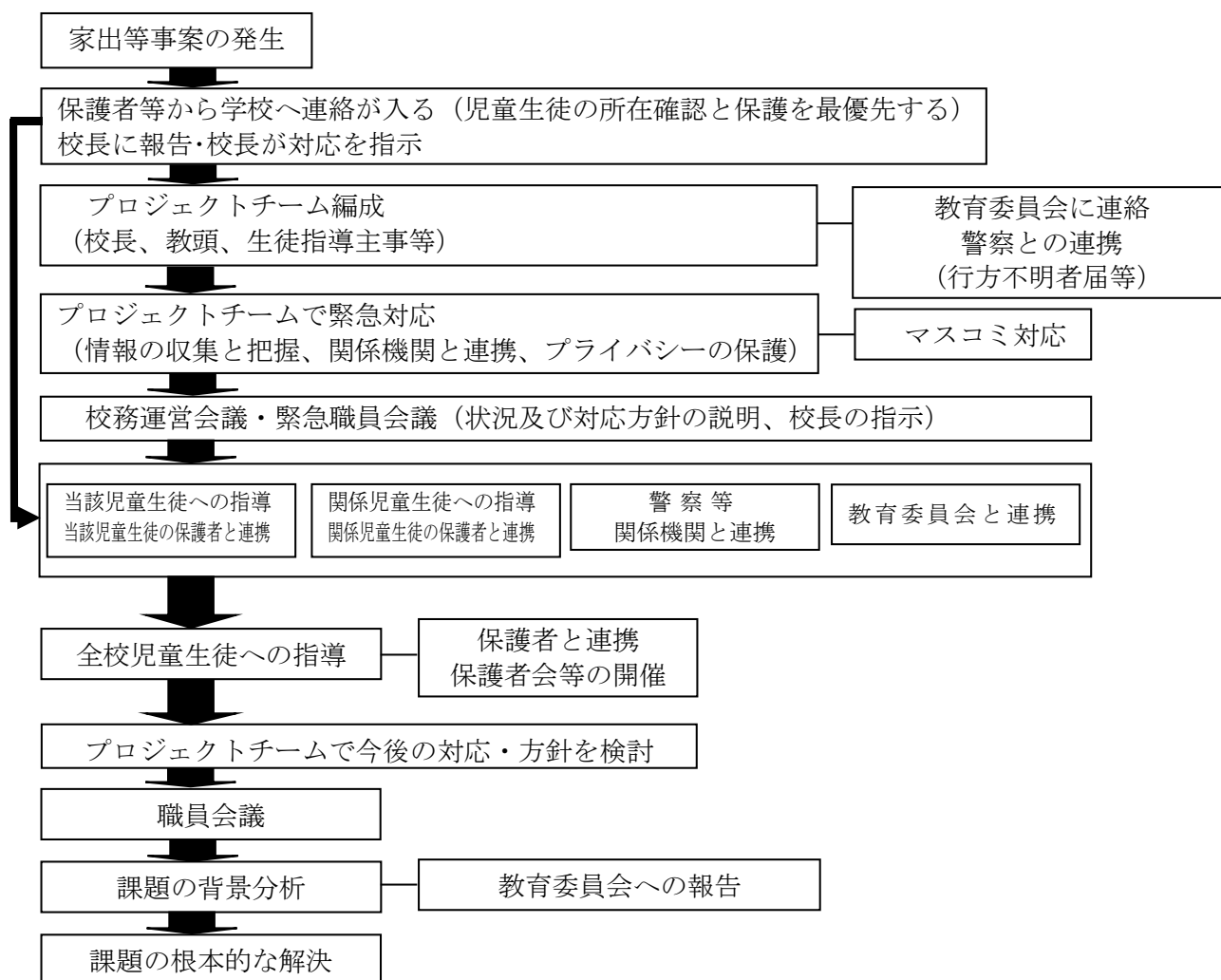
- ア 自然とのふれあいや奉仕活動・勤労体験など教職員と児童生徒の共通の生活体験の場を設定し、ふれあいを深めたり、居場所をつくったりするよう取り組む。
- イ 関係機関と連携し教職員研修を行い、児童生徒が悩みや不安を相談できる教育相談体制を確立するとともに、日常的に児童生徒に関する情報交換の場をもつ。
- ウ 学校での児童生徒の状況、家庭での状況について、日常的に、情報交換できるよう保護者との連携を図る。
- エ 児童（生徒）会活動や学級（ホームルーム）活動等において悩みや不安を訴える手段として、自殺予告の電話などは問題の根本的な解決にはならないことを徹底して指導する。

5 家出等

(1) 予測と防止

- ア 教職員と児童生徒及び児童生徒相互の共感的な人間関係づくりに努める。
- イ 学校生活の意義の自覚と目的意識の高揚を図り、児童生徒一人一人が存在感の持てる学級経営を行う。
- ウ 関係機関と連携し、児童生徒が悩みや不安を相談できる教育相談体制の確立を図るとともに、児童生徒の行動や心情を細かく観察できる体制をつくる。
- エ 学校通信等を活用して保護者との連携を図り、学校・家庭が一体となって取り組む。

(2) 実際の対応（例）



(3) 課題の根本的な解決

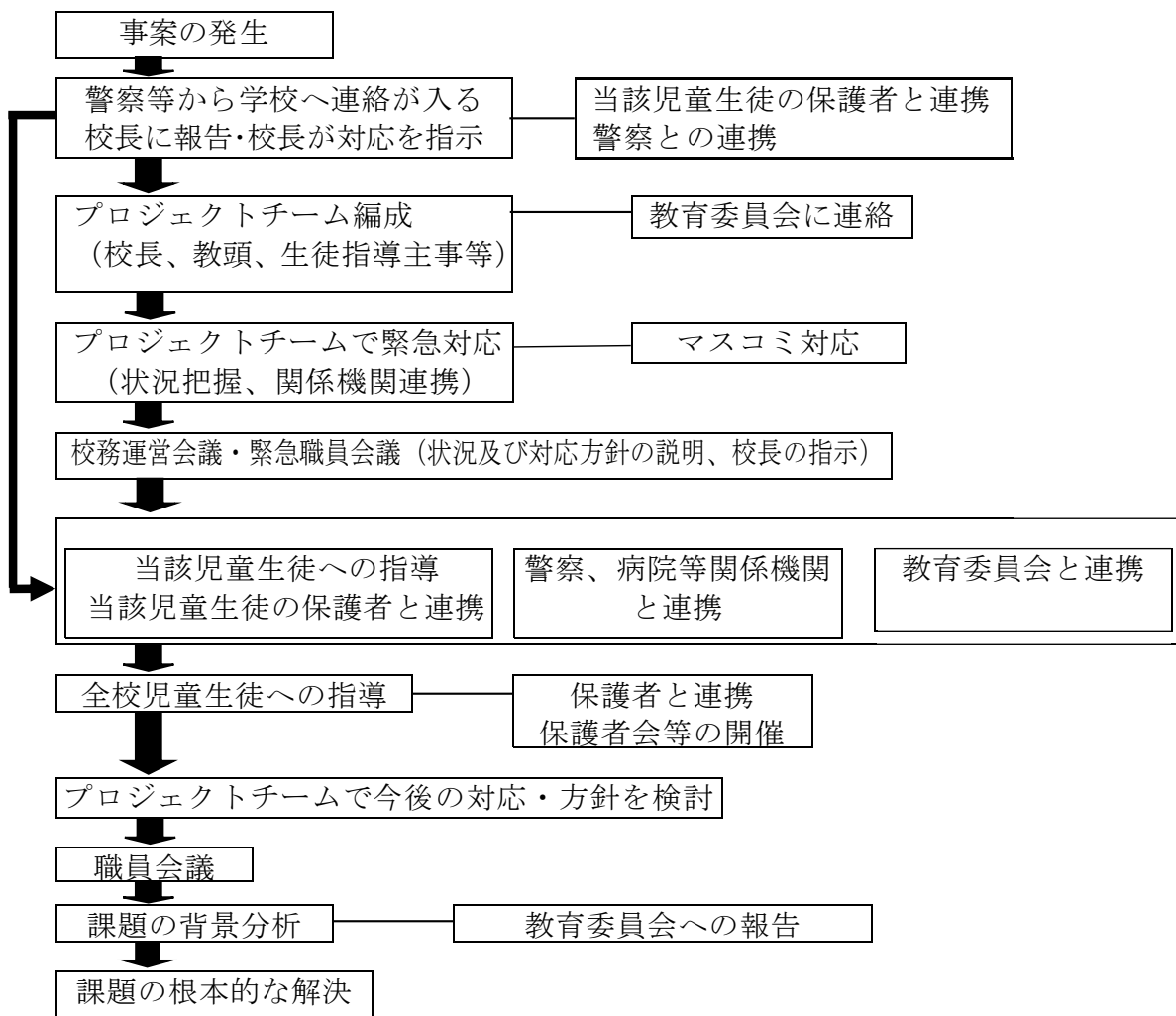
- ア 学校教育活動全般を通じて、学校生活の意義の自覚と目的意識の高揚を図るとともに、児童生徒と教職員、児童生徒同士の望ましい人間関係がつかれるよう教育内容を工夫する。
- イ 家出をした児童生徒への事後対応は温かい態度で接し、本人の気持ちを整理させ、時間をかけて指導する。
- ウ 関係機関と連携し、教職員がカウンセリングなどについての研修を行い、教育相談体制を確立する。
- エ 関係機関、家庭と連携を図り、協力しながら児童生徒に対応できる体制を確立する。

6 薬物乱用等

(1) 予測と防止

- ア 薬物乱用等の有害性、危険性等について、教職員の研修等において確認しておくとともに、実際の対応についてもシミュレーションしておく。
- イ 全校集会、学年集会、児童（生徒）会活動、学級（ホームルーム）活動等において、関係機関と連携し非行・薬物防止教室を開くなど、薬物乱用等の有害性、危険性を認識させる。
- ウ 保護者との連携を密にし、家庭での子供の状況等について情報交換できるよう協力を依頼する。

(2) 実際の対応



(3) 課題の根本的な解決

- ア 未然防止のため、全校児童生徒に対し、薬物はたとえ1回でも使用すれば、身体的に有害、危険であることや所持しているだけで法律に違反し罰せられることについて、非行・薬物防止教室等で指導を徹底させる。
- イ 日常的に、児童生徒の表情や行動、交友関係等を細かく観察し、情報交換ができる体制をつくる。
- ウ 警察等関係機関と連携し、教職員が研修を行い最新の知識と情報を持つよう努める。
- エ 学校通信や保護者懇談会などをとおして、薬物乱用に対する啓発活動や資料提供を行うとともに家庭と緊密な連携をとる。

生徒指導のてびき

軌 跡

は じ め に（旧 版）

21世紀を担う児童生徒をすこやかにはぐくむことは、我々すべての大人の願いであり、責務であります。

しかしながら、児童生徒の問題行動は大幅に増加しており、凶悪・粗暴化するとともに低年齢化しています。戦後第四のピークを形成しつつあるといわれており、極めて深刻な状況にあります。

また、残念なことに、本年になってナイフによる傷害事件や県立高校生が金銭強要、暴力を受けた後に自殺するといった痛ましい事件などが起こっております。

二度とこのような事件を起こさないよう、全力で取り組んでいきたいと考えております。

児童生徒の問題行動の背景は、情報化や少子化など社会が急激に変化する中で、家庭における幼少時からのしつけの問題、児童生徒の多様な適正とに十分対応できていない学校の在り方、物質的な豊かさや利便さを追い求め、他人への思いやりや連帯感の希薄化がすすんでいる社会状況など、家庭、学校、地域社会のそれぞれの要因が複雑に絡み合っていると考えられます。

問題行動の解決のためには、我々大人が児童生徒の成長を温かく見守りつつ、児童生徒に、地域社会の中で様々な生活体験、社会体験、自然体験をとおして、社会性ととともに豊かな人間関係を築く力を身につけさせることが必要です。

そのためには、学校、家庭、地域が話し合いながら、それぞれがなすべきこと、できることを明確にして、共に子どもたちを育てていくための「地域ネットワーク」づくりに取り組む必要があります。

とりわけ、学校においては、校長のリーダーシップのもとに、生徒指導体制を確立し、一致協力して組織的に取り組むことが大切です。また、学校内だけですべての問題を解決しようとする「抱え込み」意識を捨て、家庭、地域、関係機関などとの「開かれた」連携による取組みをすすめていかなければなりません。

学校においては、児童生徒の問題行動を防止するために、主に次の四点が必要であると考えます。

- ① 人間としての在り方生き方についての自覚を深めさせるとともに、心の教育を充実させ、児童生徒が自己実現を図ることができる教育を推進すること。
- ② 基本的な倫理観、規範意識を育てる教育を充実させること。
- ③ 問題行動にいたることを防ぐ教育を推進すること。
- ④ 問題行動に対して、迅速に対応ができ、再発を防止することができる体制を確立すること。

この冊子は、以上の四点のうち、三点目の「問題行動にいたることを防ぐ教育を推進すること」についての一つの基本的な考え方、留意点及び進め方をまとめたものです。

特に、問題行動の解決のために重要なことは、教職員が、問題行動は、「存在感がない」「学校に所属感がもてない」「将来に希望がもてない」などの児童生徒の発するサインとしてとらえ、児童生徒に、自らの在り方生き方をしっかりと考えさせるチャンスとすることです。

各学校において、この冊子を参考資料として活用し、児童生徒がいじめや暴力等の問題を自分自身の問題としてとらえ、防止することができる力を培い、一人一人の児童生徒が安心して学ぶことができる学校づくりをすすめてください。

平成10年12月

は じ め に (旧 版)

最近の児童生徒の問題行動等の状況をみますと、ナイフによる傷害事件や高校生が覚せい剤を所持し逮捕されるという事件、さらには、県立高校の生徒が金銭強要や暴力行為を受けた後に自殺するという事件が起きるなど、極めて深刻な状況にあります。

また、喫煙、万引きなどは、年々増加するとともに、低年齢化しており、基本的な倫理観や規範意識の低下が指摘されています。

児童生徒の問題行動の背景は、情報化や少子化など社会が急激に変化する中で、家庭における幼少時からのしつけの問題、児童生徒の多様な適正等に十分対応できていない学校の在り方、物質的な豊かさや利便さを追い求め、他人への思いやりや連帯感の希薄化がすすんでいる社会状況など、家庭、学校、地域社会のそれぞれの要因が複雑に絡み合っていると考えられます。

問題行動を解決していくための基本的な観点は、問題行動を、「存在感を味わうことができない」「集団への所属感がもてない」「やすらげる場所がない」「自分の生き方を見失っている」など、児童生徒が発するサインとしてとらえることです。また、大人社会の価値観が、子どもたちに大きなストレスや悪影響をもたらしており、問題行動は大人社会の在り方が問われている問題であるにとらえることだと考えます。

問題行動を起こした児童生徒の指導については、安易に指導から切り離すことは根本的な解決にならないという基本認識にたって、児童生徒の心情、背景を丁寧に探り、課題を明確にして取り組むことが大切です。

また、カウンセリングマインドをもって児童生徒を指導し、共感的な人間関係や信頼関係をつくること、児童生徒に、社会のルールや善悪の判断力を身に付けさせるとともに、児童生徒の年齢に応じて、自分の行為には責任をとるといった姿勢を育成するよう指導していくことが重要です。

学校においては、校長のリーダーシップのもとに、組織的に取り組んでいく必要がありますが、加えて、学校内のみですべての問題を解決しようとする「抱え込み」意識を変革しなければなりません。学校が、主体性をもって「開かれた」連携をすすめていかなければなりません。

この冊子は、校内の生徒指導体制の確立とともに、児童生徒の具体的な問題行動に係る指導及び関係機関との連携について、基本的な考え方や指導上の留意点をまとめたものです。

各学校において、この冊子を参考資料として活用し、一人一人の児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、一層の生徒指導の充実を図ってください。

平成11年1月

は じ め に（旧 版）

急激に進む少子化や都市化の影響、低下する家庭や地域社会の教育力などを背景として、いじめ、不登校、暴力行為、凶悪犯罪が続発するなど、児童生徒を取り巻く状況は深刻です。

このような状況を踏まえ、広島県では、平成12年11月、「ひろしま夢未来宣言」において、県民の願いと信頼に応える新たな「教育県ひろしま」を創造することをうち出しているところです。

激しい変化が予想される21世紀において、学校に求められているものは、自ら学び、考えるという確かな学力をつけていくとともに、規範意識や倫理観、他人への思いやりの心など、集団や社会の一員としての自覚や豊かな人間性をはぐくむことです。

このため、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割と責任を果たしながら、相互に協力することが一層求められています。

県教育委員会では、これまで、問題行動への適切な対応といった面のみならず、家庭、地域社会に開かれた取組みをすすめる、児童生徒の人格のよりよき発達を目指すという積極的な生徒指導を推進するため、研修資料として、「生徒指導ハンドブック」「問題行動に関する防止学習プログラム」「生徒指導に関する危機管理マニュアル」を配布してきました。

これらの資料は、現在まで広く活用されてきましたが、この間に社会の状況が変化したり、児童生徒に関係する法律の改正等が行われ、今日の新しい状況に適切に対応できる内容とする必要が生じてきました。

このため、集団生活におけるルール等の指導、暴走族追放の促進に関する条例、少年法の改正、出席停止の措置等について加筆・修正するとともに、「生徒指導のてびき」として一冊に編集しました。

この資料が十分に参考にされ、生徒指導上の課題を解決するための具体的な方法について検討し、学校体制の見直し、校内研修会、生徒指導主事研修会等に活用されることを期待しています。

平成13年3月

改訂に当たって（旧版）

本来、学校は児童生徒が夢や希望をもって自主的、自発的に活動し、自己実現できる場でなければなりません。しかしながら、「生徒指導のてびき（旧版）」を発行した平成12年前後の本県は、自分に自信がもてず人間関係に不安を感じていたり、好ましい人間関係を築けず社会性を十分身につけていなかったりする児童生徒や暴走族と関係をもつ生徒がみられ、生徒指導上の問題が多発するなど、深刻な状況にありました。

そのため、県教育委員会では、校長を中心とした生徒指導体制を確立することが、最重要課題であるとの認識のもと、重点的な取組を推進して参りました。

特に、平成14年度から3年間、生徒指導重点校を指定し、中学校においては暴力行為の発生件数の半減を、高等学校においては中途退学者数の半減を目標に設定し、「生徒指導体制の確立」、「学習指導の充実」、「開かれた学校づくり」の3点を取組の柱として課題の解決を図って参りました。その結果、中学校、高等学校ともに目標を達成するなど、大きな成果をあげることができました。

このような成果をあげることができたのは、各生徒指導重点校が特別な取組を行ったからではなく、教職員がベクトルの向きをそろえ、それぞれの立場で責任を全うし、生徒、保護者、地域を巻き込む取組を推進するなど、日々、学校が組織として地道な教育活動を積み重ねたことにあると認識しています。

これらの各学校の取組の理論的背景となった、「生徒指導のてびき（旧版）」は、問題行動への適切な対応や児童生徒の人格のよりよい発達を目指す積極的な生徒指導、校内の生徒指導体制の確立に向けた取組、関係機関との連携、問題行動の未然防止、危機管理などについて、基本的な考え方や留意点など、生徒指導を進める上で重要な事項を網羅した内容となっています。

このことから、この資料は、平成13年3月の配布以降現在まで、校内での生徒指導研修や各学校で起こった問題行動への対応で活用されるなど、生徒指導推進の指導書として広く利用されてきました。

しかし、この間、教育基本法や関連法令等の改正等が行われたことや、児童生徒を取り巻く社会環境も変化するなど、時代の流れに適切に対応できる内容とする必要が生じてきたことから、この度、新たに「携帯電話などICT機器に係る指導について」、「問題行動発生時の対応」、「不登校」、「高等学校における中途退学」、「児童虐待」、「デートDV」を項目に加えるとともに、その他の内容についても、加筆・修正を行いました。

この「生徒指導のてびき（改訂版）」が、各学校においてこれまでも増して幅広く活用され、生徒指導の充実に役立つことを願っています。

平成22年3月